せたがやの環境

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる ~環境共生都市せたがや~

令和4年度 環境ポスターコンクール特選作品







令和4年度

世田谷区

【表紙:令和4年度環境ポスターコンクール特選作品】



「ずっと使えるエネルギーを |

北本 開史朗さん

世田谷区立太子堂小学校

〔絵にこめた想い〕

ぼくは、未来が緑のたくさんある町になってほしいと 考えて地球にやさしい町を描きました。



「おいてかないでつれてって!!」

石川 喜生人さん

世田谷区立太子堂小学校

〔絵にこめた想い〕

ポイ捨てをする人が、ポスターを見て、ポイ捨てをしないという意識をもってくれればと思いました。



「仲間がどんどん消えていく・・・」

成田 詞哉さん

世田谷区立山野小学校

〔絵にこめた想い〕

緑がきれいなミヤコカナヘビ。人間のせいで絶滅しないようにと思いながら描きました。

目 次

はじめに

]	1.	世田谷区の環境の現状と課題 - 世田谷区の概要 ····································		
]	1.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
2	2 .	環境基本計画及び行動指針		
3	3.			
	4.	2002 - 1 10 1 10 12 12 2 2 2 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		
5	5.	世田谷区気候危機対策基金	•	7
		エネルギーの有効利用及び環境負荷の低減		
		環境負荷を抑えたライフスタイルの確立		
2	2.	. 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用促進		
3	3.	7 77 1 1 1 7 7 1 2 7 7 1	1	2
4	4.		1	2
5	5.	. 環境マネジメントシステムの推進	1	5
		良好な生活環境の確保		
]	1.		2	1
	2.		2	8
			3	6
4	4.		4	3
5	5.		4	5
6	3.		5	1
	7.		5	3
8	3.	放射線物質等対策	5	7
ç	9.	有害鳥獣対策	5	8
1	0.	管理不全な状態にある住居等への対応	5	9
1	1.	環境美化の推進	6	O

資料編 ······ 6 3

I. 世田谷区の環境の現状と課題

1. 世田谷区の概要

世田谷区は、東京 23 区中最大の約 92 万人(令和 4 年 8 月時点)の人口を擁し、面積 58.05 L 26 と 1 ます。武蔵野台地の南東端に位置し、区内を流れる河川は、多摩川、野川、仙川、丸子川などの多摩川水系と、呑川水系、目黒川水系に大別されます。多摩川水系以外は、かつては灌漑用水として利用されていましたが、現在はほとんどが下水道幹線として暗渠化(一部は親水公園)されています。

環状7・8号線や国道246号線、世田谷通りなどの幹線道路や、京王線、小田急線、東急線の鉄道が通り、いずれも都心部等へ向かう通過交通となっています。

多摩川の沿岸と台地との間には国分寺崖線と呼ばれる急傾斜地帯が続いており、崖線沿いの樹林地や 点在する社寺林、屋敷林、西部地域に多い農地などにより、一般に緑の多いまちというイメージが定着 し、都心に近いことから宅地が6割を占める良好な住宅都市となっています。

2. 世田谷区の環境の課題

(1) 地球環境

① 近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しています。世田谷区でも台風や集中豪雨により浸水被害が発生するなど、区民生活に大きな影響をもたらしています。区民・事業者の皆さんとこの状況を共有し、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みと、今起こっている気象災害から区民の生命と財産を守る取組みを進める必要があります。

地球温暖化対策については、1997年(平成9年)に「京都議定書」が採択され、2005年(平成17年)に発効しました。わが国でも、2008年(平成20年)~2012年(平成24年)の第一約束期間に、温室効果ガスを1990年(平成2年)の水準の6%減という目標を定め、産業界や各家庭でも二酸化炭素削減の取組みが進められてきました。2013年(平成25年)11月には、2020年(令和2年)に2005年(平成17年)度比3.8%削減とする目標を決定しました。その後、2015年(平成27年)に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年(令和2年)以降の新たな国際的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。この中でわが国も、2030年(令和12年)度までに2013年(平成25年)度比で26%を削減(2005年度比25.4%削減)する「日本の約束草案」を提出し、これを踏まえた「地球温暖化対策計画」を策定しました。2020年(令和2年)には、パリ協定に定める目標を踏まえ、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年(令和3年)に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基本理念として位置づけました。また、2030年(令和12年)度において、2013年(平成25年)度比で温室効果ガスの46%削減をめざすこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、「地球温暖化対策計画」に明記しました。

世田谷区では深刻化する気候危機の状況を踏まえ、2020年(令和2年)10月16日に「世田谷区気候 非常事態宣言」を行うとともに、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明 しました。

- ② 東京都は、世界有数の大都市であり、大量のエネルギーが消費されています。世田谷区においては、エネルギー消費量が東京都全体の約4.8%を占めており、そのうちの半分以上を家庭部門が占めています。エネルギー消費量を削減するためには、エネルギーの消費量自体を減らす「省エネ」の取組みを進めていく必要があります。それとともに、エネルギー消費による二酸化炭素の排出量を減らすために、再生可能エネルギー等の脱炭素に役立つエネルギーの導入を進めていくことが求められます。
- ③ 世田谷区内のごみの収集量は、主として区民の分別徹底と資源回収の協力により、清掃事業の区移 管前の平成11年度と令和3年度を比較すると、区民1人1日あたりのごみの収集量が約39%減、資源 回収量が約2.4倍となる成果をあげています。さらに、可燃ごみに含まれる資源の分別の徹底や食品ロ スなどを含む生ごみを削減することで、ごみ収集量の削減をめざしていきます。

最後の処分場である中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を少しでも長く利用していくためにも、これまでの取組みを継続・拡充するとともに、区民・事業者主体による取組みを促進し、ごみの発生抑制をより一層進めて、環境に配慮した持続可能な社会をめざしていく必要があります。

(2) 自然環境·都市環境

① 世田谷区は、東京23区の中では比較的多様な自然環境が存在する区です。しかし、特に高度経済成長期以降の土地利用の変化等により、貴重な自然環境は急激に減少してきました。区の緑被率は、昭和48年には33.9%だったものが、商業業務地の拡大、ミニ開発の増加、マンション建設等の開発に伴って減少を続け、平成9年には20.5%、平成13年には20.45%となりました。その後、緑化指導等によって植栽された樹木の生長や調査精度の向上等により、平成18年には24.01%と上昇しましたが、平成23年には22.89%とまた少し減少しました。平成28年には樹木の生長等により、23.56%とやや上昇しましたが、令和3年には22.56%となりました。

平成13年から調査しているみどり率(緑被率+水面と公園内の緑で覆われていない部分を合計した土地の割合)も、平成13年には21.41%で、平成18年には25.56%と上昇しましたが、平成23年には24.60%と減少しました。平成28年には25.18%と、約0.6ポイント上昇しましたが、令和3年には、24.38%となり、前回調査から0.80ポイントの減少となりました。

世田谷区の緑被面積の約6割は民有地にあり、その民有地のみどりは相続に伴う土地の細分化や開発事業等のために減少していることから、緑地の保全や創出の対策が求められています。

特に、近年、国分寺崖線周辺の斜面地にマンション等が増加し、豊かなみどりが失われていることから、「国分寺崖線保全整備条例」、「みどりの基本条例」、「斜面地等における建築物の制限に関する条例」、「風景づくり条例」など、多様な制度により保全に取り組んでいます。また、平成22年10月からは、緑化が建築確認の要件となる、都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、みどり豊かで良好な住環境の整備に向けた取組みを推進しています。

② 都市化による雨水浸透面の減少で地下水・湧水の渇水化が進み、市街地における河川汚濁の現況に対応するとともに、下水道整備を促進するため、河川の暗渠化が進みました。

良好な水循環と水辺の再生のため、雨水浸透設備の普及等により地下水の保全を図りつつ、水辺再生事業の 実施により、水と親しめる環境の整備を進めてきました。

(3) 生活環境

- ① 区に寄せられる公害に関する苦情の年間件数は減少傾向にありましたが、平成24年度以降は横ばい傾向にあります。建設作業に伴う騒音・振動等に関する苦情が最も多く、都市生活型公害への対応が課題となっています。
- ② 産業型公害は、環境規制の強化によりある程度改善されましたが、幹線道路沿い等では、ほとんどの調査箇所で騒音の環境基準を達成することができず、また、大気の汚染状況を示す二酸化窒素についても高い数値を示している箇所があり、自動車公害への対応が課題となっています。東京都が平成15年10月からディーゼル車の走行規制を始め、区でもディーゼル車への粒子状物質減少装置の装着助成を続けたこと等の効果により、浮遊粒子状物質(SPM)は環境基準を達成していますが、今後も大気汚染の改善のための一層の取り組みが必要です。
- ③ 区内河川の水質については、野川や仙川は近年、生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準を概 ね達成していますが、一層の改善が求められています。
- ④ 区は、ポイ捨て防止等に関する条例(現「環境美化等に関する条例」(平成30年3月条例改正))により、区内全域でポイ捨てと歩きたばこをしないことを定め、環境美化について一定の成果をあげてきました。

さらに近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京2020大会開催を契機に、屋内の受動喫煙防止の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にとって健康で安全かつ良好な環境を実現することが求められ、平成30年10月世田谷区たばこルールを施行しました。

- ⑤ 生活面での課題として、カラス問題もあげられます。ごみを散らかしたり、繁殖期に人が威嚇・攻撃される被害が発生しています。平成16年から、カラスの巣の撤去を行うなど対策を進めています。
- ⑥ 住居や敷地内外に大量の物品を溜め込み、悪臭や害虫の発生、通行の障害等、居住者と地域住民の 生活環境に大きな影響を及ぼすような、管理不全な状態にある住居等の対策に取り組み、良好な生活 環境を保全することが求められています。

Ⅱ.総合的な環境行政の推進

1. 環境基本条例

世田谷区は、平成6年に「環境と共生する都市世田谷」をめざして、23 区初の環境基本条例を制定し、 平成7年から施行しています(条例は資料編89ページ参照)。条例は、区の環境行政を総合的・計画的 に推進し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とし、①区のめざす基本理 念や環境行政の基本方針を示す ②区・区民・事業者の責務を明らかにする ③開発事業等への環境配 慮のしくみを定めることを主な内容としています。条例は、環境の保全・回復・創出についての基本理 念を、次のように掲げています。

- 環境基本条例の基本理念 -

- ・ 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来 の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。
- ・ 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的 として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。
- ・ 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

環境審議会

施策を推進する上での必要な事項を調査・審議するために、環境基本条例に基づき、区長の附属 機関として環境審議会を設置しています。環境審議会では、基本計画に関することなどについて審 議しています。また、開発事業等に係る環境配慮事項について審議会に報告しています。

①委員数 14名 任期 2年 ②開催数(令和3年度)3回

2. 環境基本計画及び行動指針

環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成8年3月に環境基本計画を策定しました。

その後、計画の改定や調整計画を経て、現在、令和2年度から令和6年度までの「環境基本計画(後期)」に基づき、施策を推進しています。計画では、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる~環境共生都市せたがや~」を区のめざす環境像としています。

また、環境基本条例第8条に基づき、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践するための指針として、平成9年2月に環境行動指針を策定しました。その後、環境基本計画改定を受けて、環境行動指針も改定しています。区民、事業者、区が連携し、施策を着実に推進していきます。

3. 地球温暖化対策地域推進計画

区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の実行計画(区域施策編)として、 平成24年3月に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。平成30年3月には、環境基本計画 の考え方や、国の地球温暖化対策の動きを踏まえ、また、平成25年3月に策定した「世田谷区地球温暖 化対策地域推進計画アクションプラン」の内容を統合し、平成30年度から令和12年度までの計画を新 たに策定しました。区は本計画に基づき、2050年の低炭素社会・世田谷のイメージ「自然の恵みを活か して小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現に向けた施策を推進してきました。

令和2年10月には、深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者の皆さんと地球温暖化の問題を共有し、共に行動していくため、「世田谷区気候非常事態宣言」を行い、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。このことを踏まえ、現在、本計画の改定作業を進めています。計画目標や具体的な施策を見直し、令和5年度から新たな計画をスタートする予定です。

4. 環境基本計画に関連する主な条例および計画

環境基本計画は、世田谷区の基本構想や環境基本条例等に掲げる基本的な理念に基づいて世田谷区の 環境施策に関する行政計画として位置づけています。

そして、環境面の課題について分野ごとに条例・計画等を定めるとともに、都市整備や産業振興など 区が制定・策定するさまざまな条例・計画等と調整し、連携・補完しあいながら、総合的かつ計画的な 視点から環境施策を推進しています。

環境に関する主な条例および計画・指針は、次のとおりです。

(1) 環境美化等に関する条例(平成9年10月制定、平成16年4月改正)

※ポイ捨て防止等に関する条例から名称変更(平成30年4月改正)

まちの環境美化について、区・区民・事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶及び吸い殻等の散乱の防止、その他必要な事項を定めたものです。また、歩きたばこによる被害等を未然に防ぐため歩行中に喫煙をしないようにすることを喫煙者の責務とし、区長が「路上禁煙地区」を指定できるようにしました。(路上禁煙地区制度は、平成30年10月で廃止。)

さらに、喫煙する人としない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上する まちづくりの実現を目指して、区内全域の道路・公園を禁煙とする、世田谷区たばこルールを策定しま した。

(2) 風景づくり条例(平成 11 年 3 月制定、平成 19 年 12 月・平成 24 年 3 月・平成 30 年 3 月改正)、 風景づくり計画(平成 20 年 4 月施行・平成 27 年 3 月改定・令和 4 年 6 月変更)

区民・事業者・区など、多様な主体が協働して、先人たちが育んできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、新たな風景を形成し、創造していくことを確認し、風景づくりを進めることを目指して制定したものです。平成20年4月より、景観法に基づくものとして改正・施行するとともに「風景づくり計画」を策定し、地域の個性を活かし、魅力を高める風景づくりの推進に取り組んでいます。

また、平成30年3月に屋外広告物を計画する上での周辺の風景への配慮事項等を示した風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)を策定し、特定の区域における屋外広告物については、よりよい風景づくりにつながるよう協議を行っています。

(3) みどりの基本条例(平成17年3月制定)(平成21・22年3月、平成25年10月改正)

区民・事業者と区が連携して、世田谷のみどりを保全・創出していくために制定したものです。この条例は、区におけるみどりの基本理念を示すとともに、みどりに関する基本計画や調査、特別保護区・保存樹木・保存樹林地等の指定や保全のための支援策、建築行為等に伴う緑化の基準など、みどり施策の根拠となる指針と規範を定めています。みどりの保全と創出を一層推進し、世田谷らしいみどり豊かな住環境を実現するため、建築行為に伴う緑化計画の届出対象と緑化基準を見直し、平成21年に条例及び規則を改正しました。

その後、都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入に伴い関連規定を整備するため、平成22年3月に条例及び規則を改正しました。

また、区内の民有地の緑化をこれまで以上に確保するため、建築行為に伴う緑化計画の届出制度の届出対象を拡大するとともに、新たな緑化基準を定め、平成25年10月に条例及び規則を改正しました。

(4) 国分寺崖線保全整備条例(平成17年3月制定)

貴重な自然環境が残された国分寺崖線とその周辺地域における良好な景観の形成と住環境の整備を図るために制定したものです。国分寺崖線保全整備地区を指定し、この地域での建築物の制限や色彩の配慮などについて定めています。

(5) みどりの基本計画(平成30年3月策定)

「世田谷区みどりの基本計画」は、みどり豊かな都市生活実現と自然生態系に配慮した環境との共生をめざして、緑地の適正な保全と創出及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法に基づき平成30年3月に策定しました。

この計画は、平成 20 年3月に策定したみどりとみずの基本計画を改定したもので、世田谷区制 100 周年となる 2032 年にみどり率 33%の達成とみどりの質の向上に努めた「世田谷みどり33」を長期目標に据え、2027年までの目標も示した計画となっています。計画の取り組み体系として、水循環を支えるみどりを保全する、核となる魅力あるみどりを創出する等5つの基本方針を掲げています。この計画に基づき、将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現に向け、区民・事業者と区が連携して、様々な施策を進めています。

(6) 生きものつながる世田谷プラン (平成 29 年 3 月策定)

「生きものつながる世田谷プラン」は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、平成29年3月に策定しました。みどりや生きものの減少などの課題を解決し、次代に豊かな自然環境を残していくために、将来像「みどり・生きもの・ひとがつながって、生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街・世田谷」をめざし、区が主体となって、区民、事業者、関係団体等と協働で取り組みを進めていく計画です。

(7) 一般廃棄物処理基本計画(平成27年3月策定、令和2年3月中間見直し)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、これまでの3Rの推進から発生抑制 (リデュース)と再使用(リユース)の2Rに重点を置いて、平成27年度から10年間の計画を策定しました。

環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざして、「不用なものを出さない暮らしや事業活動の促進」「分別の徹底とリサイクルの推進」「安定的な収集・処理の推進」「情報提供と意識啓発の推進」の4つの施策を定めています。

[ごみの減量目標]

区民1人1日あたりのごみ排出量579g(平成25年度)→目標482g(令和6年度)

[これまでの実績]

令和 3 年度 536 g *基準年(平成 25 年度)比 約 7.4%減

(8) 世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例(平成28年3月制定)

住居や敷地内外に物品を溜め込み、悪臭や害虫の発生、通行の障害等、居住者と地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼすような、管理不全な状態にある住居等に対応するため、条例を制定しました。

条例では居住者等や区の責務に加え、管理不全な状態を解消するための支援や措置等について必要な 事項を定めています。

世田谷区気候非常事態宣言

深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区民・事業者と区が地球温暖化の問題を共有し、持続可能な社会の実現に向け、ともに行動していくために、令和2年10月16日に「世田谷区気候非常事態宣言」を行いました。宣言において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことも表明しました。

世田谷区気候非常事態宣言

~区民の生命と財産を守り持続可能な社会の実現に向けて~

近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しています。

世田谷区でも台風や集中豪雨により浸水被害が発生するなど、区民生活に大きな影響をもたらしています。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2 Cより十分低く保つとともに、1.5 C以下に抑える努力を追求する目標が定められています。

しかし、世界の二酸化炭素排出量は、今なお増加を続けており、気候危機の状況はまさに非常事態に直面しています。区民、事業者の皆さんとこの状況を共有し、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を食い止める取組みと、今起こっている気象災害から区民の生命と財産を守る取組みを進め、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現しなければなりません。

世田谷区は、ここに広く気候非常事態を宣言するとともに、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明します。区はこれまでも自然の力を活かしたグリーンインフラの基盤づくりや、自治体間連携による再生可能エネルギーの普及拡大等に努めてきました。人の営みが地球環境の大きな負荷となり、気候異変をもたらしていることを踏まえ、区民参加のもとより良い環境と生命を守るための行動を加速します。

また、区・事業者・区民それぞれの立場で環境への影響を考慮した取組みを実行し、みどりに恵まれた良好な環境を子どもや若者たちの次世代に引き継ぎ、持続可能な発展と脱炭素社会の実現に向け、気候危機に力を合わせて行動します。

令和2年10月16日

世田谷区長 保坂 展人

5. 世田谷区気候危機対策基金

気候危機対策を進めるため、寄附金の募集を令和4年度より開始しました。

積み立てた寄附金は、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくりや、区民・事業者一人ひとりが環境への影響を考えて行動していく取組みなどに活用します。

Ⅲ. エネルギーの有効利用及び環境負荷の低減

1. 環境負荷を抑えたライフスタイルの確立

世田谷の環境をより良いものとし、次の世代に引き継いでいくためには、環境負荷を抑えたライフスタイルの確立や事業活動に取り組んでいく必要があります。世田谷区では、区民、事業者の方々が環境について学び、協働しながら具体的な行動を実践していただくことができるよう、各種事業の実施や情報提供を行っています。

(1) 「省エネポイントアクション」の実施

家庭や事業所の省エネ行動を推進するため、省エネポイントアクションを平成 27 年度から実施しています。電気やガスの使用量削減率に応じて区内共通商品券と交換できるポイントを提供します (1ポイント=1円)。

この事業は、平成26年3月に神奈川県三浦市の区有地に設置した「みうら太陽光発電所」で発電した 電気を売却して得られた収益を活用しています。

<令和3年度実績>

【募集期間:令和3年6月1日~10月31日】

コース名等	内 容	申込・結果報告・CO ₂ 排出量
①2か月コース	7月~12月の間で任意の2か月、電気やガスの	・申込 700 世帯・事業所
	使用量削減に取り組む。	・結果報告 392 世帯・事業所
	獲得できるポイント:500~4,500 ポイント	・CO2排出量 30,196. 25kg 減少
②3か月コース	8月・10月・12月の3か月(限定)、電気やガ	・申込 1,000 世帯・事業所
	スの使用量削減に取り組む。	・結果報告 570 世帯・事業所
	獲得できるポイント:1,000~6,000 ポイント	・CO2排出量 26,432.18kg 減少

(2) 環境エネルギー・ラボ 2021 in せたがや

大学・NPO・事業者等と連携し、親子で楽しみながら環境について学び、体験できる環境イベントを実施しました。

<令和3年度実績>

開催日:令和3年10月30日、10月31日

実施方法:オンライン開催(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)

オンライン配信拠点会場:東京都市大学二子玉川夢キャンパス・カタリスト BA

内 容:企業、大学、環境団体等による環境エネルギーのワークショップ

公式ホームページにおける環境エネルギー施策の取組み等の紹介

若者環境フォーラム

参加者数: ワークショップ 親子 529 組

若者環境フォーラム 35 名 (他、Youtube ライブ視聴 20 名)

(3) 環境ポスターコンクール

昭和47年(1972年)6月5日からストックホルムで開かれた国連人間環境会議において「人間環境宣言」が採択されたのを記念して、国は平成3年度から6月を「環境月間」とし、全国で様々な催しが行われています。世田谷区では、区内の小学生から環境をテーマにしたポスターを募集し、応募作品675点の中から、特選3点を含む入選作品30点、学校協力賞2校を決定し、区内3か所で環境ポスターコンクール作品展を開催しました。

<令和3年度実績>

○令和3年度環境ポスターコンクール作品展

6月11日~6月21日 尾山台地区会館

6月22日~6月27日 世田谷美術館区民ギャラリー

7月20日~7月26日 区役所第2庁舎1階ロビー

(4) 夏の節電と涼しく過ごすひと工夫

夏は特に平日日中の電力使用ピークを抑えることが必要です。がまんをせず継続して節電・省エネに 取り組める対策として、綿や麻の衣服を着る、ヘチマやゴーヤなどの緑のカーテンで日差しを和らげる、 朝や夕方に「打ち水」をして気温を下げる、エアコンや扇風機、すだれの併用といった、夏を涼しく過 ごすひと工夫を呼びかけました。

<令和3年度実績>

区のおしらせ「せたがや」、区公式 SNS 等による広報

(5) 世田谷プラスチック・スマートプロジェクト

海洋プラスチックごみ問題に対して、区内における一斉清掃活動やレジ袋有料化に合わせたマイバッグ持参の啓発、ホームページを活用したマイバッグ・マイボトル持参の啓発、使い回しのできる傘袋の区施設への配備箇所の増設等に取り組みました。

2. 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用促進

(1) 「せたがや版 RE100」の実現に向けた取組み

区では、事業者、区民、区の3者がそれぞれの立場で、太陽光パネルの設置や再生可能エネルギー電力の使用を通して、区内の再生可能エネルギーの利用拡大を進める「せたがや版 RE100」に取り組んでいます(「RE100」とは、企業が事業活動で消費する電力を100%地球環境にやさしい再生可能エネルギーでまかなうことを目標に掲げる国際的な取組みです。)。たくさんの方々に賛同いただけるように、啓発事業を行っています。

① 賛同登録募集

「せたがや版 RE100」の賛同者を募集しています。賛同登録された個人や事業者を、希望により区のホームページで紹介しています。

く令和3年度実績>

累計賛同登録者数:個人192、団体32(新規登録:個人153、団体19)

② ロゴマークの決定

「せたがや版 RE100」をたくさんの方に知っていただくため、ロゴマークのデザインを公募し、応募総数 171 作品の中から大賞に選ばれた作品をもとにロゴマークを決定し、令和2年5月1日に発表しました(世田谷の「世」を風車に、「田」を太陽に、「谷」をソーラーパネルをつけた家に見立てた、再生可能エネルギーをイメージできるデザインです。)。

③「せたがや版 RE100」ミーティング

「せたがや版 RE100」の実現に向けた取組みの周知や意見交換、情報共有を行い、区内における再生 可能エネルギーの利用を促進することを目的としています。令和3年 11 月に区内事業者等向けに講演・事例紹介などを行いました。

(2) エネルギーの地産地消

① 三浦太陽光発電事業

神奈川県三浦市にある区有地 (三浦健康学園跡地) を活用して、平成 26 年 3 月 1 日に太陽光発電所を開設し、発電を開始しました。この事業は、神奈川県三浦市の区有地において、民間事業者が設置する太陽光発電設備を区が 20 年間 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度の期間内) 賃借し、区が





9

事業主体として発電を行っています。この事業により、温室効果ガスの削減を図るとともに、売電収入を環境施策に活用しています。

発電所名称	世田谷区みうら太陽光発電所
敷地面積	8, 695. 16 m ²
パネル枚数	1,680 枚
発電開始日	平成 26 年 3 月 1 日
所在地	神奈川県三浦市南下浦町金田字仙神 1958-1
発電出力	350kW

<令和3年度実績>

○発電実績 505,851kWh (一般家庭の約170世帯分)

○収支実績 6,368 千円 (収支計画 3,400 千円)

○二酸化炭素削減量 247,361kg-C02

(植物が吸収する二酸化炭素量に換算すると杉の木約28,109本に相当

② 太陽光発電のための公共施設屋根貸し事業

平成25年度より、温室効果ガス削減の取組みの一貫として、区公共施設のうち、太陽光発電に適した屋根を民間事業者に貸し出し、再生可能エネルギー活用の拡充を図っています。民間活力による太陽光発電事業により、二酸化炭素の削減、および公共財産の有効活用、独立電源としての地域防災力の向上を図っていきます。

選定年度	平成25年度 平成26年度			平成28年度		
施設名称	区営上祖師谷 一丁目 第二アパート 1 号棟	区営八幡山 三丁目 第二アパート	区営上祖師谷 一丁目 第二アパート 2号棟	世田谷区事務センター	子ども子育て 総合センター	宮坂区民センター
使用者	みんな電力 (株式会社 UPDATER)	生活クラブ 生活協同組合	合同	会社東京市民ソー	-ラー	有限会社 *** 木菟
貸付面積	328. 5 m²	366. 5 m²	$135\mathrm{m}^2$	176 m²	$94\mathrm{m}^2$	118. 52 m²
貸付料 (税別)	110円/m²		100円]/m²		150円/m²
貸付期間	平成26年9月3 日から20年間	平成26年3月17 日から20年間	平成2′	7年4月1日から2	20年間	平成29年 4月1日から 20年間
発電出力	44kW	31kW	15.75kW	21kW	11kW	24.96kW
令和3年度 年間発電量	45, 683kWh (一般家庭の 約15世帯分相 当)	29,988kWh (一般家庭の 約10世帯分相 当)	17, 235kWh (一般家庭の 約6世帯分相 当)	21, 354kWh (一般家庭の 約7世帯分相 当)	11,754kWh (一般家庭の 約4世帯分相当)	26, 436kWh (一般家庭の 約9世帯分相当)
想定年間 二酸化炭素 削減量	22,339kg-C0 ₂ (杉の木約2,539 本の吸収量に相 当)	14,664kg-CO ₂ (杉の木約1,666 本の吸収量に相 当)	8,428kg-CO ₂ (杉の木約958 本の吸収量に 相当)	10,442kg-CO ₂ (杉の木約 1,187本の吸収 量に相当)	5,748kg-CO ₂ (杉の木約653 本の吸収量に 相当)	12,927kg-C0 ₂ (杉の木約 1,469本の吸収 量に相当)

③ 公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用

学校等の公共施設を新築・改築する際に、「世田谷区環境配慮公共施設整備指針(公共施設省エネ指針)」に基づき、太陽光発電設備等の設置を進めています。また、学校では太陽光発電の発電量がわかるモニターを設置して、児童・生徒の環境教育に活用しています。

<令和3年度実績>

·累計64箇所(3箇所新設)

・発電出力: 799.7kW

(3) 区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入

環境基本計画に掲げる「区民の再生可能エネルギー利用率 25%」の実現に向けて、平成 31 年 4 月から 区役所本庁舎 (第 1・第 2・第 3 庁舎)、令和 2 年 4 月から出張所・まちづくりセンターなどに再生可能 エネルギー100%の電力を導入し、区内における再生可能エネルギーの利用拡大を図っています。

<令和3年度実績>

93 箇所

(4) 全国各地との交流・連携による再生可能エネルギーの利用拡大

① 群馬県川場村との電力連携

区と川場村では、川場村における木質バイオマス発電による電気供給を通じた連携を図るため、平成28年2月に「川場村における自然エネルギー活用による発電事業に関する連携・協力協定」を締結し、平成29年5月より、購入を希望した区民約40世帯に電力供給が行われています。

② 青森県弘前市との電力連携

区と弘前市では、弘前市における太陽光発電による電気供給を通じた連携を図るため、平成30年5月に「弘前市と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定」を締結し、平成30年8月より、購入を希望した区民約60世帯に電力供給が行われています。

③ 長野県との電力連携

長野県の水力発電所からの電気が区立の保育園、児童館及び幼稚園に供給されており、保育園等での子どもたちへの環境教育にも役立てられています。

④ 新潟県十日町市との電力連携

区と十日町市では、十日町市における地熱発電による電気供給を通じた連携を図るため、令和2年11月に「十日町市と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定」を締結しました。発電施設の運転調整を行っているため、電力購入者の募集は一時休止していますが、令和3年度より、区立世田谷中学校に自然エネルギーによる電力供給が始まっています。

⑤ 新潟県津南町との新たな連携

区と津南町では、津南町における小水力発電による電気供給を通じた連携を図るため、令和3年8月に「津南町と世田谷区における自然エネルギー活用を通じた連携・協力協定」を締結しました。津南町産電力の利用を希望する区内事業者や保育施設運営事業者等に利用案内を行っています。

⑥ 自然エネルギー活用による自治体間ネットワーク会議

平成27年度より、自然エネルギーを活用した地域間連携に関心を持つ自治体との情報交換や意見交換を行っています。令和3年度は、「都市と地方をつなぐ電力供給のススメ」をテーマにオンラインにて開催しました(参加者:187名(自治体、事業者、区民等の視聴者68名を含む))。

(5) 区民向け蓄電池の導入補助

区内での再生可能エネルギーの有効利用及び災害時に有効な小規模分散型電源の普及拡大につなげるため、令和2年4月より、蓄電池を導入する区民等に対し、導入費用の一部を補助する事業を行っています。

<補助対象機器・補助限度額等>

- ①定置型蓄電池システム 上限5万円/件
- ②小型ポータブル蓄電池 上限1万円/件
- ※①については太陽光発電システム(補助金の交付申請より前に蓄電池システムと接続済みであること)、②については持ち運び可能な太陽光パネル(補助金の交付申請より前に購入していること)を利用して充電できること等を条件としています。

<令和3年度実績>

定置型:69件、小型ポータブル:12件

(6) 環境配慮型住宅リノベーション補助事業

住宅から排出される二酸化炭素の削減と、環境に配慮した住宅の普及促進を図るため、区民が住宅機能を向上させるリフォーム(住宅リノベーション)を行う際に、その経費の一部を補助する事業を行っています。

<補助対象工事>

外壁や窓、屋根の断熱改修、省エネルギー・創エネルギー機器類の設置等

<補助金額>

改修等の工事経費の10%/件(窓の断熱改修は20%、一部定額補助あり)

<補助上限>

合計 20 万円、外壁等の断熱改修を含む場合は 40 万円、太陽光発電システムの設置を含む場合は 30 万円 (エネファームの補助を除く)

<令和3年度実績>

541 件

3. 水素社会に向けた取組み

(1) 燃料電池自動車 (FCV) を活用した水素エネルギーの普及啓発

FCVは、燃料電池で水素と酸素の化学反応により発電した電気を使い、モーターを回して走る自動車です。走行時には水しか排出せず、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などを排出しないため、環境にやさしい車と言われています。また、発電した電気を家電などへ供給することができる機器(外部給電器)と接続することで、災害時等の非常用電源としても利用可能です。公用車として区内を走行するほか、環境イベントや避難所運営訓練、学校での環境学習等において、FCVの展示及び外部給電機能を紹介し、水素エネルギーの普及啓発に活用しています。

(2) 移動式水素ステーションの運用

- ・名称:ニモヒス水素ステーション世田谷
- ·場所:世田谷清掃工場敷地内駐車場(世田谷区大蔵1-1-1)
- ・日時:毎週月・水・木曜日午前10時~午後4時(午後0時30分~午後1時30分は休業) (祝日及び清掃工場の定期点検・中間点検期間中、年末年始を除く)
- ※令和3年度は定期点検等の代替地として玉川野毛町公園拡張用地にて一時運用(8月下旬~10月中旬)。

4. 開発事業等による環境負荷の低減 <環境配慮制度>

(1) 環境配慮制度の概要

環境基本条例に基づき、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業等を実施する事業者に対し、 環境配慮の要請を行います。

事業者には関係区民等への説明と環境配慮の方策を示した「環境計画書」の提出を求めるとともに、 その内容について事業者と協議を行い、庁内の環境配慮幹事会で検討します。なお、環境配慮が不十分 と認めた場合は、改めて配慮を要請します。

建築物等の建設において配慮内容を評価する仕組みを導入し、手続き終了後に環境審議会に報告しています。

(2) 対象事業

下表の種類及び規模の事業で、新設又は増改築等を行うもの。

	種類	規 模
1	建築物等の建設	敷地面積が3,000平方メートル以上又は高さが60メートル以上又は延
		ベ床面積が 5,000 平方メートル以上のもの
2	土地の開発行為	区域の面積が 3,000 平方メートル以上のもの
3	自動車駐車場の建設	同時駐車能力が 50 台以上又は駐車場の面積が 1,000 平方メートル以上
		のもの
4	住宅団地の建設	住宅戸数が 100 戸以上のもの
5	土地区画整理事業	施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの
6	市街地再開発事業	施行する土地の区域の面積が5ヘクタール以上のもの
7	道路の建設	道路区間の延長が 500 メートル以上で、幅員 12 メートル以上のもの
8	廃棄物処理施設の建設	一般又は産業廃棄物処理施設のすべてのもの
9	鉄道又はモノレールの建設	旅客又は貨物の運送の常用に供するすべてのもの
10	河 川 の 改 修	改修する区間の延長が 50 メートル以上のもの
11	指定作業場の建設	指定作業場の面積が 1,000 平方メートル以上のもの
12	公 園 の 建 設	公園の面積が 1,000 平方メートル以上のもの

(3) 環境配慮事項

以下の①から⑥は、「予想される環境への影響及びそれに対する方策」です。⑦から⑩は、「掲げる見 地からの方策」です。

①公害の防止

②水に係る環境の確保 ③みどりに係る環境の確保

④生き物の生息環境の確保

⑤良好な風景の形成

⑥歴史的文化的遺産の確保

⑦資源の循環的な利用

⑧エネルギーの有効利用 ⑨ユニバーサルデザインに関する配慮

⑩災害対策

⑪その他区長が必要があると認めるもの

(4) 令和3年度の受付事業内訳(受付件数19件)

①建築物等の建設 14件

③公園の建設 4件

- ④自動車駐車場の建設 1件
- (注) 種類が複数該当する事業は、主要な種類で分類している。

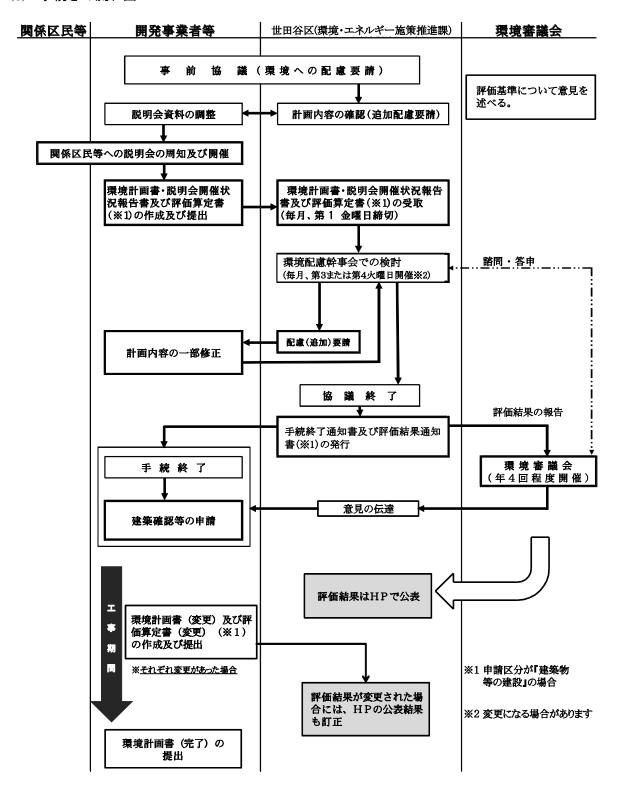
(5) 事業者等が提出する環境計画書の配慮内容を評価する仕組み

平成28年7月から、環境配慮制度の対象となる事業のうち「建築物等の建築」を行った開発事業者に は、環境配慮の具体的な内容と自己評価の提出を求めています。これは次に掲げる4つの評価区分ごと に三段階で評価し、その評価結果を区のホームページで公表しています。

1	自然エネルギーの有効利用	太陽光発電など自然エネルギーの活用について
2	省エネルギー対策	建物の断熱や高効率設備の設置など省エネルギー対策に関すること
3	みどりの保全・創出	既存樹木の保存や緑と水の確保及び植栽等に関すること
4	災害対策	建物が備える災害への配慮や対策に関すること

※その他(環境配慮事項に関するもので、上記の4項目に含まれない取組みは別途評価します。)

(6) 手続きの流れ図



5. 環境マネジメントシステムの推進

(1) ISO14001 に基づく取組み

区は、区内最大規模の事業者として、区の事業活動に伴う環境負荷の低減と環境保全を推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 14001 (※) に基づき、「世田谷区環境マネジメントシステム」を整備(平成 13 年 11 月に、区役所本庁舎、各総合支所、分庁舎を対象として I S O 14001 認証を取得)し、取組みを進めてきました。

(※)「ISO」とは、国際標準化機構 (International Organization for Standardization) という国際機関の略称で、「ISO14001」には環境マネジメントシステムを構築するための要求事項が規定されている。

(2) 世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の一部改正(平成20年5月30日法律第47号)により、平成22年4月1日から、一定以上のエネルギーを使用する者は特定事業者として指定され、事業者全体のエネルギー使用の合理化に向けた計画的な取組みなどが求められるようになりました。

これを受け、区では、それまでの「ISO14001」による取組みを踏まえた上で、対象を区の全公共施設に拡大した、世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」を構築しました。平成25年4月に運用を開始し、全職場で環境負荷低減の取組みを進めています。

また、区職員による内部監査や、第三者評価の定期的な実施により、取組みの点検・改善を行うとともに、その結果を公表しています。

① 環境方針

環境方針は、区長が環境マネジメントに対する基本的な姿勢を示すものです。

平成24年10月に「ECOステップせたがや」の構築にあわせ、新たな環境方針を策定しました。

【基本理念】

私たちのまち世田谷は、国分寺崖線の緑、多摩川や野川の水辺、農地など、多様な自然環境が残された住宅都市として発展してきました。このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、将来の世代に引き継ぐとともに、新たに創造していくことは、現在に生きる私たちの責務です。

世田谷区は、低炭素社会の実現と持続可能な社会をめざし、「地球規模で考え、足元から行動する」 を環境活動の起点として、地球温暖化への対策を積極的に講じるとともに、区内最大規模の事業者として、率先して環境に配慮した区政運営を行ってまいります。

【 基本方針 】

- 1 全職員が、主体的に環境配慮行動に取り組みます。
- 2 事業活動の全ての面にわたって、環境負荷の低減に努めます。
 - (1) 省エネルギーの継続的取組みと再生可能エネルギーの普及拡大
 - (2) ごみの発生抑制と資源の有効利用
 - (3) 自然環境や良好な景観の保全と創出(「世田谷みどり33」の推進等)
 - ⑷ 「グリーン購入」の推進と公用車の適切な使用による環境負荷の低減
 - (5) 区民・事業者の環境保全活動等の支援と環境教育の推進
- 3 環境法令を遵守し、区民の健康と生活環境を守ります。
- 4 環境方針や取組みの成果等を広く内外に公表します。
- 5 各職場で、具体的かつ実効性のある環境目的及び目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、継続的な改善に努めます。

平成24年10月1日 世田谷区長 保坂展人

「ECOステップせたがや」のシンボルマーク

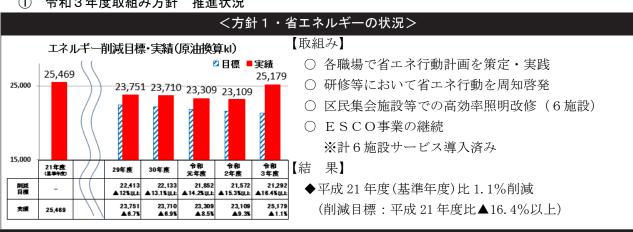


(3) 令和3年度「ECOステップせたがや」推進状況

環境管理総括者(区長)の取組み方針の下、3つの重点的取組みを進めるとともに、職員研修等継続 的取組みを実施し、区役所の環境配慮の取組みを推進しました。

- <方針1>地球温暖化対策のため、ソフト・ハードの両面から効果的に省エネを推進し、区施設全体 で平成21年度(基準年度)比16.4%以上のエネルギー使用量削減をめざす。
- <方針2>区役所全体のコピー用紙購入枚数を令和10年度(2028年度)までに平成29年度比5%以上 削減(1年あたり57万枚の削減)をめざす。
- <方針3>令和2年度に実施した第三者評価における改善提案、及び環境監査における改善事項・観 察事項の指摘に基づき、廃棄物処理法の一層の遵守徹底を図る。

① 令和3年度取組み方針 推進状況



<方針2・事務用コピー用紙の状況>

【取組み】

- ○各職場において、行動計画を策定し購入枚数の削減に取り組んだほか、増加要因の把握及び改 善策の提示などにより取組みを強化しました。
- ○セキュアプリント等の利用周知や優良取組み事例の発信に取り組みました。
- ○会議資料のペーパーレス化や、オンライン会議システムの活用によるペーパーレス化の推進に 取り組みました。

【結 果】

区役所全体のコピー用紙	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度比
購入枚数	1億1,248万枚	1億1,724万枚	1億1,062万枚	94.4%

◆ 前年度に比べ 5.6%減少しました。

<方針3・廃棄物処理法の一層の遵守徹底>

【取組み】

- ○第三者評価および内部環境監査において指摘のあった改善事項・観察事項について、事務説明会や 研修等において、重点的に周知し、一層の周知啓発を行いました。
- ○内部環境監査において、廃棄物処理法について重点的に確認しました。

② 省資源・リサイクル、グリーン購入、公用車の環境負荷の低減

():単位

項目			令和2年度	令和3年度	増 減 率
水道使用量	水道使用量(千㎡)			2, 197	65.6%増
廃棄物廃棄	量 (t)		3, 215	2, 671	16.9%減
リサイクル	量 (t)		1, 996	2, 431	21.8%増
リサイクル	率(%) ※		38. 3	47. 6	9.3 ポイント増
グリーン購	入率 (%)	紙類	99. 2	97. 6	1.6 ポイント減
文具類		98. 4	92. 2	6.2 ポイント増	
	エアコンディショナー等		55. 6	100	44.4 ポイント増
	温水器等		90.0	100	10.0 ポイント増
		照明	86. 9	100	13.1 ポイント増
	自動車等		88. 0	53. 2	34.8 ポイント減
車両用	ガソリン購	入量 (千 0)	122	123	0.8%増
燃料	軽油購入量	(千ℓ)	55	48	12.7%減
購入量	水素購入量	(kg)	17. 4	26. 7	53.4%増

(※) リサイクル率 = リサイクル量/(廃棄物廃棄量+リサイクル量) (各施設における廃棄物にかかる契約等の実績に基づく)

③ 内部環境監査の実施

「ECOステップせたがや」が適切に運用されているかどうかを判定するとともに、システムが有効に機能しているかを検証するため、書類監査 (55 課、全小・中学校、全区立幼稚園等)、現場監査 (20 課、6 校) による環境監査を実施しました。

【参考】現場監査での確認事項

模範となる優良な	13部署	(区長部局等)
取組み等		・ 新型コロナウイルス感染症対策における電気を使用しない気化式卓上
		加湿器の活用
		・会議におけるZoomやSkypeの活用、紙の簡易決裁を文書管理
		システムの電子決裁へ変更
		• 指定管理者の選定において、環境配慮を評価項目のひとつとする。
		(学校等)
		• 環境美化委員による節水や節電に関するポスターの作成及び校内への
		揭示
		・ タブレットを活用し、宿題をAI型タブレット教材「キュビナ」で出し、
		授業支援クラウド「ロイロノート・スクール」により提出した。
十分な成果が期待	8 部署	• 産業廃棄物の保管場所に区分けがなく、他のごみとの区分が不十分だ
できない場合等		った。
		• 産業廃棄物の保管場所の掲示板の大きさが法令の規定に満たない。
		・マニフェストの照合確認欄の記載漏れ(2部署)
		1つの契約のマニフェストを分けて保管している。
		• 東京都への産業廃棄物管理票交付等状況報告の未実施
		• フロンを使用している機器等の点検記録簿の部分的な記載漏れ
		• 毒劇物管理簿の記載内容の不備
環境関連法令の遵	1 部署	• 産業廃棄物の保管場所に掲示がない。
守違反等		(改善されたことを後日報告書により確認)
取組みに対する監 23部署 ・省エネルギー・省資源		・ 省エネルギー・省資源の取組みについて、職場内で定期的に進捗状況を
査員からの提案事		共有することを提案
項等		• コピー用紙の使用枚数を部で一括管理している場合も、受払簿上の課
		の払出枚数を確認するなど、課の状況把握に努めることを提案

- 行動計画における目標設定の数値化を提案
- 行動計画において、実績の推移(増減の傾向)の確認や要因分析をする ことで、今後の適正な目標設定につなげることを提案

④ 優良取組み事例

内部環境監査の結果と前年度実績をもとに、優れた取組みを「優良取組み事例」と評価し、他の職場の参考になるように情報発信しています。令和3年度は、次表の各職場の優良事項を「優良取組み事例」として評価しました。

令和3年度 優良取組み事例

143年及「慶良収組の争例					
職場名	取組みの概要				
世田谷保健所	(コピー用紙の削減)				
健康推進課	○以下の取組みにより、コピー用紙の購入枚数を前年度比で 71%削減した。				
	・課長用にモニターを設置し、課長への説明時の紙資料配布をやめ、モニターで				
	資料を確認する方法に切り替えた。				
	・職員への周知の際、紙回覧をやめ、情報共有システムの所属内サイトを活用した。				
	・資料の両面印刷や裏面利用、 2 in 1 印刷を徹底した。				
	・電子データの活用を定着させた。				
玉堤小学校	(教育・啓発等)				
工处分子人	へみら				
	示し、筋水や節電を児童に周知した。				
	○夏休みの宿題(任意)に、全国小中学校環境教育研究会が主催する環境絵画コンクー				
	ルへの応募を取り入れ、SDGsへの関心や環境保全意識の向上を図った(入賞作品				
	の一部が環境白書の表紙絵や関係するポスターに採用される)。				
	○牛乳パックは「洗って・干して・リサイクル」という一連の行動をセットで教えるな				
	どして、児童によるごみの分別を習慣化させている。				
	○グリーンカーテンを継続して実施し、環境教育に役立てている。				
	(省エネルギー)				
	○使用しない場所(箇所)の消灯やエアコンの設定温度の適切な管理に努めた。				
	校長室の照明の利用を必要最小限にして執務にあたるなど、使用しない場所(箇所)				
	の照明の消灯については、校長先生が率先行動として取り入れ、校内の啓発を図って				
	va.				
	- (コピー用紙の削減)				
	○紙の削減につなげるため、学校運営委員会等の関連団体に向けた学校の取り組み				
	紹介の際に、パワーポイントを使用した。				
祖師谷小学校	(コピー用紙の削減)				
1五即石7,子仪	(コピー 用紙の用機) ○PTAとの連絡に、学校HPと連絡網を活用し、印刷物を無くすよう努めている。				
	○FTAとの産船に、子校HFと産船網を宿用し、印刷物を無くりより劣めている。 ○学校緊急連絡情報配信サービス(すぐーる)を活用し、紙の削減に取り組んでいる。				
	○子仪系心壁桁間報配筒り				
	○クノレットを佔用し、信題をAI至クノレット教材「イユヒ)」(山し、 投業又援ク ラウド「ロイロノート・スクール」により提出している。				
	ノンド・ロイロノード・ヘン・ル」により使用している。				

環境活動責任者・環境マネージャー・施設環境マネージャー制度

「ECOステップせたがや」では、各課の課長が「環境活動責任者」、課の庶務担当係長等が「環境マネージャー」、課内で選任された補佐役が「環境サブマネージャー」となります。出先職場では、出先職場の長が「施設環境マネージャー」、出先職場で選任された補佐役が「施設環境サブマネージャー」となります。

「環境活動責任者」、「環境マネージャー」、「施設環境マネージャー」は、課(出先職場)の環境活動の率先者となり、行動計画の策定、各事業における環境配慮、職員による省エネルギー・省資源、グリーン購入の推進等に取り組んでいます。

グリーン購入

区では、行政も事業者・消費者であるとの立場から、平成11年に「世田谷区環境配慮ガイドライン(グリーン購入編)」を策定し、環境への負荷が少ない製品の優先的な選択を図ってきました。

平成13年4月に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が施行され、地方自治体においても、環境物品等の到達目標値等を設定した調達方針の策定とグリーン購入の推進が努力義務とされたことを受け、平成15年3月に、「世田谷区グリーン購入推進方針」を定めました。

平成17年4月には、「世田谷区グリーン購入方針」を新たに策定し、グリーン購入を積極的に推進することにより、区民・事業者へのグリーン購入を喚起し、循環型社会の構築に寄与することをめざしています。

この方針は、区の全ての組織で取り組み、物品等を調達する際には、調達総量の抑制と物品のライフサイクル全体に配慮することを基本的な考えとしています。さらに、重点品目を定め、購入実績を把握できるように手順を定めるとともに、重点品目以外の物品等についても、できる限り環境負荷の少ないものを調達することとしています。

なお、「世田谷区グリーン購入方針」は適宜見直しを行っており、令和3年4月の改定では、重点 品目を拡大するなど、取組みを強化しました。

環境に配慮した電力購入

区では、グリーン購入のほか、施設で使用する電気についても、環境負荷抑制に取り組んでいます。

ア. ごみ焼却熱発電電力の購入

23区の清掃工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱を利用して発電した電力の供給を行っています。 区教育委員会では、ごみ焼却熱発電電力を供給している東京エコサービス㈱から区立小中学校で使用する電力を購入しています。

イ. 電力の競争入札における環境配慮

区では、区施設で使用する電気を競争入札により購入しています。購入にあたっては、「世田谷区環境に配慮した電力の購入契約に係る競争入札に関する要綱」を定め、CO₂排出係数など、参加事業者の評価基準を設け、環境に配慮した電力購入を進めています。

【電力の競争入札参加事業者の評価基準概要 (令和3年1月時点)】

3項目で評価し、70点以上(100点満点)の者に入札参加資格を与える。

基本項目		内容
① (入札実施の) 前年度の1kWh 当たりの調	70 点	0.375 未満を最高点の 70 点とし、0.550
整後CO₂排出係数(単位:kg-CO₂/kWh)	10 /5	以上の30点まで9段階で評価
② (同上)前年度の未利用エネルギー		工場廃熱などの未利用エネルギーによ
の活用状況	15 点	る発電状況を評価
③ (同上)前年度の再生可能エネルギ	15 点	太陽光・風力・水力などによる発電状況
ーの導入状況	19 点	を評価

ウ. 区施設への再生可能エネルギー100%電力の導入(再掲)

(4) 区の事業執行に係る主な環境関連法令等

項目	関連する法令等
全 般 的 事 項 (各規制項目に該当 するものを含む)	環境基本法循環型社会形成推進基本法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律〔省エネ法〕 地球温暖化対策の推進に関する法律〔温対法〕 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律〔フロン排出抑制法〕 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律〔グリーン購入法〕 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例〔環境確保条例〕 世田谷区環境基本条例 世田谷区環境美化等に関する条例 世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例 世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例 世田谷区は居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大 気 汚 染	大気汚染防止法
水 質 汚 濁	下水道法 水質汚濁防止法
騒音	騒音規制法
振動	振動規制法
悪臭	悪臭防止法
廃 棄 物 処 理 リ サ イ ク ル	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 [廃棄物処理法] 資源の有効な利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 [容器包装リサイクル法] 特定家庭用機器再商品化法 [家電リサイクル法] 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 [食品リサイクル法] 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 [建設リサイクル法] 使用済自動車の再資源化等に関する法律 [自動車リサイクル法] ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 [PCB処理法] 世田谷区清掃・リサイクル条例 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 [小型家電リサイクル法] 食品ロスの削減の推進に関する法律 [食品ロス削減法] プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
化 学 物 質 労 働 安 全	毒物及び劇物取締法 労働安全衛生法 高圧ガス保安法 消防法 東京都火災予防条例
土地利用	都市計画法
そ の 他	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

Ⅳ. 良好な生活環境の確保

1. 事業型公害対策

(1) 関係法令

事業活動に伴って発生する公害は、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壌汚染の「典型7公害」のほか様々なものがあります。国はこれらの公害を防止するため、環境基本法を基本に騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・大気汚染防止法・水質汚濁防止法など幾つもの法令を定めています。

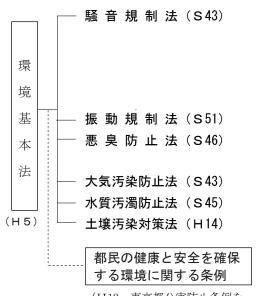
しかし、公害問題は地域性が強く、全国一律の法規制になじまない側面もあります。そのため、法律の下、各自治体は各々の実情に合わせ、より厳しい規制をできるようにしています。

東京都は、都内の実情に合わせて昭和 44 年に東京都公害防止条例を制定し、公害発生源になりやすい事業所を工場・指定作業場に分類し、より厳しい規制を定めました。そして平成 6 年には、東京都環境基本条例の制定に伴い公害防止条例の大幅な改正が行われ、規制条例としての位置づけがより明確化されました。

その後、東京都公害防止条例が全面改正され、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年 12 月制定、略称「環境確保条例」)が、平成 13 年 4 月(土壌汚染対策については平成 13 年 10 月)から施行されました。これは、今日の都市生活型公害や地球規模の環境問題に適切に対応することを目的とし、あわせて、工場や指定作業場などへの公害規制も充実強化されました。

区は、法律と条例に基づき、現在、区の事務として、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大気汚染防止法の一部と環境確保条例の個別的な公害発生源(自動車を除く)に対する指導規制を行っています。

〈公害関係法令と区事務〉



(H12 東京都公害防止条例を 全面改正) 特定施設の届出受理

特定建設作業の実施届出受理と改善命令等

状況報告の徴収、立ち入り検査、騒音の測定

自動車騒音の測定、道路管理者・公安委員会への処置要請

自動車騒音常時監視、地域指定等

事務内容は騒音規制法に準ずる

悪臭発生施設の運用改善、防止設備の改善勧告、状況報告の徴収

立ち入り検査、悪臭の測定、地域指定等

特定粉じん排出等作業の実施届出

工場の認可、検査、認定、届出受理と改善命令等 指定作業場の届出受理と改善命令等 アスベスト飛散防止方法等計画の届出

ノヘヘスト飛取的正力伝等計画の庙田

土壌汚染対策の届出受理

地下水揚水施設の届出及び揚水量報告の受理

適正管理化学物質使用量等の報告の受理

状況報告の徴収、立ち入り検査等

(2) 工場の現状と課題・対策

環境確保条例では、事業活動に伴い発生する公害を未然に防止するため、工場の設置に際し、事前の申請を義務づけています。区は、申請をもとに計画内容を審査するとともに、事業者に公害防止のための指導を行っています。条例に基づく「認可工場」は令和4年3月末日現在、区内で790件です。

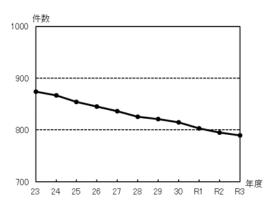
〈工場認可・認定の手続きの流れ〉



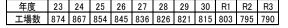
工場認可申請件数 経年変化

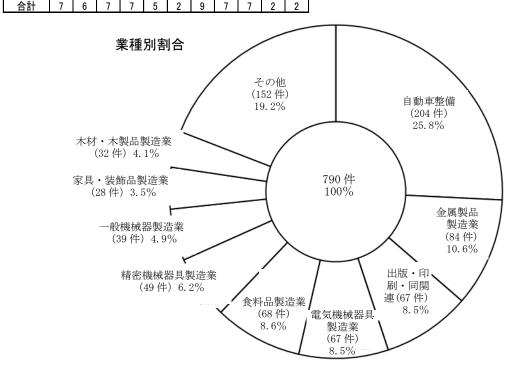
件数 25 ▲・ 設置届 ●----- 変更届 20 - 合計 15 10 5 25 26 27 28 29 30 R1

認可工場総件数 経年変化



年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
設置届	6	3	2	5	4	1	1	2	4	0	1
変更届	1	3	5	2	1	1	8	5	3	2	1
A = I		_	_	_	_		٠			•	•





《課題と対策》

世田谷区は、住居地域の割合が大きく、その中に工場・事業所等が多数混在しています。このため、 近隣住民から苦情が寄せられることがあります。

区では、新規の工場設置者に対し、事前に計画の段階から建物構造・機械類配置・作業方法等について、きめ細やかな指導を行っています。

また、既存の工場については、立入調査等を通じて実態を把握するとともに、公害防止対策の指導を行っています。

☆公害防止対策の一例

①騒 音 対 策 低騒音型機械の選択・騒音発生源を壁などで囲う

窓、出入口は遮音性能が高いサッシ等にする

作業中は窓、出入口を閉めるようにする

②振 動 対 策 低振動型機械の選択・防振ゴムの取り付け

コンクリートを厚くするなどして防振基礎にする

③大気汚染対策 ボイラー:低公害燃料にする

焼却炉:「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関

する法律」の基準を満たしたものにする

④水質汚濁対策 油水分離層などを設置し、定期的に清掃する

有害物質を取り扱う場合や大量に排水する場合は、適切な排水処理施設を設

置する

⑤悪 臭 対 策 適切な換気装置と脱臭装置を設置する

(用途地域別・行政地域別、業種別・行政地域別、業種別・用途地域別認可工場件数は資料編64~65頁、

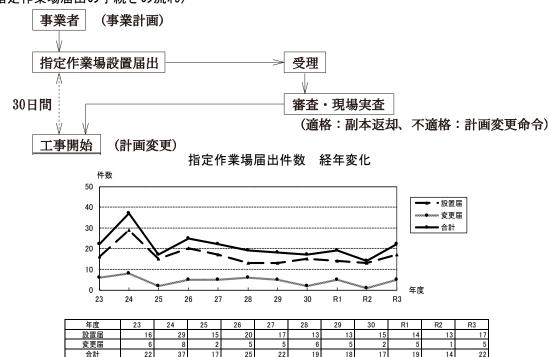
工場に関する主な規制基準は80頁参照)

(3) 指定作業場の現状と課題・対策

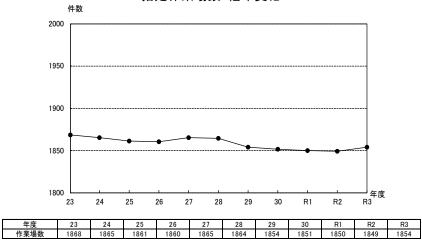
環境確保条例では、公害の発生源となりやすい 32 種類の事業所を「指定作業場」と規定し、事業者に 届出を義務づけています。区は現場調査により、施設の概要を確認するとともに、各種の規制基準に基 づく公害防止の指導を行っています。

条例に基づく「指定作業場」は、令和4年3月末日現在、区内で1,854件です。

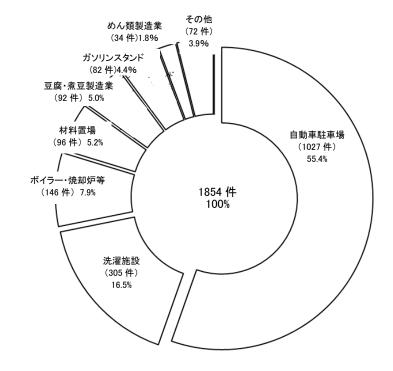
〈指定作業場届出の手続きの流れ〉



指定作業場数 経年変化



業種別割合



《課題と対策》

洗濯施設、大型駐車場などは、騒音・振動等の公害に結びつきやすいため、運営には細心の注意が必要となります。

区では新たに指定作業場を設置する事業者に対し、設備の配置、作業内容、作業時間等の指導を行うと同時に、関係部署との連携により公害防止対策の一層の強化を図っています。

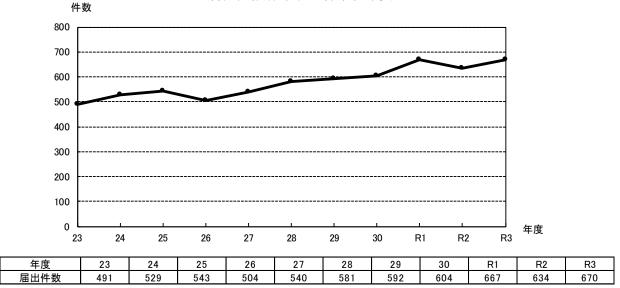
(業種別・行政地域別、業種別・用途地域別指定作業場数は資料編64~65頁、指定作業場に関する主な規制基準は80頁参照)

(4) 特定建設作業の現状と課題・対策

建設作業の中で、解体・杭打ち作業・杭頭処理等を伴う工事は著しい騒音・振動を発生しがちです。 騒音・振動規制法は、これらの作業のうち特定の機械を使用する工事を「特定建設作業」と規定し、事 前の届出を事業者に義務づけています。

区では、公害防止対策として、事業者に対し低騒音・低振動型機械の導入、防音パネル・防音シート等の使用の指導をしています。また平成19年1月から施行された要綱(改正 平成31年)に基づき、標識の設置や近隣住民への事前の工事説明の徹底などの指導を行っています。





特定建設作業に該当するもの

騒 - 騒音規制法

振一振動規制法

- ●くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業 騒・振
- ●びょう打機を使用する作業 騒
- ●バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業 騒 (低騒音型建設機械指定機種は除く)
- ●さく岩機を使用する作業 (ジャイアントブレーカー) **騒・**振 (ハンドブレーカー、ピックハンマー、電動式ブレーカー) **騒**
- ●空気圧縮機を使用する作業 騒
- ●コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 騒
- ●鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 振
- ●舗装版破砕機を使用する作業 振

《課題と対策》

建設工事に伴う近隣住民とのトラブルを未然に防止し、良好な環境を維持するため、建設現場においては低騒音・低振動型機械の使用及び低公害工法の指導を行っています。

また、建設工事について苦情が寄せられた場合は、関係部署と連携をとりながら迅速に対応して解決にあたるよう努めています。

(特定建設作業に関する主な規制基準は資料編81頁参照)

(5) 特定施設の現状と課題・対策

騒音・振動規制法では、一定規模以上の印刷機・プレス機・空気圧縮機など、著しく騒音・振動を発生する機械を備えた施設を「特定施設」として規定し、設置者に届出を義務づけています。

区では届出をもとに、対象施設の配置や壁・床などの構造等を審査し、公害防止の指導を行っています。

特定工場等及び特定施設の設置状況

騒音規制法に基づく特定施設の設置件数(令和3年度)

施記	 没の	種類	_	総		数	工場等	施設
1.	金	属	加	工	機	械	4	156
2.	空	気	圧	縮	機	等	232	2041
3.	土:	石	用破	る 砕	機	等	0	0
4.	織					機	0	0
5.	建	設 用	資材	製	造 機	械	1	1
6.	榖	物	用	製	粉	機	0	0
7.	木	材	加	工	機	械	1	14
8.	抄		紐	E		機	0	0
9.	印	J	刷	機	Š	械	9	216
10.	合	成樹月	指 用	射出	成 形	機	0	0
11.	鋳	型	凒	î	型	機	0	0
		合		計	-		247	2428

振動規制法に基づく特定施設の設置件数(令和3年度)

施調	 殳の	種類	_	総		数	工場等	施設
1.	金	属	加	工	機	械	5	329
2.	空	気	圧	縮	機	等	19	146
3.	土	石	用。	波 砕	機	等	0	0
4.	織					機	0	0
5.	コ	ンクリ	ート	ブロッ	クマ	シン	0	0
6.	木	材	加	工	機	械	0	0
7.	印		刷	機		械	6	40
8.	口		_	ル		機	0	0
9.	合	成 樹	脂 用	射出	成升	形 機	0	0
10.	鋳	型	. j	告	型	機	0	0
		合		計			30	515

(6) 土壤汚染対策

有害物質により汚染された地下水や土壌を 摂取することにより、人の健康に被害を及ぼ す場合があるため、平成13年10月に環境確保 条例、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行 されました。

環境確保条例では、有害物質(27物質)を

土壤污染対策届出件数

	R1年度	R2年度	R3年度
土壤汚染状況調査報告書	6	2	8
対策計画・拡散防止計画書	2	1	0
措置完了届出書	1	0	0

取り扱う者、または取り扱っていた者(有害物質取扱事業者)が、工場・指定作業場を廃止・除却する場合は、土壌汚染調査を実施し、土壌汚染状況調査報告書等を区に届け出ることとされています。調査の結果、汚染が確認された場合は、土壌汚染対策が必要になります。

(土壌汚染に係る基準は資料編86頁参照)

(7) アスベスト

平成17年6月、アスベストによる健康被害が表面化して大きな社会問題となりました。アスベストは 建築物等に幅広く使用されていたため、解体や改修工事の際には飛散防止対策が必要となります。

世田谷区では、総合的にアスベスト対策に取り組んでいます。主な対策は次のとおりです。

- ① 区民のアスベストに関する不安の解消を図るため、健康・建築物に関する相談窓口を設置し、ホームページ、パンフレット等による総合的な情報提供を行う。
- ② アスベスト除去工事等では、指導要綱に基づき事業者が看板設置や周辺住民への工事内容の説明を行なうよう徹底する。また、飛散防止対策として立入検査を行い、事業者に対して指導する。
- ③ 1,000 ㎡以上の民間建築物等について、アスベスト使用の実態把握を行う。

吹付けアスベスト・保温材等は除去等を行うにあたり、法律・条例に基づく届出が義務付けられています。区では、法律・条例に基づく届出を受け付け、立入検査を行い、アスベスト飛散防止対策指導を 実施しています。

アスベスト除去等件数

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
届出件数	30	77	70	101	88	42
立入検査 (計画)	36	36	83	105	82	42
立入検査(その他)	12	17	20	55	8	0

令和3年4月1日より建築物等の解体・改修等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿 含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県への事前調査結果の報告の義務付けおよび作業基準遵守 の徹底のため、直接罰の創設等規制が強化されました。

規制対象建材を拡大

- ○石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散したことから、<u>全ての石綿含有建材に規制対象を</u> 拡大
- ○石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準の設立

事前調査の信頼性の確保

- ○事前調査の方法を法定化(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ○「必要な知識を有する者」による事前調査の実施の義務付け(施行:令和5年10月1日より)
- ○80㎡以上の建築物等解体および請負金額100万円以上の改修工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請事業者等が事前調査結果を都道府県へ報告することを義務付け(施行:**令和4年4月1日より**)
- ○事前調査に関する記録を作成し、解体工事等終了後3年間保存することの義務付け

| 罰則の強化・対象拡大 |

- ○隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は、直接罰の適用
- ○下請負人にも作業基準遵守義務が適用
- ○都道府県等による立入検査の対象の拡大

作業記録の作成・保存

- ○「必要な知識を有する者」による取り残しの有無等の確認の義務付け
- ○作業記録の作成・解体終了後3年間の保存の義務付け
- ○作業結果の発注者への報告の義務付け

(8) 地下水揚水対策

地盤沈下を防ぎ、地下水を保全するために、一定規模以上の揚水施設を設けて地下水を利用する場合には、環境確保条例に基づき設置の届出と揚水量の報告が義務付けられています。

令和3年度の設置届は2件、揚水量報告は52件でした。

(9) 化学物質の適正管理

適正管理化学物質(59物質)を年間100kg以上取り扱う工場または指定作業場には、環境確保条例に基づき平成13年10月より管理方法書の作成・使用量・環境への排出量などの報告が義務付けられました。 区では、平成14年4月から、届出等を受付け、指導しています。

2. 自動車公害対策

自動車は、日々の暮らしに便利さをもたらすとともに産業活動に欠くことの出来ない輸送手段となっています。一方で、交通安全や渋滞の問題、排出ガスによる大気汚染、道路交通騒音等の公害の原因となっているとともに、排出する二酸化炭素等により、地球温暖化の一因ともなっています。

世田谷区内では、幹線道路沿い等において自動車交通による二酸化窒素や浮遊粒子状物質等の大気汚染物質濃度や騒音が高い状況にあります。

東京都では、東京の空をきれいにし都民の健康を守るため、ディーゼル自動車排出ガス対策、低公害車の普及・開発促進、交通需要マネジメント*1 (TDM) の推進等、自動車公害対策の強化に取り組んできました。特に、健康影響が懸念されるディーゼル自動車排出ガスの対策を、緊急で最優先の課題と位置づけ、平成15年10月から、全国で最も厳しい規制を行っています。

世田谷区では、国や東京都の自動車公害に関する諸施策と連携しながら取組みを進めています。平成 17年4月には、「世田谷区公用車による環境負荷を低減するための方針」を策定(最新改定、令和2年11 月)し、低公害車の導入や日常の公用車使用抑制等に取り組んでいます。(*1は35頁参照)

(1) 自動車公害の現状

世田谷区では、幹線道路における道路交通騒音、振動、窒素酸化物、交通量の調査を毎年実施して、自動車公害の現状の把握に努めています。

① 自動車騒音の常時監視調査

自動車騒音の影響を大きく受ける沿道において、環境基準*2の達成状況等を長期的に把握する調査です。

騒音規制法の事務移譲により、平成15年度より東京都の事務から区の事務となりました。

環境基準については、平成12年度から従来の「その地域を代表すると思われる地点、あるいは問題が生じやすいと思われる地点」を評価する点的な評価方法から、「原則として一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち、環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価」する面的な評価方法に変更されました。(*2 は35頁参照)

令和3年度は、区内幹線道路7評価区間について、基準点における24時間騒音調査、背後地騒音減衰調査、交通量調査、評価区間内の住居戸数等の沿道状況調査等を実施しました。

なお、評価を行う範囲は道路境界から50mの範囲です。

ア 調査地点

調査地点は表1のとおりです。

表 1 調査対象区間

評価区 間番号	道 路 名	道路種別	起点	終点
27010	一般国道 466 号	一般国道	瀬田 4-24	上野毛 1-1
27020	一般国道 466 号 (第三京浜道路)	一般国道	上野毛 1-1	野毛 3-20
40460	大田調布線	主要都道	玉堤 1-3	玉堤 2-9
41530	環状 8 号線	主要都道	東玉川 2-5	中町1-11
41710	白金台町等々力線	主要都道	深沢 1-1	玉堤 2-15
42200	環状 7 号線	主要都道	下馬 6-1	若林 3-1
60790	古川橋二子玉川線	一般都道	下馬 6-15	野沢 3-2
60800	古川橋二子玉川線	一般都道	駒沢公園 1-2	上野毛 1-34
61150	上馬奥沢線	一般都道	上馬 4-4	駒沢 1-3
60980	鮫洲大山線	一般都道	北沢 1-18	北沢 5-28
61160	上馬奥沢線	一般都道	奥沢 5-25	奥沢 3-5

イ 面的評価による達成状況

各区間の環境基準達成状況は表2のとおりです。

表 2 各区間の環境基準達成状況

評価区間	- 45 10	=T T 0 T 0	基準点レ	ベル(dB)	残留レイ	ヾル(dB)	達成四	阵(%)	達成戸	数(戸)	全戸数
番号	車線数	評価上の用途地域	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
07010	4)に1米 45 44 11/14					87. 4	88. 2	264	239	271
27010	6	近隣商業地域					99. 1	98. 0	2, 543	2, 515	2, 566
	4		67	65	50	38	77. 0	77. 0	114	114	148
27020	4	第一種低層住居専用地域					99. 2	95. 9	121	117	122
	6						91.5	69. 3	173	131	189
40460	6	第一種中高層住居専用地域	66	61	47	37	93.6	93. 6	581	581	621
41530	6	第二種住居地域	73	70	46	39	72.5	66. 4	2, 321	2, 128	3, 203
41710	4	第一種住居地域	68	63	45	39	99. 2	99. 1	2, 462	2,460	2, 482
41710	2	为 俚工冶地域	00	03	40	39	53.0	53. 0	166	166	313
	6						100.0	88. 1	126	111	126
	4						91. 5	87. 7	365	350	399
4	4						100.0	92. 1	177	163	177
	4						100.0	98. 7	297	293	287
	4						76. 6	42. 3	105	58	137
42200	4	近隣商業地域	67	66	45	42	55. 6	46. 4	85	71	153
42200	6	处	01	00	40	42	100.0	94. 5	945	893	945
	5						100.0	89. 1	763	680	763
	4						86. 7	85. 6	471	465	543
	4						81.8	81. 0	275	272	336
	4						100.0	87. 3	676	590	676
	4						91.6	85.8	284	266	310
60790	2	近隣商業地域					95. 9	91.6	964	921	1,005
60800	4	第一種中高層住居専用地域	67	65	44	42	100.0	94. 6	74	70	74
00000	2	匆 俚下同眉比后等用地域					99.8	79. 7	2,053	1,641	2, 058
61150	2	第一種中高層住居専用地域	64	61	43	43	85.8	76. 1	320	284	373
60980	2	近隣商業地域	_	_	_	_	100.0	100.0	738	738	738
61160	2	近隣商業地域	_	_	_	_	100.0	100.0	1, 558	1,558	1, 558

注) 昼間:6時~22時 夜間:22時~翌6時

面的評価は、令和3年度に調査を行った評価区間について、対象となる住居戸数及び環境基準の 達成戸数を求め達成率を算出しました。

環境基準の達成状況は、表3に示したとおりの結果でした。

表 3 環境基準達成状況

昼夜別		昼 間		夜間				
道路種別	達成戸数	全戸数	達成率	達成戸数	全戸数	達成率		
高速自動車国道	_	_	_	_	_	_		

[※]評価区間 27020 は評価区間 27010 の現地調査結果を準用して評価することとした。

[※]評価上の用途地域が複数にまたがる場合は主な用途地域を記載している。

一般国道	3, 215	3, 296	97. 5%	3, 116	3, 296	94. 5%
主要都道	10, 099	11, 481	88. 0	9, 547	11, 481	83. 2
一般都道	5, 707	5, 806	98. 3%	5, 212	5, 806	89. 8%
合 計	19, 021	20, 583	92.4%	17, 875	20, 583	86.8%

注) 昼間:6時~22時 夜間:22時~翌6時

ウ 交通量調査結果

交通量調査結果は、表4のとおりです。

なお、表中の交通量は、1時間毎に 10 分間測定したうえで、1日に換算した値です。日交通量は、環状7号線野沢4丁目1地点の67,674台が最も多く、大型車混入率については、一般国道466号上野毛2丁目5地点の18.0%が最も高い結果でした。

	女 :									
評価区	\ \\	地点名			断面交通量	란(台∕F	1)		大型車混	走行速度
間番号	道路名	(住所)	小型車	大型車 I	大型車Ⅱ	二輪車	合計	大型車計	入率(%)	(km/h)
27010	一般国道466号	上野毛2丁目5	51, 378	3, 366	8, 262	1,620	64, 626	11, 628	18.0%	53
40460	大田調布線	玉堤2丁目1	10, 434	552	1,320	1,050	13, 356	1,872	14.0%	43
41530	環状8号線	玉川田園調布1 丁目19	36, 768	2, 442	4, 956	1, 902	46, 068	7, 398	16. 1%	57
41710	白金台町等々力線	等々力6丁目13	24, 834	564	3, 426	990	29, 814	3, 990	13.4%	58
42200	環状7号線	野沢4丁目1	53, 064	3, 888	7, 098	3, 624	67, 674	10, 986	16. 2%	60
60790	古川橋二子玉川線	下馬6丁目11	17, 922	408	1,722	1, 164	21, 216	2, 130	10.0%	47
61150	上馬奥沢線	駒沢1丁目3	9, 570	198	738	738	11, 244	936	8.3%	41

表 4 交通量調査結果

② 自動車公害実態調査

自動車公害の対策を考える上で、自動車による道路交通公害の実態を把握する必要があります。区では、経年変化を把握するために、環状7号線、環状8号線、国道20号線、国道246号線沿いの6地点を定点とし、毎年実態調査を行ってきました。調査項目は、騒音、振動、窒素酸化物、自動車交通量です。また、定点のほかに、幹線道路を中心にその時々で問題となっている地点や、データのない地点等を準定点として実態調査を行っています。調査項目は、定点調査と同じです。

平成元年度からは、区内の主要幹線道路と主要幹線道路との交差点から交差点までを1つの「リンク」とし、リンクごとに、測定点を選び24時間の騒音レベルを測定する「リンク調査」を始めました。 リンク調査は、全都的に統一された手法による道路交通騒音の実態調査であり、原則として、毎年同じ地点で行う調査です。

ア 騒音調査結果

[環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況]

自動車に係る騒音については、環境基本法に定める環境基準と騒音規制法の要請限度*3が定められています。区が、令和3年度に幹線道路で、騒音測定した数値をまとめた結果は、表5のとおりです。

昼間は 66~77dB、夜間は 64~76dB であり、環境基準を達成した地点は、昼間が 6 地点、夜間が 1 地点、昼間・夜間ともに達成した地点は 1 地点でした。要請限度以下の地点は、昼間が 15 地点、夜間が 11 地点、昼間・夜間ともに要請限度以下の地点は 11 地点でした。要請限度超過は昼間が 2 地点、夜間が 6 地点ありました。また、昼間・夜間ともに要請限度超過した地点は 2 地点でした。

これらの結果を昼夜別に比較すると、測定結果が基準値を超過した地点が、昼間は環境基準 11 地点、要請限度 2 地点に対して、夜間は環境基準 16 地点、要請限度 6 地点と多くなります。

この結果から、環境基準の達成状況や要請限度の超過率は夜間を中心に依然として厳しい状況にあり、区民生活にとって静穏を必要とする夜間に高い騒音が発生していることが分かりました。

(*3は35頁参照)

表 5 騒音測定結果の概要

	双 3 一 独目例だ相木♡N女											
			測定結界	₹(LAeq)	環境基準	售(LAeq)	要請限度	₹(LAeq)	自動車	交通量		
種別	道路名	測定地点	昼間 (dB)	夜間 (dB)	昼間 (dB)	夜間 (dB)	昼間 (dB)	夜間 (dB)	(台/日)	大型車混 入率(%)		
定点	環状7号線	羽根木 1-6	70	70	70	65	75	70	58, 674	5. 5		
定点	国道 246 号	太子堂 1-4	71	69	70	65	75	70	52, 464	4. 0		
定点	国道 246 号	上馬 2-14	69	66	70	65	75	70	43, 830	3. 3		
定点	環状 8 号線	野毛 1-25	73	70	70	65	75	70	56, 346	2. 9		
定点	環状 8 号線	八幡山 2-10	69	68	70	65	75	70	66, 060	5. 7		
定点	国道 20 号	北烏山 9-3	73	71	70	65	75	70	37, 980	2. 7		
準定点	目黒通り	等々力 4-19	72	67	70	65	75	70	29, 040	3. 2		
準定点	世田谷通り	世田谷 1-11	68	66	70	65	75	70	21, 090	4. 2		
準定点	井の頭通り	大原 1-16	66	64	70	65	75	70	19, 284	1. 2		
リンク	環状 7 号線	野沢 3-4	74	72	70	65	75	70				
リンク	国道 246 号	太子堂 2-13	71	71	70	65	75	70				
リンク	国道 20 号	上北沢 4-31	72	72	70	65	75	70				
リンク	環状 8 号線	砧公園 7	70	69	70	65	75	70				
リンク	国道 246 号	瀬田 2-31	77	76	70	65	75	70				
リンク	多摩堤通り	野毛 3-20	72	69	70	65	75	70				
リンク	国道 20 号	松原 1-39	76	74	70	65	75	70				
リンク	世田谷通り	成城 3-18	72	70	70	65	75	70				

注) 昼間:6時~22時 夜間:22時~翌6時

イ 振動測定結果

幹線道路の振動調査結果は、表6のとおりです。

振動測定値については、振動規制法による要請限度を超えた調査地点はありませんでした。しかし、振動レベル $(L10)^{*4}$ として表れない大きな振動が記録された地点がいくつかありました。

(*4は35頁参照)

表 6 振動及び窒素酸化物調査結果

		御守地方	測定期間		振動		窒素酸化物濃 度		
種別	道路名	測定地点	測定期間	測定結果		要請限度		(ppb)	
				昼間	夜間	昼間	夜間	NO	NO ₂
定点	環状 7 号線	羽根木 1-6	4/20~4/30	53	55	70	65	7	13
定点	国道 246 号	太子堂 1-4	5/11~5/21	48	44	70	65	5	8
定点	国道 246 号	上馬 2-14	8/17~8/27	44	46	70	65	5	8
定点	環状 8 号線	野毛 1-25	8/31~9/10	53	51	65	60	7	9
定点	環状 8 号線	八幡山 2-10	9/28~10/8	53	54	65	60	8	9
定点	国道 20 号	北烏山 9-3	10/12~10/22	49	46	65	60	4	7
準定点	目黒通り	等々力 4-19	4/6~4/16	44	39	65	60	-	-
準定点	世田谷通り	世田谷 1-11	5/25~6/4	45	39	70	65	3	6
準定点	井の頭通り	大原 1-16	6/22~7/2	45	41	65	60	2	6

注) 昼間:6時~22時 夜間:22時~翌6時

ウ 窒素酸化物(NO・NO₂)調査結果

幹線道路の窒素酸化物調査結果は、表6のとおりです。

大気汚染物質である窒素酸化物は、自動車排出ガスに多く含まれています。都内の窒素酸化物の排出量の半分近くが自動車排出ガスです。昭和48年から始まった自動車排出ガス規制により、減少の傾向にあります。

工 交通量調査結果

自動車交通量調査結果は、表5のとおりです。

1日の交通量が最も多いのは、環状 8 号線(八幡山 2 -10)の約 6 万 6 千台です。次いで環状 7 号線(羽根木 1-6)の約 5 万 9 千台となっており、調査結果からは、4 幹線道路(国道 20 号線、国道 246 号線、環状 7 号線、環状 8 号線)の交通量が多いことが分かります。

(2) 自動車公害対策

① 調査に基づく措置

騒音・振動の調査を行い、その測定値が、定められた限度(要請限度)を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、騒音規制法、振動規制法に基づき公安委員会や道路管理者等に、交通規制や道路構造の改善等を要請・要望することができます。

交通の流れを変えたり、道路を根本的に改善したりすることには多くの困難を伴うため、なかなか 対策が進まないのが現実ですが、自動車騒音の常時監視調査や自動車公害実態調査の測定結果を毎年 まとめて国や都に報告するとともに、必要に応じて関係機関への要請を行っています。

② 自動車対策

平成5年度から冬期(11月~1月)の窒素酸化物濃度が高まる時期に、七都県市(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市及び千葉市)共同で冬期自動車交通量対策のキャンペーンを行ってきました。このキャンペーンは、東京都環境確保条例の施行による対策の強化を受けて、平成13年度で終了しましたが、平成14年度以降世田谷区独自のキャンペーンとして冬期自動車交通量対策を実施しています。

大気中の窒素酸化物の5割が自動車の排出ガスとされています。特に、冬期には逆転層と言われる 上空の暖かい空気が、フタをかぶせたような状態になり、自動車から出た排出ガスが地表面に滞留す るため窒素酸化物濃度が上昇します。このため、自動車の使用を特に冬期は抑制して頂くよう、呼び かけています。また、自動車の排出ガスは、温室効果ガスとして地球温暖化の原因ともなっており、 区のホームページにより、自動車の使用抑制やエコドライブの実践、低公害車・低燃費車の導入につ いて呼びかけを行っています。

その他、庁舎に設置しているデジタルサイネージを活用し、「車より 歩いてみようよ わがまちを」と協力を呼びかけました。

③ 低公害車の導入促進

世田谷区では、公用自動車による大気汚染等を抑制するため、公用車総台数の減少に努め、車両の購入・買い替えを行う場合は東京都指定の低公害車等を選択することとしています。また、アイドリングストップなどの環境に配慮した運転の徹底を進めるため、平成17年4月には、「世田谷区公用車による環境負荷を低減するための方針」を策定(最新改定、令和2年11月)しました。

電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車は、走行時に二酸化炭素を排出せず、環境負荷が 少ない移動手段であるとともに、災害発生時に非常用電源として活用できます。こうした次世代自動 車について、区は率先して導入し、また、普及啓発を進めます。

④ 沿道の環境整備

幹線道路における慢性的な自動車公害を防止する方策として、昭和55年5月に「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(沿道法)が制定されました。この法律は、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的としています。沿道法の制定により、都市計画や沿道整備計画が定められると、区域内で既存の住宅などの防音工事を行う場合や沿道に建物(緩衝建築物)を建てる場合には、その費用の一部について、道路管理者から助成金を受けられることになりました。区内の道路では、環状7号線(都道)が昭和58年11月に沿道整備道路に指定され、昭和61年10

月に野沢地区北部の沿道整備計画が決定、施行されました。その後、昭和62年4月に、大原・羽根木地区、三軒茶屋・上馬地区、同年12月には残りの代田北部地区、代田南部、若林地区、野沢地区南部の沿道整備計画が施行されました。適用区域は、道路境界から20mの範囲です。

また、環状 8 号線(都道)も平成 13 年 3 月に沿道整備道路に指定され、平成 15 年 1 月に沿道 10 地区(上北沢 5 丁目地区、粕谷・南烏山・八幡山地区、千歳台・船橋地区、砧・桜丘地区、砧公園・上用賀地区、瀬田・玉川台地区、瀬田・上野毛・野毛地区、野毛・等々力・中町地区、玉川田園調布地区、東玉川地区)の沿道整備計画が決定され、同年 4 月に建築物の防音構造に関する条例が施行されました。適用区域は、道路境界から 20m又は 30mの範囲(同上)です。

区では、沿道地域の環境整備推進を図るため、防音工事助成申請を受け付けています。

○自動車公害防止関係の主な法令のあらまし

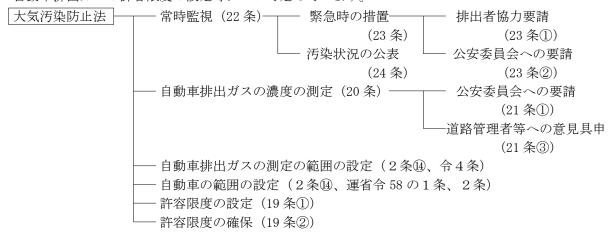
•環境基本法(平成5年制定、最新改正 平成30年)

環境の保全について基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めています。

環境基本法第16条第1項は、騒音に係わる環境上の条件について「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」(環境基準)を騒音(一般騒音、道路騒音)について定めています。

•大気汚染防止法(昭和43年制定、最新改正 令和2年)

自動車排出ガスの許容限度の設定等について定めています。



・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 〔自動車NOx・PM法〕(平成4年制定、最新改正 令和元年)

大気汚染が著しい特定の地域において、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量削減に関する基本方針や計画の策定、車種規制、自動車使用の合理化指導等の措置を実施することについて定めています。

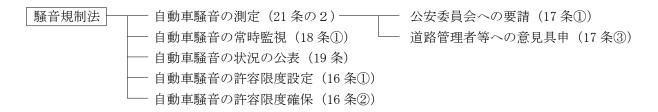
※平成13年6月の一部改正で、対象物質に粒子状物質 (PM)、車種規制の対象にディーゼル 乗用車、規制区域に名古屋市周辺等が追加されました。



─ 事業者の判断の基準となるべき事項(31条)─ 都道府県知事による事業者への指導及び助言(32条)─ 対象自動車を使用する事業者による計画の作成(33条)

• 騒音規制法(昭和 43 年制定、最新改正 平成 26 年)

自動車騒音に関わる許容限度の設定について定めています。



•振動規制法(昭和 51 年制定、最新改正 平成 26 年)

道路交通振動に関わる要請の措置等を定めています。

振動規制法 道路振動の測定 (19条) — 道路交通振動の限度 (総理府令 58 の 12条) — 公安委員会への要請 (16条①) — 道路管理者への要請 (16条①)

・幹線道路の沿道の整備に関する法律 [沿道法] (昭和 55 年制定、最新改正 平成 29 年) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適性かつ合理的な土地利用を図ることを目的として います。

| 沿道法 | 緩衝建築物等の整備費用助成(12条) | 民家等の防音工事助成(13条)

・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 [環境確保条例] (平成13年制定、最新改正 令和2年) 環境確保条例による自動車排出ガスに対する規制の概要

(ディーゼル車の運行禁止は、平成15年10月1日施行、平成18年改正)

- 1 排出ガスに関する規制
 - (1) 都独自の粒状物質排出基準の設定による、基準を満たさないディーゼル車の運行禁止
 - (2) 自動車環境管理計画書の届出の義務化

対象:30台以上の自動車を使用する事業者

- 2 低公害車の普及拡大
 - (1) 大規模事業者に対する低公害車導入の義務化

大規模事業者:200台以上の自動車を使用する事業者

- (2) 販売事業者に対する排出ガスの量など環境情報の説明の義務化
- 3 アイドリング・ストップの義務化
 - (1) アイドリング・ストップ遵守の義務化(自動車等の運転者)
 - (2) アイドリング・ストップ周知の義務化 (20 台以上の駐車場の設置者及び管理者)
- 4 燃料対策
 - (1) 重油混和燃料等の使用禁止
 - (2) 重油混和燃料等の販売禁止

- 5 規制を担保する手段
 - (1) 自動車公害監察員(自動車Gメン)の設置
 - (2) 罰則等

〇自動車公害用語

*1交通需要マネジメント (TDM) とは

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換等、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化等「交通需要の調整」を図ることにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和していく取り組みをいいます。

*2環境基準とは

環境基本法第16条により定められています。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、騒音のほか、大気、土壌、水質について定められています。

*3要請限度とは

騒音規制法、振動規制法等で定められています。総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれるときは、区長は公安委員会や道路管理者等に、交通規制や道路舗装等の措置を要請したり、意見を述べたりすることができます。

*4振動レベル(L10)とは

振動レベルの 80%レンジの上端値。80%レンジとは、多数個の振動値を大きい順に並べた場合に、 最高値と最低値の側からそれぞれ 10%ずつ除外したものであり、L10 は残った値のうち上端の値 を指します。振動の予測・評価ではL10 を用います。

3. 大気汚染対策

(1) 大気汚染の現状

① 近年の大気汚染の特徴

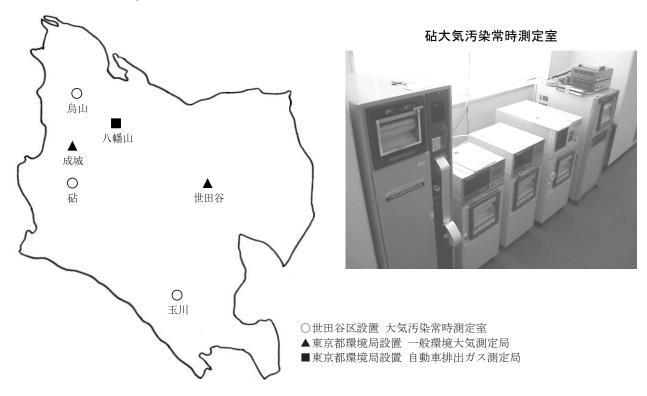
近年における大気汚染については、汚染が地球規模に拡大し、世界的に問題化したという大きな特徴があげられます。工業地帯や幹線道路の周辺など局地に限られていた大気汚染が、自国内にとどまらず、隣の国々や地球全体にも大きな影響を及ぼしています。たとえば、森林を枯らすことなどで知られる酸性雨は、大気を汚染している硫黄酸化物や窒素酸化物などが変化して降るもので、国境を越えて1,000kmも離れた地点で観測されることもあります。そのほかにも、地球温暖化を引き起こす二酸化炭素や炭化水素、私たちを有害な紫外線から守っているオゾン層を破壊して悪影響を与えるフロンガス等の物質があります。

このような地球規模の大気汚染も、その発生源をたどっていくと、工場だけでなく、自動車やエアコンなど私たちの便利で快適な日常の生活が深く関わっています。

② 大気汚染の監視体制

世田谷区は住居地域の割合が大きく、大気の状況は地域によって差が見られます。このため大気汚染をきめ細かく監視する必要があり、区では昭和48年から測定室を設置し、測定網の充実を図ってきました。現在、砧、玉川、烏山総合支所に設けられた3か所の「大気汚染常時測定室」では二酸化硫黄*1など3~5項目の汚染物質を常時測定し、監視しています。

東京都も世田谷、成城一般環境大気測定局、八幡山自動車排出ガス測定局の3局を設け、常時監視を行っています。



③ 令和3年度の大気汚染常時測定室(局)の測定結果

令和3年度の大気汚染常時測定室(局)の測定結果は次頁の表のとおりです。二酸化硫黄*1、一酸化炭素*2、浮遊粒子状物質*3、二酸化窒素*4は全測定室(局)で環境基準を達成しました。光化学オキシダント*5は、全測定室(局)で環境基準を達成していません。

都が平成23年度より微小粒子状物質*6の測定を開始しました。

(*1·2·3·4·5·6 は 42 頁参照)

令和3年度 世田谷区設置大気汚染測定室・東京都設置大気測定局の測定結果

	項目		二酸化硫(SOź		一酸化炭素 (CO)		浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化窒素 (NO ₂)		光化学オキシダント (O x)			微小粒子状物質 (PM2.5)					
		環	境基準	4. H	環	境基準	4.7	環	境基準	4.7	環	境基準	1. H		4 114 1111	4.7	環	境基準	# F
測定	室(局)	適否	2% 除外値 (ppm)	年平 均値 (ppm)	適否	2% 除外値 (ppm)	年平 均値 (ppm)	適否	2% 除外値 (mg/m³)	年平 均値 (mg/m³)	適否	98%値 (ppm)	年平 均値 (ppm)	適否	1時間 値超過 時間数	年平 均値 (ppm)	適否	98%値 (μg/m³)	年平 均値 (μg/m³)
世	砧	0	0.002	0.001	0	0.5	0.1	0	0.022	0.010	0	0.026	0.011	×	372	0.034	_	-	-
田谷	玉 川	_	_	_	_	_	_	0	0. 027	0.011	0	0.031	0.013	×	373	0.035	_	_	_
区	鳥 山	_	_	_			_	0	0. 021	0.008	0	0.031	0.014	×	621	0.038	_	-	_
東	世田谷	0	0.002	0.001	0	0.5	0.3	0	0.038	0.015	0	0.034	0.012	×	317	0.033	0	25. 2	10.0
京都	成城	_	_	_	_	_		0	0.036	0.014	0	0.034	0.012	-	_	_	0	25. 1	9. 9
*	八幡山	_	_	_	_	_	_	0	0. 038	0.015	0	0. 039	0.019	-	_	_	0	25. 0	10.5

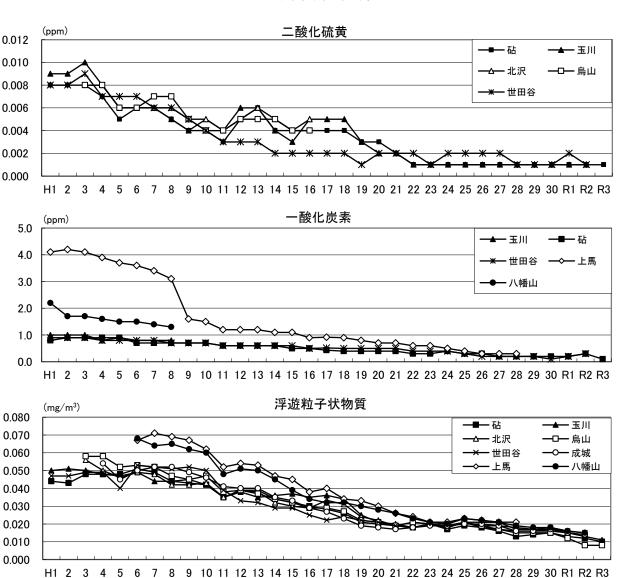
※東京都の測定結果は令和2年度分

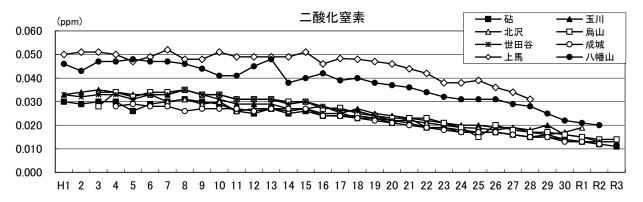
(大気汚染物質の環境基準等は資料編85頁参照)

ア 大気汚染物質の経年変化

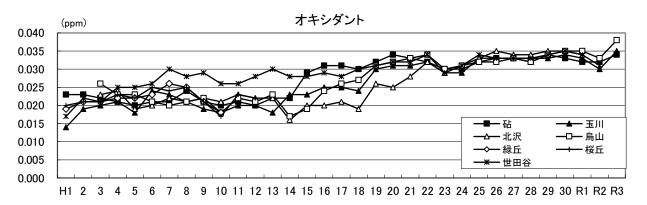
大気汚染物質濃度を経年的に見ると、浮遊粒子状物質と二酸化窒素は低下傾向にありますが、光 化学オキシダントは近年増加傾向にあります。

大気汚染物質の経年変化





注) 玉川測定室の平成 12~17 年度の二酸化窒素の測定結果は参考値

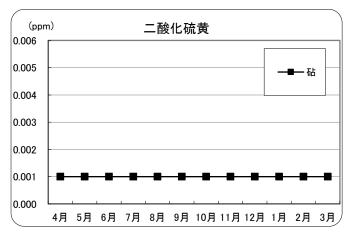


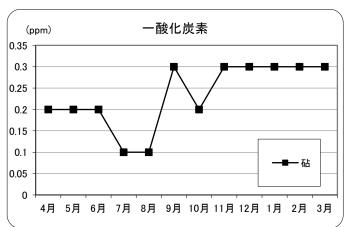
(大気汚染物質の経年変化の詳細は資料編69~70頁参照)

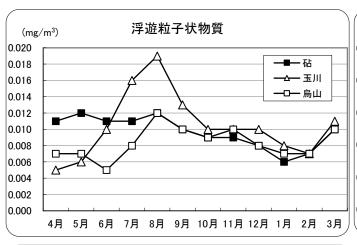
イ 大気汚染物質の経月変化

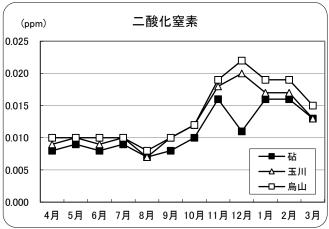
大気汚染物質を月毎の平均で比較すると、光化学オキシダントは春から夏にかけて高い値を示しています。光化学オキシダントは太陽の紫外線を受けて光化学反応により発生するため、紫外線の増加するこの季節に濃度が高くなる傾向があると考えられています。一方、二酸化窒素、一酸化炭素は冬期に高い値になっていますが、これは、逆転層*7の発生が大きな影響を及ぼしていると考えられます。 (*7は42頁参照)

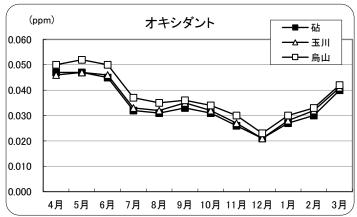








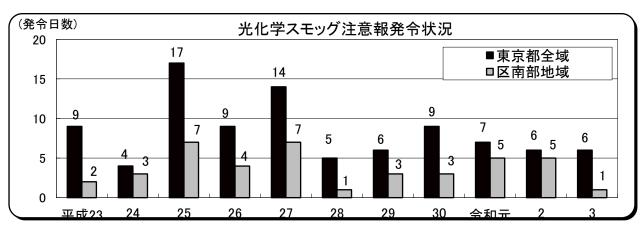




(大気汚染物質の経月変化の詳細は資料編69~70頁参照)

④ 光化学スモッグ

令和3年度の光化学スモッグ注意報発令日数は、東京都全域で6日、世田谷区を含む区南部地域では1日でした。光化学スモッグが原因と思われる被害届者は、世田谷区及び東京都全域で0名でした。



⑤ 浮遊粒子状物質調査 (ハイボリュームエアーサンプラーによる)

浮遊粒子状物質とは、大気中に長期間浮遊している粒径が 10 μm以下の微粒子であり、そのほとんど が気道又は肺胞に沈着し、人の健康に有害な影響を与えます。

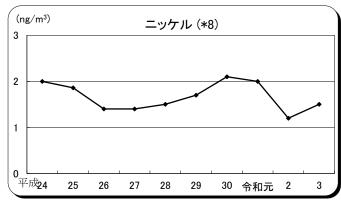
発生源としては、一般廃棄物焼却炉や鉄鋼工業、重油燃焼などの施設、土壌(道路粉塵を含む)があります。さらに、自動車排気ガスが大きな割合を占めています。

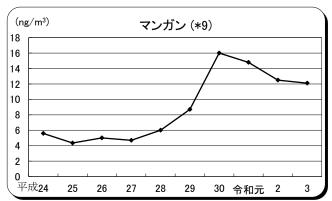
世田谷区では毎月一回、砧総合測定室で浮遊粒子状物質を採取し、それに含まれる金属及び二次的にガス成分から生成される陰イオンを調査しています。

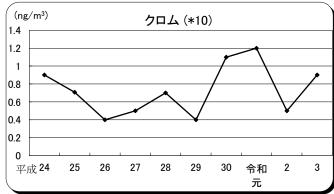
◎浮遊粒子状物質調査の経年変化

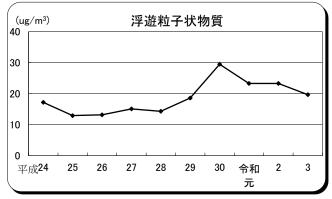
浮遊粒子状物質を経年的にみると、減少傾向にあります。

浮遊粒子状物質の経年変化(ハイボリュームエアーサンプラーによる)









(*8・9・10は、42頁参照)

(浮遊粒子状物質の経年変化の詳細は資料編 71 頁参照)

⑥ 富士山の継続観察

世田谷一丁目で、富士山を継続観察しています。

世田谷区から見える富士山

遠くの景色がよく見えるときは空気が澄んでいる、反対に空気がよどみスモッグがかかり、よく見えないときは空気が汚れていると推察することができます。このように視覚で大気汚染状況を調べるため、区では、世田谷から約90km離れた富士山を世田谷一丁目にあるビルの6階に設置してあるカメラで、毎日9時に自動撮影しています。

見えた日が、令和3年度は126日でした。





(撮影機材の故障により、平成31年1月8日から令和元年5月8日まで欠測)

(2) 大気汚染対策

① 発生源(工場・事業場)対策

大気汚染物質の主要な発生源として工場や事業場があります。東京都の環境確保条例では、各種の 大気汚染物質について排出基準を定め規制を行い、汚染の拡大を防いでいます。

また、区は区内の世田谷・千歳清掃工場の操業に関して、東京二十三区清掃一部事務組合(平成11年度以前は東京都)と昭和49年から協定を結んでいます。協定では二酸化硫黄、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、水銀について、法定あるいはそれ以上に厳しい排出基準を定め、隔月に排出ガスの測定を行い、区に報告することを義務づけています。

② 光化学スモッグ対策

光化学スモッグの発生を抑制するためには、まず原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出を減少させなければなりません。そこで発生源である自動車、工場・事業場に対し、法令により排出規制が行われています。今後は、特に自動車に対する一層の対策強化が必要とされています。

また、光化学スモッグは人体に急激な影響を及ぼすことから、被害を未然に防ぐ方策が必要とされています。区では、光化学スモッグの発生をきめ細かく把握するため、区内3か所で光化学オキシダントの測定を常時行っています。そして、東京都から光化学スモッグ注意報が発令された場合、区施設や薬局・駅などにファクシミリ等で迅速に連絡をし、表示幕を掲示することにより、区民に注意を呼びかけています。また、『エフエム世田谷』(周波数83.4MHz)でも注意喚起しています。

③ 窒素酸化物対策

光化学スモッグの発生原因となっている窒素酸化物は、都内では約5割が自動車から排出されます。 自動車1台当たりの排出量規制は昭和48年から段階的に強化されてきましたが、乗用車に比べて大型ディーゼル車に対する規制が遅れたため、改善が進みませんでした。

このため、国はディーゼル車の排出ガス規制強化や窒素酸化物の総量削減などに取り組み、平成17年には、規制値(新短期規制)が改正され、新長期規制が実施されました。東京都では平成15年10月より粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、新車登録から7年間を経過したとき、都内での運行を禁止する規制を開始しました(ただし、都が指定する装置を装着すれば都内を運行できます)。区でも窒素酸化物の増加する冬期には、庁有車の使用を抑制したり、啓発用のパンフレットを配布すること等によって区民・事業者の協力を求めています。また、電気自動車、燃料電池自動車などの低公害車を率先して導入しています。

(3) 今後の取組み

大気汚染を改善し、健康被害から住民を守るため、国・都・区はそれぞれの立場から、数々の施策を 実施しています。

- ① 自動車や工場・事業場等の排出基準を作成し、立法化するのは主に国の役割であり、長期的・広域的な課題として汚染低減の具体的な計画の策定や発生源に対する規制は都の役割とされている中、区は都条例に基づく工場等の指導に関する事務を担っていることから、より現状に即したきめ細かな対応を行う必要があります。
- ② 区では、低公害車を公用車に率先して導入するとともに、区民・事業者にも導入促進を図っていく 必要があります。
- ③ 環境に関する区民の意識は高く、区では大気汚染常時監視システムにより常時監視するとともに、ホームページ等を活用し、よりわかりやすい情報提供に努めています。
- ④ 私たち一人ひとりの生活や事業活動が最終的には大気汚染につながる可能性があることから、公共 交通機関の利用など環境に配慮した行動をとるよう区が率先して取り組むとともに、啓発事業の充実 を図ります。

○大気汚染の用語説明

*1 二酸化硫黄 (SO₂)

石油、石炭などの燃料中の硫黄分が、燃焼により酸化して発生します。呼吸器の気道を刺激するため、汚染がひどい地域で生活していると、慢性気管支炎や喘息性気管支炎を起こすといわれています。また、酸性雨の原因物質の一つでもあります。

*2 一酸化炭素 (CO)

燃料などの不完全燃焼によって発生します。血液中のヘモグロビンと結合して、血液が酸素を運搬する機能を阻害するので、汚染がひどくなると、めまい、全身倦怠などを生じます。

*3 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している微粒子で粒径が $10~\mu m$ ($1~\mu m$ =0.001m) 以下のものをいいます。工場、事業場などから排出されます。また、自然界からも発生します。汚染がひどい地域で生活していると、呼吸器に沈着して慢性呼吸器疾患を引き起こすほか、微粒子に含まれる様々な有害物質による影響が懸念されています。

*4 二酸化窒素 (NO₂)

燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応したり、燃料中の窒素分が酸化されて発生します。自動車からも多く排出されます。刺激性があり、汚染がひどい地域で生活していると、呼吸器障害を起こすといわれています。また、酸性雨の原因物質の一つでもあります。

*5 光化学オキシダント(Ox)

空気中の窒素酸化物や炭化水素(HC)などが太陽からの紫外線を受けて、光化学反応を起こして生成されます。酸化性物質の総称で、オゾンが大部分を占めます。光化学スモッグの原因となり、濃度が高くなると眼、喉などの痛みを引き起こします。また、植物にも被害を与えます。

*6 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している微粒子で粒径が $2.5 \, \mu m$ ($1 \, \mu m = 0.001 \, m m$) 以下のものをいいます。工場、事業場などから直接排出されたり、窒素酸化物などのガスが大気中で化学反応し二次的に生成されます。また、自然界からも発生します。浮遊粒子状物質 (SPM) よりもさらに粒径が小さいため、呼吸時に気管を通り抜けて気管支や肺まで達し、呼吸器疾患など健康への影響が懸念されています。

*7 逆転層

温度は高度とともに下がっていきますが、高度とともに温度が上がっていく層のことをいいます。 逆転層があると、車の排気ガス等が逆転層を突破できず、下層に溜まってしまいます。

*8 ニッケル (Ni)

貨幣、家具、機器、電池などの材料に、また合金としてステンレス鋼等に用いられます。吸引すると、喉の痛みなどを生ずるといわれています。

*9 マンガン (Mn)

人体における必須元素のひとつで、成人の体内に約 12~18mg 含まれています。ただし、過剰に摂取すると、神経障害を主とした中毒障害を起こします。

*10 クロム (Cr)

発生原因は、メッキ、顔料、皮革、写真、ステンレス製品の工場などです。人体の影響は、皮膚や粘膜の疾患や肺がんなど呼吸器の障害を引き起こすといわれています。

4. ダイオキシン類対策

(1) ダイオキシン類の現状

① ダイオキシン類の定義

平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法(以下「措置法」という。)により、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をダイオキシン類と定義しています。

ダイオキシン類の構造は、塩素の数や位置の違いにより変わるので、PCDD は 75 種、PCDF は 135 種、コプラナーPCB は十数種類の仲間(異性体)があります。このうち、毒性があるとみなされているのは 29 種類です。

② 毒性

ダイオキシン類及び内分泌かく乱化学物質など有害化学物質については、その影響や発生経路など 科学的に未解明な部分が多く、関連する様々な機関において研究が進められています。世界保健機関 (WHO)の報告によると、ダイオキシン類の中には高濃度暴露により、発がん作用を有するものが あるとされています。しかし、現在の大気環境の汚染レベルではがんになるリスクはほとんどないと 考えられています。

③ 発生のメカニズム

研究目的以外には、意図的に作られることはありません。主に物が燃えるときに出る物質で、廃棄物の焼却に伴って発生し、処理施設で取り除かれなかった場合は大気中に排出されます。

④ 分布の状況

環境中に出た後の動きの詳細は未解明の部分もありますが、例えば、大気中の粒子などにくっついたダイオキシン類は、地上に落ちてきて土壌や水を汚染し、様々な経路からプランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられています。

⑤ 国のダイオキシン対策推進基本方針に基づく取組みと排出量の削減状況

国全体での取組により、日本全国の排出総量も平成 22 年には、平成 9 年と比べ約 98%削減され、 大気中の環境基準は達成されています。

(2) 区のダイオキシン類対策

① 発生源対策

区では、平成9年9月、小・中学校を含む全ての区関連施設における焼却炉の使用を中止しました。 さらに平成13年4月から、東京都の環境確保条例により、小規模の焼却炉による廃棄物の焼却や野焼 き行為が原則として禁止となったことに基づき、排出抑制の指導を行っています。

② 調査、監視

区では、都の調査を補完して状況を把握するため、一般環境大気調査を行っています。また、都は「措置法」に基づいて、区内では、一般環境大気、水質(公共用水域、地下水)のダイオキシン類調査を実施しています。

③ 情報提供、普及・啓発

区では、一般環境中のダイオキシン類調査結果について、区ホームページにより区民に情報提供しています。また、小型焼却炉等の実態調査を通じて、使用者にパンフレットを配布し、環境確保条例について周知しました。

今後も区民の健康を守るため、国や都などと連携し、必要な情報の提供等を行っていきます。

(3) 区内のダイオキシン類の測定結果

① 一般環境大気

年平均値は、砧総合支所で 0.012pg*1-TEQ*2/m³、都が実施した世田谷区役所で 0.013pg-TEQ/m³となり、大気中の環境基準 0.6pg-TEQ/m³(年平均値)を大幅に下回りました。

また、年平均値の推移は、焼却施設などの排出規制や施設の改善等により、環境基準を大幅に下回

っています。

*1 pg (ピコグラム) 1兆分の1グラム

*2 TEQ ダイオキシン類は構造によって毒性が異なるので、最も毒性が強いダイオキシンに換算して合計 した値で表わしたもの (毒性等量)

表 調査結果(令和3年度)

単位:pg-TEQ/m³

	5月	7月	8月	11 月	12 月	2月
砧総合支所	0.007	0.011	0.007	0. 021	0.013	0.009
世田谷区役所	0.0087		0.0082	0.022		0.012

表 年平均値の推移

単位:pg-TEQ/m³

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
砧総合支所	0.033	0.020	0.023	0.014	0.015	0.023	0.017	0.016	0.013	0.012
世田谷区役所	0.027	0.025	0.023	0.016	0.015	0.016	0.020	0.016	0.011	0.013

*砧総合支所は平成19年度に成城6-2から成城6-3に移設。

② 一般環境土壌

都が実施した世田谷区内の調査では、平成 26 年度に上祖師谷(結果: 6.3pg-TEQ/g)、平成 28 年度に砧公園(結果: 5.3pg-TEQ/g)、平成 29 年度に祖師谷公園(結果: 7.0pg-TEQ/g)、令和元年度に都立駒沢オリンピック公園(結果: 27pg-TEQ/g)、令和元年度に都立蘆花恒春園(結果: 21pg-TEQ/g)で、いずれも環境基準を大幅に下回りました。

5. 水質汚濁対策

(1) 水質汚濁の現状

① 水質汚濁とは

河川には、多少の汚れがあっても流れているうちに汚れをきれいにする働きがあります。これを自 浄作用といい、流下の過程で汚れが薄まったり、好気性微生物が水中の酸素を利用して、有機物など の汚れを分解します。しかし、自浄作用の限界を超える汚濁物質が流れ込むと水中の酸素が不足し、 メタン、アンモニア、硫化水素など悪臭の原因となるガスを発生し、汚濁したままの状態になります。

② 水質汚濁に係わる環境基準について

河川をはじめ公共用水域では、環境基本法に基づき、(i)人の健康の保護に関する環境基準(資料編87頁参照)と、(ii)生活環境の保全に関する環境基準(資料編88頁参照)が定められています。(i)については、重金属、PCB、有機塩素系化合物、農薬など有害物質27項目が定められています。(ii)については、多摩川がB類型、野川と仙川がD類型に指定されています。

③ 河川の現状

世田谷区内には、多摩川、谷沢川、野川、仙川、丸子川、谷戸川などの河川が流れています。その他に、目黒川、蛇崩川、北沢川、烏山川、呑川、九品仏川がありますが、これらの多くは暗きょ化されて下水道幹線となり、水面が見られるのは一部に限られています。

下水道の普及により水質は向上していますが、水量は減少しています。多摩川と仙川には上流に水再生センター(下水処理場)があり、放流水によって一定量が保たれています。野川は湧水を集めた貴重な河川ですが、渇水期には水が涸れることもあるため、平成14年度に、JR武蔵野線のトンネルの湧水が国分寺市内に導水され、ある程度の水量が保たれるようになりました。

河川の水質浄化を目的として、次大夫堀浄化施設、野川浄化施設、谷戸川浄化施設、仙川浄化施設が設けられています。仙川の浄化水の一部は、下流部から導水管により谷戸川と谷沢川に送られ、水量維持に役立っています。丸子川は、上流部で大蔵三丁目の湧水を導水し、下流部では谷沢川の水をくみ上げて利用しています。

区内の河川の状況



④ 河川水質の状況

水量の少ない世田谷の河川では、その年の雨量や河川改修工事などが水質に大きな影響を与えます。近年、工場数の減少や下水道の整備により生活排水の流入が減ったことなどにより、区内の河川の水質は改善傾向を示すようになりました。



野川 神明橋上流側

〈区内河川の主な測定点における生物化学的酸素要求量(BOD)*の経年変化〉

●野川(兵庫橋) ……………… 調査年度によるばらつきはあるが、長期的には緩やかな改善傾向を示しており、平成16年度以降ほぼ横ばいである。令和3年度は2.4mg/Lであった。

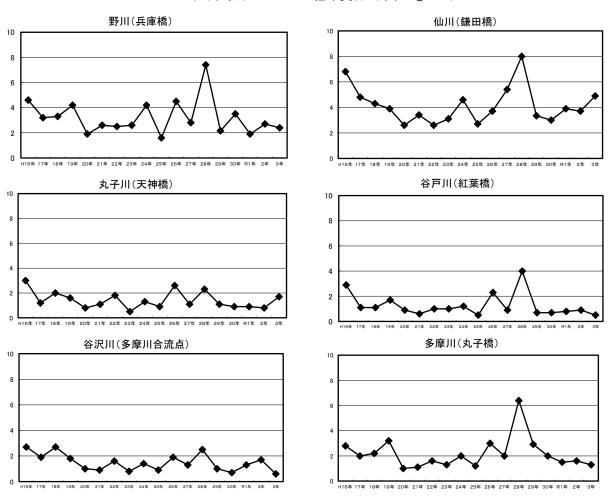
●仙川(鎌田橋) …………… 調査年度によるばらつきはあるが、長期的には緩やかな改善傾向を示しているものの、近年は上昇傾向にある。令和3年度は4.9mg/Lであった。

●丸子川(天神橋) …… 長期的には緩やかな改善傾向を示しており、平成9年度以降ほぼ横ばいである。令和3年度は1.7mg/Lであった。

●谷沢川(多摩川合流点前) … 長期的には緩やかな改善傾向を示しており、平成7年度以降ほぼ横ばいである。令和3年度は0.6mg/Lであった。

●多摩川(丸子橋)………… 調査年度によるばらつきはあるが、緩やかな改善傾向を示している。令和3年度は1.3mg/Lであった。 (*は75頁参照)

区内河川のBODの経年変化(単位mg/L)



⑤ 河川水質事故

河川では、油、生活排水、建築工事等による塗料などの流出、酸素欠乏などの水質事故が発生しています。令和3年度は7件発生しました(前年度より4件増加)。ほとんどが一過性のものですが、発生源や原因が不明で、魚の死亡により判明するものもあります。区では、関係機関と連携して調査を行い、原因を特定して発生源からの汚水の流出を止めるとともに、流域の被害の拡大防止を図るための事故対策を実施しています。

令和3年度 河川水質事故一覧

	件名	河川名	通報日時	発見場所	原 因 等
1	油の流入	谷沢川	5月19日	喜多見7丁目付近	原因不明
2	河川の着色	谷戸川	5月26日	砧6丁目付近	原因不明
3	河川の着色	谷戸川	6月1日	岡本3丁目付近	消化剤の流入
4	河川の着色	谷沢川	6月14日	中町5丁目付近	原因不明
5	河川の着色	丸子川	12月3日	等々力1丁目	原因不明
6	河川の着色	野川	1月24日	喜多見9丁目付近	原因不明
7	油の流入	谷沢川	3月22日	中町3丁目付近	原因不明

(2) 水質汚濁対策

① 河川水質定期調査

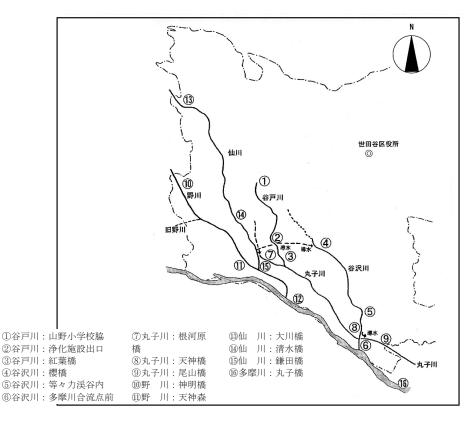
河川の水質を把握するため、年 5 回 (4月、6月、9月、11月、2月)、6 河川 16 地点で水質の調査を実施しています。(測定結果は、資料編73~76 頁参照)

ア 調査地点

谷戸川(山野小学校脇、浄化施設出口、紅葉橋) 丸子川(根河原橋、天神橋、尾山橋)

仙 川(大川橋、清水橋、鎌田橋)

谷沢川(櫻橋、等々力渓谷内、多摩川合流点前) 野 川(神明橋、天神森橋、兵庫橋) 多摩川(丸子橋)



イ 各地点における水質の変化

- ・谷戸川は、丸子川に合流し、丸子川の水質に影響を与えているものと推察されます。
- ・谷沢川の合流点の水質は、丸子川と合流後の水質のため、他の地点との単純な比較はできません。
- ・丸子川は、天神橋の上流で谷戸川が合流しており、谷戸川の水質の影響を受けているものと推察 されます。尾山橋については、谷沢川から取水した河川水であることから、他の地点との比較は できません。
- ・野川兵庫橋の水質は合流する仙川の影響が大きいものと推察されます。

② 河川生物調査

河川には、魚類、昆虫、鳥類、植物等の様々な生物が生息しています。これらの生物の種類や生息数を調査することにより、水質調査だけでは得られない河川環境の実態を、より広い視点から把握することができます。

令和3年度は、水生生物調査を行いました。

ア 野鳥調査

仙川と野川について、世田谷トラストまちづくり野鳥ボランティアが野鳥調査を実施しています。 夏・冬ともに、仙川と野川ではカルガモ、スズメ、ムクドリ等が多く見られます。



コサギ



カワセミ

イ 水生生物調査

野川・神明橋、野川・兵庫橋、仙川・大川橋、谷沢川・等々力渓谷内、丸子川・谷戸川合流点、丸子川・西根橋の4河川6地点で魚類、底生動物、付着藻類の調査を行いました。魚類では23種類が見られました。(底生動物・付着藻類調査結果は、資料編78~79頁参照)

魚類調査の結果

調査時:令和3年7月13、14、15日

											, , , , , , , , , ,			
番号	種名	河川名		野	Щ		1	山ノ	П	谷沢川	丸子	- JII		
留万	俚和	地点名	神明	橋	兵 月	車 橋	大	Ш	橋	等々力渓谷内	谷戸川合流点	西	根	橋
1	コイ		0		(C		\bigcirc					\bigcirc	
2	ギンブナ	-	0										0	
3	オイカワ		0		(С								
4	カワムツ				(\supset					0			
5	アブラハ	ヤ									0			
6	マルタ		0											
7	ウグイ				()								
8	モツゴ		0		(C								
9	タモロコ		0					\circ					0	
10	カマツカ	属	0											
11	スゴモロ	コ類	0											
12	ドジョウ		0		(\sim				0	0		0	
13	ヒガシシ	マドジョウ	0		(С								
14	ナマズ		0		(\sim								
15	ミナミメタ	ブカ	0		(\sim		\circ		0			0	
16	トウヨシノ	ゲガリ類			(C								

17	スミウキゴリ	0	0	0	0	0
18	ウキゴリ	0	0	0	0	

注)ヒメダカはミナミメダカに含める。





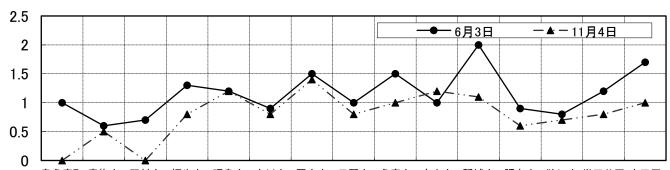
オイカワ

カワムツ

③ 多摩川及び関連河川の水質合同調査

多摩川水系の水質浄化と環境の保全を目的に、流域の自治体により多摩川水系水質監視連絡協議会 を構成し(2区17市)、6月と11月の年2回、合同で調査を実施しています。

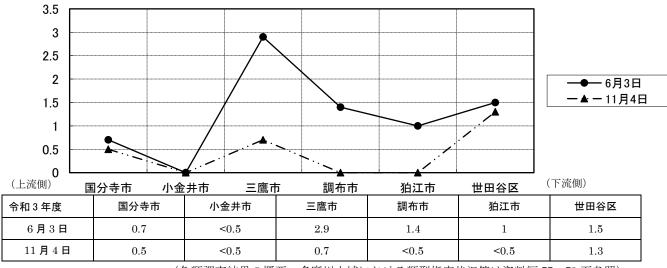
多摩川の流下に伴うBODの変化(単位:mg/L)



(上流側) 奥多摩町 青梅市 羽村市 福生市 昭島市 立川市 国立市 日野市 多摩市 府中市 稲城市 調布市 狛江市 世田谷区 大田区 (下流側)

令和3年度	奥多摩町	青梅市	羽村市	福生市	昭島市	立川市	国立市	日野市	多摩市	府中市	稲城市	調布市	狛江市	世田谷区	大田区
6月3日	1	0.6	0.7	1.3	1.2	0.9	1.5	1	1.5	1.0	2	0.9	0.8	1.2	1.7
11月4日	<0.5	0.5	< 0.5	0.8	1.2	0.8	1.4	0.8	1	1.2	1.1	0.6	0.7	0.8	1.0

野川の流下に伴うBODの変化(単位:mg/L)



(魚類調査結果の概要、多摩川水域における類型指定状況等は資料編 77~79 頁参照)

④ 生活排水対策

東京都における水質汚濁の負荷割合は、BODで見ると約1/4が生活排水に起因するといわれています。生活排水による河川や海の汚濁対策を進める上で、下水道の普及と家庭での生活排水対策は欠くことができません。

世田谷区の下水道普及率は、平成7年度末で概ね 100%になりました。区の南西部を中心とする雨水分流地域では、道路脇の側溝は川に通じているので、下水道未接続の生活排水や、側溝に流された油や塗料は川に流れ込み、思わぬところで川の汚れを引き起こすことがあります。側溝は「川の上流」であるという認識が必要です。区は、生ごみ捕集ネット等による調理くずの流出防止、石けんや洗剤等の適正使用など家庭でできる生活排水対策を呼びかけ、区民の理解と協力を求めています。

(3) 今後の取組み

① 区内の河川は下水道の整備が進み、生活排水による汚濁物質の流入は減少した一方で、水量そのものが減少してきているので、水量を確保することが必要となっています。

区では、地下水を増やすため、透水性舗装の拡大や雨水浸透ますの設置事業を行っています。雨水 浸透ますの効果を上げるには、より多くの区民の協力が必要です。

- ② 仙川の上流には水再生センター(下水処理場)があります。河川の水源に占める下水再生水の比率が高くなっており、水量の増大や水質の変化によって、下流部の河川環境が変わらないような配慮が必要になります。そこで、下水の高度処理(三次処理)を進め、富栄養化の原因となる窒素やリンを除くことなどが求められます。
- ③ 下水道が完備しても、処理場の排水は川や海に流されるため、家庭でできる生活排水対策は総量を規制する意味からも重要です。また、合流式下水道では、降雨時に未処理の下水が雨とともに、川に流れ込むといった問題も残されています。

川を水辺を含めた空間として回復させるためには、一人ひとりが川への関心を高めることが大切です。さらに、水質汚濁は川や海だけの問題ではなく、環境全体や私たちの暮らし方など大きな水循環の中で考えていく必要があります。



河川事故ペンキによる白濁



水質調査

6. 地下水汚染対策

(1) 地下水汚染の現状

① 地下水汚染

地下水汚染とは、地中の地層内の水が、有害物質等によって汚染されることをいい、土壌汚染と密 接に関連しています。有害物質使用事業場が、有害物質を地下に浸透させることは、水質汚濁防止法 等で禁止されていますが、近年、主にドライクリーニング等で使われる有機塩素化合物による汚染が 問題となっています。また、生活排水とも関係が深い「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」による汚染も 各地で確認されています。

② 有機塩素化合物による地下水汚染

有機塩素化合物は、半導体や金属部品の洗浄、ドライクリーニングの溶剤等に広く使われています。 人体への影響としては、肝臓、腎臓への障害や発がん性等が指摘されています。

昭和57年に府中市の水道水源井戸から、世界保健機関(WHO)の飲料水のガイドラインを超える トリクロロエチレンが検出されました。その後も、都や区の調査により、各地でテトラクロロエチレ ン等が検出され、土壌の浄化や継続監視調査が行われています。

③ 汚染状況

区は、平成 20 年度と平成 21 年度に中断していた、区内での継続調査を平成 22 年度に再開しまし た。令和3年度は3地点にて実施しました。

į	調査結果(令和3年8月・9月実施) 単位:mg/L									
検査項目	基準値	上馬塩田緑地	太子堂2丁目広場	経堂地区会館						
トリクロロエチレン	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001						
テトラクロロエチレン	0.01以下	< 0.0005	0.059	< 0.0005						
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005						
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	< 0.004	< 0.004	< 0.004						
塩化ビニルモノマー	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002						
1,4-ジオキサン	0.05以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005						

調杏結里(今和3年8日・9日宝施)

・都は、令和3年度に世田谷区内3地点において概況調査を行い、すべて環境基準を下回ってい ました。また、3地点において継続監視調査を行い、「テトラクロロエチレン」が1地点で環境 基準を超えていました。

(2) 地下水汚染対策

① 都の調査

都は、水質汚濁防止法第 16 条に基づいて地下水汚染を監視しており、概況調査、汚染井戸周辺調 査、定期モニタリング調査を実施しています。調査項目は、有機塩素化合物を含む環境基準項目等が 対象となっています。

② 区の調査

区では、都の調査を補完するために、また、地下水質の継続的な監視を目的として、平成元年度か ら有機塩素化合物のモニタリング調査を開始しました。平成22年度より検査項目を2項目追加し、現 在は地下水の水質汚濁に係る環境基準のうち、6項目(塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1 トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,4-ジオキサン)について、 区内の井戸水の検査を行っています。

今後も、環境基準の遵守に向けて調査を実施していく必要があると考えています。

③ 庁内の連携体制

区内で地下水、土壌等の大きな汚染が判明した際、区民の健康への被害を未然に防ぐことを目的に、 必要な対策等を協議するための「地下水等汚染連絡会議」を設置しています。

構成:環境政策部長、世田谷保健所副所長、被害が想定される地域の総合支所地域振興課長、危機 管理部地域生活安全課長、政策経営部広報広聴課長、世田谷保健所健康企画課長、世田谷保 健所生活保健課長、環境政策部環境計画課長、環境政策部環境保全課長

(3) 今後の取組み

土壌と地下水の汚染は密接に関連しており、一旦汚染されると、影響は長期にわたることになります。 浄化処理等の改善対策を行うことも必要となりますが、原因を特定することは困難な場合もあります。 したがって、汚染を未然に防ぐことが第一に求められます。

テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物は、ドライクリーニング等に有用なため、長年使われてきています。これらの物質の地下浸透等が発生しないよう、今後も、事業者に対して公害防止指導・啓発を継続していく必要があります。

7. 都市生活型公害対策

(1) 現状

区に寄せられる苦情は、①建設・解体工事等に伴う騒音・振動や粉じん、②エアコンの室外機の騒音、 ③飲食店の営業に伴う騒音・臭気苦情など多岐にわたっています。

令和3年度の工場・指定作業場といった発生源別の苦情受付件数は265件で、令和2年度よりも34件減少し、平成24年度より増減を繰り返しています。苦情としては建設作業に伴うものが最も多く、令和3年度中の受付件数は155件(全体の58.4%)でした。

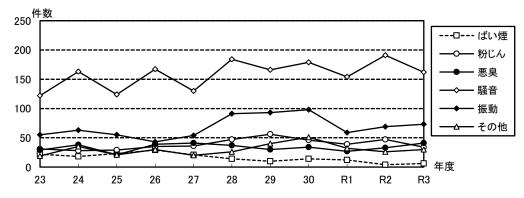
騒音、振動、悪臭といった現象別の苦情受付件数の総数は 346 件でした。現象の種別ごとの件数をみると、騒音に対する苦情が最も多く、件数は 162 件で全体の 46.8%を占めています

300 —○— 工場 250 一指定作業場 200 - 建設作業 150 - 一般 100 50 0 年度 23 24 25 26 27 28 29 30 R1 R2 R3

苦情受付件数経年変化 (発生源別)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
工場	9	4	5	6	5	3	2	4	2	5	2
指定作業場	7	11	5	5	7	3	2	6	7	6	1
建設作業	104	144	121	133	124	194	209	194	152	194	155
一般	84	119	81	119	117	102	84	85	66	94	107
合計	204	278	212	263	253	302	297	289	227	299	265

苦情受付件数経年変化(現象別)



年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
ばい煙	22	18	23	29	21	14	10	14	12	4	6
粉じん	31	28	29	35	36	47	56	46	39	47	34
悪臭	29	38	21	39	41	37	30	34	27	33	41
騒音	122	163	124	167	130	184	166	179	154	191	162
振動	55	63	55	43	54	91	93	98	59	69	73
その他	19	35	21	30	20	26	40	51	32	26	30
合計	276	278	345	273	343	302	395	422	323	370	346

※苦情は1つの発生源で2つ以上の現象(例・騒音と振動など)が発生することがあるため、発生源別と現象別の各年度の合計数は異なる。

(2) 苦情受付件数の概要

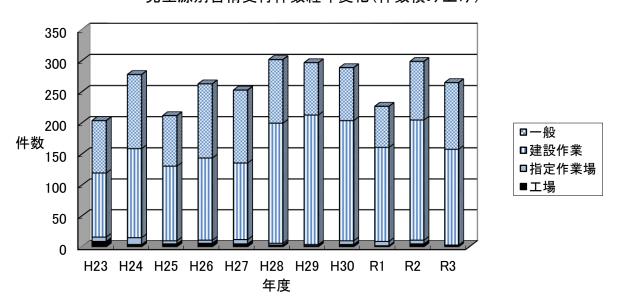
苦情受付件数は、平成24年度より増減を繰り返し、令和3年度の受付件数は265件でした。

発生源別にみると、最も苦情件数が多かったのが建設作業に対する苦情 155 件で、全体の 58.4%を占めています。次に多いのが一般の発生源(工場・指定作業場以外の作業場、飲食店、商店、一般家庭などが含まれます)に対する苦情で、107 件(全体の 40.3%)となっています。発生源別苦情受付件数の 98.7%が、この 2 つの発生源で占められています。

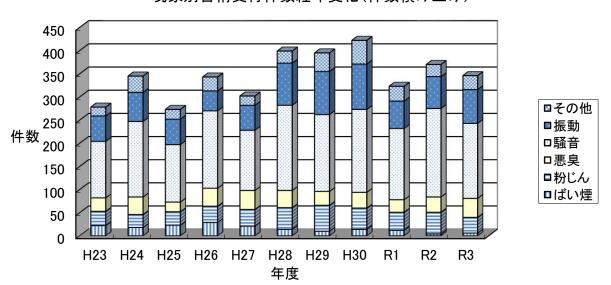
近年の傾向としては、住宅の過密化・生活様式の多様化により、飲食店の営業騒音など生活に起因する一般の苦情も増えています。

現象別では騒音が最も多く 162 件で、全体の 46.8%となっています。騒音の苦情は建設作業が主な発生源となっています。

発生源別苦情受付件数経年変化(件数積み上げ)



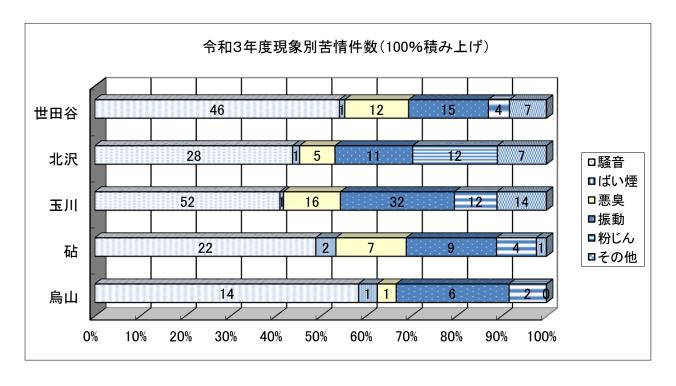
現象別苦情受付件数経年変化(件数積み上げ)



令和3年度発生源別苦情件数

	世田谷地	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	計
	域					
工場	0	0	1	1	0	2
指定作業場	0	0	1	0	0	1
建設現場	26	36	65	17	11	155
木工作業場	0	0	1	0	0	1
その他作業場	10	0	4	2	1	17
興行場·遊技場	1	0	0	0	0	1
飲食店・喫茶店	17	9	8	5	1	40
商店・百貨店	1	0	3	0	0	4
学校・病院	0	0	0	0	0	0
ビル・事務所	1	0	1	2	0	4
商業宣伝放送	0	0	0	0	0	0
交通機関	0	0	0	0	0	0
一般家庭	4	1	6	2	0	13
その他	11	5	4	2	5	27
計	71	51	94	31	18	265

(令和3年度発生源別・現象別苦情受付件数は資料編68頁参照)



(3) 今後の取組み

世田谷区は、住居地域の割合が大きく、近年、住宅の過密化・生活様式の多様化などにより、都市生活型公害に関する苦情の割合が増えています。

平成13年4月から施行された東京都の環境確保条例では、旧条例(東京都公害防止条例)と同様に日常生活における騒音基準を規定しています。また、都市生活型公害への対応強化のため、①ダイオキシン類の発生やばいじん等による生活環境防止策として、小規模の焼却炉による廃棄物の焼却や野焼き行為の原則禁止、②住居地域の深夜営業などによる騒音対策として、音量基準による規制等が盛り込まれ

ています。

しかしながら、行政が一律に規制していくだけでは解決は難しく、当事者間の話し合いによって解決していくことが最も重要です。また、営業権などの法律関係に係わるものや相隣関係など他の問題と重複しているケースや、関係部署及び関係機関との連携強化等が必要で、時間がかかるケースも多くあります。

そこで、区では、苦情に対応するだけではなく、苦情の発生を未然に防ぐために、解体工事に伴う特定建設作業や、アスベスト除去工事に際しては、標識の設置や近隣住民への工事説明を行うよう指導要綱を定め、区のおしらせや区ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配付などの啓発を行っています。

(日常生活に関する主な規制基準は資料編81頁参照)

また、近年では航空機やヘリコプターによる騒音の苦情が区に寄せられています。平成20年度から 平成22年度においては、国土交通省が横田空域の一部返還に伴い、平成20年9月より羽田空港から 出発する飛行経路を変更し、区内上空の一部(多摩川沿い)で航空機が通過したことにより、苦情が一 時的に増加しました。これについては、平成22年10月の羽田空港再拡張により飛行経路が見直され、 羽田空港からの飛行機に関する騒音苦情は減少しました。それ以降は、主にヘリコプターによる騒音苦 情が寄せられており、区から関係機関に対し、改善に向けた配慮を要望しています。

8. 放射線物質等対策

福島第一原子力発電所の事故による影響を踏まえ、平成23年7月26日より区内の空間放射線量を測定しています。令和4年3月平均の空間放射線量は、測定開始時(平成23年7~8月平均)に比べ、約半分に減少しています。

定点測定における空間放射線量の推移

【場 所】上野毛自然公園(上野毛2丁目)

※平成23年7月から令和3年5月までは区立若林公園(若林4丁目)

【実施日】毎週火曜日・金曜日 (閉庁日は除く)

※平成23年7月から平成27年3月までは毎開庁日に実施

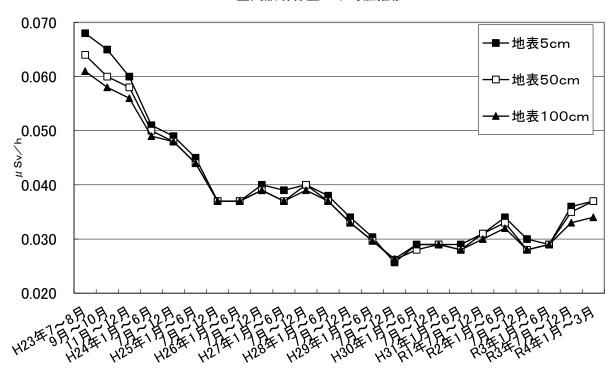
【測定器】富士電機 NHC7

定点測定結果(令和3年度)

	地表 5 cm	地表 50cm	地表 100cm
令和3年4月平均	0.026	0.027	0.027
5月平均	0.031	0.031	0.030
6月平均	0.033	0.032	0.031
7月平均	0.032	0.031	0.032
8月平均	0.038	0.034	0. 033
9月平均	0.035	0.036	0. 033
10 月平均	0.035	0.035	0.032
11 月平均	0. 037	0.036	0. 036
12 月平均	0.036	0.036	0.034
令和4年1月平均	0.039	0.038	0.034
2月平均	0. 037	0.036	0. 035
3月平均	0.036	0.036	0.034

単位: μ S v / h (1時間あたりのマイクロシーベルト値)

空間放射線量の平均値推移



9. 有害鳥獣対策

(1) カラス対策

「区民意識調査」の「日常生活での困りごと」において「カラス等の鳥獣による被害」が、上位に挙 がっていることを受け、環境保全課では、各総合支所地域振興課と連携して、カラスの巣撤去緊急対策 事業を実施しています。

これは、区に寄せられるカラスに関する苦情・相談の多くが、繁殖期における親カラスの威嚇・攻撃 に関するものであることから、区民の安全を確保するため、原因である"巣"を撤去しています。

カラスが住宅の敷地(社宅、学生寮、公営住宅及び都市再生機構又は東京都住宅供給公社の賃貸住宅の敷地を除く)等にある樹木等に営巣し、近くを通行した区民を威嚇・攻撃した場合に限って実施しています。令和3年度は巣の撤去32個、落下雛の捕獲15羽、調査9件の実績がありました。

このほか、区有地は区関連部署が、国有地等も各管理者が対応をしています。

また、エサ断ち対策として、清掃・リサイクル部事業課では、希望のあったごみ集積所に対して「ごみ散乱防止ネット」の配布やごみの排出方法などの啓発事業を平成7年度から実施しています。

(2) ハクビシン・アライグマ防除事業

区では、ハクビシン・アライグマに対する苦情や相談など、区民から生活環境への不安の声が多く寄せられていることを受け、環境保全課が各総合支所地域振興課と連携して、平成26年9月よりハクビシン・アライグマの防除事業を実施しています。

ハクビシン・アライグマは、繁殖力が強く、近年都内で頻繁に目撃されるようになっており、居住者 の不安、人獣共通感染症、生態系への影響など、様々な問題を引き起こす原因となっています。

ハクビシン・アライグマが一般住宅(集合住宅を含む)の天井裏などに棲みついて糞尿等の被害があり、要件に該当する場合、捕獲器を設置して捕獲・駆除し、区民の生活環境の保全を図っています。令和3年度は、捕獲器の設置件数が93件、捕獲数が30頭の実績がありました。

また、令和3年度の問い合わせ件数は168件で、生態や被害対策の説明を行うとともに、目撃情報を受けて、世田谷区内でのハクビシン・アライグマの生息状況の把握に努めています。

10. 管理不全な状態にある住居等への対応

住居内だけでなく敷地内外に物品を溜め込み、悪臭や害虫を発生させたり、通行に障害を生じさせたりして、居住者と地域住民の生活環境に大きな影響を与える、いわゆる「ごみ屋敷」の居住者に対し、「世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例」に基づき、保健福祉領域や清掃・リサイクル部等の関係所管課と連携して対応することで地域の生活環境の改善を図っています。

(1) 主な取組み内容

- ①管理不全な状態の住居等の居住者に堆積物品の整理・撤去・処分の働きかけ
- ②関係所管課との連携による物品の撤去、処分、整理作業の支援
- ③居住者へ物品の撤去に必要なごみ袋等の消耗品の支給
- ④おそれのある住居等の居住者への改善依頼、助言等の支援
- ⑤保健福祉サービス等の利用の案内
- ⑥生活環境保全対策会議(庁内関係各課)での事案検討

(2) 世田谷区生活環境保全審査会

管理不全な状態である住居かどうかの判断や区の対応方針などについて、第三者の意見を求めるため、 学識経験者や医師、弁護士、区民団体の代表などで構成された区長の附属機関である「世田谷区生活環 境保全審査会」を開催しています。

令和3年度の開催状況 年1回開催(令和3年7月)

(3) 令和3年度の実績

①管理不全な状態※1及びそのおそれのある住居※2等の件数と相談回数(延べ)

いわゆる「ごみ屋敷」問題の相談は、環境保全課と各総合支所地域振興課で受付けています。相談の内容により、連携して現場確認や対応をしています。

	华	物件数	環境保全課への区民	地域振興課への区民		
	年度当初	年度末	からの相談回数	からの相談回数		
管理不全な状態の住居等	2件	1件	0 回	4回		
おそれのある住居等	3件	4件	1回	0 回		

※1 管理不全な状態の住居等…物品が堆積、散乱し、当該物品が崩落、流出している状態の住居。または、当該物品から悪臭が漏れ、ごきぶりやねずみが群生している状態の住居等。

※2 おそれのある住居等………管理不全な状態ではないが、このまま放置すれば管理不全な状態に なる可能性がある状態の住居等。

②条例でいう管理不全な状態の住居等には該当しない住居等に対する相談回数(延べ)

	物件数	環境保全課への区民 からの相談回数	地域振興課への区民 からの相談回数
条例でいう管理不全な状態 の住居等には該当しない住 居等	30 件	20 回	21 回

11. 環境美化の推進

(1) 環境美化等に関する条例による環境美化推進

① ポイ捨て防止条例の制定(現「環境美化等に関する条例」)

まちの環境美化について、区・区民・事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶及び吸い殻等のポイ捨て防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進するため、区内全域でポイ捨てと落書きを禁止する「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」を平成9年10月に制定・公布し、10年4月に施行しました。

この条例は、空き缶・たばこの吸い殻の放置・投げ捨てといったいわゆる「ポイ捨て」に加え、立 看板等、犬のふんの後始末及び落書き行為も対象にしています。

② 環境美化推進地区

まちの環境美化推進に関する施策を重点的に実施する必要があり、かつ、区民や事業者がまちの環境美化を推進するための活動に積極的に取り組んでいると認める地区を、環境美化推進地区として別に条例で定めています。環境美化推進地区は以下のとおりです。

- ●下北沢駅周辺地区(平成11年11月指定)
- ●二子玉川駅周辺地区(平成11年11月指定)
- ●三軒茶屋駅周辺地区(平成12年4月指定)
- ●喜多見駅周辺地区(平成12年4月指定)
- ●千歳烏山駅周辺地区(平成12年4月指定) 「環境美化推進地区」内でのポイ捨て行為については、2万円以下の罰金が処せられる罰則の規定があります。

③ 世田谷区たばこルールの策定

喫煙する人としない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指し、区内全域の道路・公園を禁煙とする世田谷区たばこルールを策定しました。併せて、世田谷区たばこルールを含めた「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」の一部を改正し、条例名も「世田谷区環境美化等に関する条例」と改め、平成30年4月に施行しました。(一部平成30年10月施行)。

④ 喫煙設備の設置

路上喫煙及び吸い殻のポイ捨てによる迷惑を減ずるため、区による指定喫煙場所の設置を進めています。

また、世田谷区基本計画で定める「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等における駅周辺の道路、公園、区施設の敷地等の公有地から喫煙場所を整備する「世田谷区指定喫煙場所整備指針」を定めるとともに、平成30年4月より、民間による喫煙場所整備に対する補助制度を開始しました。主な助成内容は以下のとおりです。

補助	対象経費	補助率		補助限度額				
喫煙場所 設置費用			屋	内への整備	3,000千円			
	建築工事、備品 工事、備品購入	10 (\D) 10	屋外への整備※植栽タイプは除く					
	工事、帰四縣八に係るもの	10 分の 10		①コンテナ型	3,000千円			
	(-)(0 0)			上記①を除く施設	3,000千円			

指定喫煙場所一覧は、

区ホームページ>住まい・街づくり・環境>環境>

環境美化・ポイ捨て防止・路上禁煙>世田谷区指定喫煙場所について をご覧下さい。

⑤ 掲示用プレートの配布

ご自宅周辺でのポイ捨てや歩きたばこでお困りの方に、ご自宅の塀や壁等に貼ってお使いいただく プレートを配布しています。希望される方は、環境保全課またはお近くのまちづくりセンターまでお 問い合わせください。





※啓発用プレート (A4サイズ)

⑥ 路上喫煙調査

通行者に対する喫煙者の割合を測定する、路上喫煙調査を区内駅周辺 14 箇所で実施しました。測定は、年4回、1日3回、各1時間で実施。

<令和3年度実施結果>

対象エリア	喫煙 (人)	非喫煙(人)	計 (人)	喫煙率(%)
下北沢駅	12	11, 372	11, 384	0. 11%
三軒茶屋駅	25	9, 901	9, 926	0. 25%
二子玉川駅	5	5, 762	5, 767	0. 09%
千歳烏山駅	7	4, 305	4, 312	0. 16%
成城学園前駅	3	10, 906	10, 909	0. 003%
明大前駅	17	1, 790	1, 807	0. 94%
下髙井戸駅	11	1, 324	1, 335	0. 82%
梅ヶ丘駅	5	4, 168	4, 173	0. 12%
経堂駅	6	9, 500	9, 506	0. 06%
祖師ヶ谷大蔵駅	8	5, 160	5, 168	0. 15%
用賀駅	10	8, 696	8, 706	0. 11%
尾山台駅	4	1, 169	1, 173	0. 34%
自由が丘駅	5	5, 679	5, 684	0. 09%
駒沢大学駅	10	3, 466	3, 476	0. 29%
合計	128	83, 198	83, 326	0. 15%

(2) 落書き防止・空き地対策・野鳥への給餌の禁止

① 落書き防止対策

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、落書き防止対策を行っています。平成 16 年度 からは、地域において落書き防止活動を自主的に行っている団体に対し、まちづくりセンターを通し て物品助成などの支援を実施しています。

② 空き地の適正管理

空き地の放置は、雑草の繁茂や害虫の発生の原因となり、近隣の生活環境、防犯・防火、衛生面等に悪影響を及ぼします。区では、区民の生活環境が損なわれないようにするため、空き地所有者又は管理者に適正な管理を図るよう指導を行っています。空き地に関する苦情相談(令和3年度実績58件)は、各総合支所地域振興課が窓口になっています。

③ 野鳥への給餌の禁止

平成30年4月1日より、「世田谷区環境美化等に関する条例」に基づき良好な生活環境を確保するために、区民等による野鳥へのエサやりによる迷惑行為を禁止しています。令和3年度の相談件数は76件でした。

資料編

資料編 目次

I	. 騒首·振動		
	1. 工場	6	4
	2. 指定作業場	6	6
	3. 令和3年度発生源別・現象別苦情受付件数	6	8
П	. 大気		
	1. 大気汚染常時測定室の測定結果	6	9
Ш	1. 水質		
	1. 河川水質定期調査 測定結果	. 7	3
	2. 河川生物調査	. 7	7
	3. 多摩川水域における類型指定状況	. 7	9
ΙV	7. 参考資料		
	1. 騒音・振動	. 8	8 0
	2. 大気汚染	. 8	5
	3. 土壤汚染	. 8	6
	4. 水質汚濁	. 8	3 7
	5. 地下水汚染		8
Ш	田谷区環境基本条例	. 8	9
Ш	:田谷区環境美化等に関する条例	. 6	4
Ш	:田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例	. 6	8
Ш	田谷区住居等の適正な管理による		
良	好な生活環境の保全に関する条例	1 C	2
Ш	田谷区を中心とした環境政策のあゆみ	1 C	5
Fl	行物一覧	1 1	1

1. 工場

(1) 用途地域別·行政地域別認可工場数

(令和4年4月1日現在)

用途地域	世田谷	北 沢	玉 川	砧	鳥 山	合 計	%
低層住居専用地域	16	14	26	31	10	97	12. 27
中高層住居専用地域	81	21	24	33	17	176	22. 27
住 居 地 域	50	9	65	39	18	181	22. 91
近 隣 商 業 地 域	80	41	72	15	15	223	28. 22
商 業 地 域	23	10	1	0	1	35	4. 43
準 工 業 地 域	25	0	29	22	2	78	9.87
合 計	275	95	217	140	63	790	100.0

(2) 業種別・行政地域別認可工場数

(令和4年4月1日現在)

(2) 美種別・行政地球別認可工場致 (令和4年4月1日)										
業種	世田谷	北 沢	玉 川	砧	鳥 山	合 計				
食 料 品 製 造 業	27	18	11	9	3	68				
繊維 工業	4	0	2	1	0	7				
衣類・その他の繊維	0	1	1	1	1	4				
木材・木製品製造業	6	5	9	8	4	32				
家具・装飾品製造業	7	5	8	4	4	28				
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1	3	3	1	12				
出版・印刷・同関連	37	12	8	4	6	67				
化学工業製品製造業	0	1	1	1	2	5				
石油製品・石炭製品	0	0	0	0	1	1				
プラスチック製品	8	4	4	3	0	19				
ゴム製品製造業	4	2	0	0	0	6				
皮革・同製品製造業	0	2	0	0	0	2				
窯業・土石製品製造業	4	0	0	3	2	9				
非 鉄 金 属 製 造 業	1	2	1	0	0	4				
金属製品製造業	33	9	21	12	9	84				
一般機械器具製造業	15	1	12	11	0	39				
電気機械器具製造業	23	5	26	10	3	67				
輸送用機械器具製造業	11	0	6	1	1	19				
精密機械器具製造業	20	5	17	3	4	49				
その他の製造業	3	2	6	5	1	17				
サービス業(クリーニング)	3	2	8	6	0	19				
サービス業(自動車整備)	62	13	69	41	19	204				
サービス業(その他の修理)	0	2	3	1	0	6				
サービス業(その他)	3	3	0	7	1	14				
教 育 機 関	0	0	0	1	0	1				
清掃工場・廃棄物処理	0	0	0	2	1	3				
公 務 機 関	0	0	1	3	0	4				
合 計	275	95	217	140	63	790				

(3) 業種別·用途地域別認可工場数

業種	低層	中高層	住 居	近隣商業	商 業	準工業	合 計
食 料 品 製 造 業	8	9	6	31	9	5	68
繊 維 工 業	2	2	1	1	0	1	7
衣類・その他の繊維	0	0	0	3	0	1	4
木材·木製品製造業	8	1	9	11	2	1	32
家具·装飾品製造業	3	5	5	11	1	3	28
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3	5	1	0	0	12
出版・印刷・同関連	5	15	7	27	9	4	67
化学工業製品製造業	1	1	0	2	0	1	5
石油製品·石炭製品	0	0	1	0	0	0	1
プラスチック製品	3	7	3	6	0	0	19
ゴム製品製造業	0	2	1	1	2	0	6
皮革・同製品製造業	0	1	0	1	0	0	2
窯業・土石製品製造業	2	0	4	3	0	0	9
非 鉄 金 属 製 造 業	0	0	3	1	0	0	4
金属製品製造業	10	27	17	18	1	11	84
一般機械器具製造業	5	11	9	6	1	7	39
電気機械器具製造業	9	26	13	11	0	8	67
輸送用機械器具製造業	3	7	5	3	1	0	19
精密機械器具製造業	7	17	15	5	0	5	49
その他の製造業	4	2	2	5	1	3	17
サービス業(クリーニング)	0	1	1	11	0	6	19
サービス業(自動車整備)	23	33	70	58	7	13	204
サービス業(その他の修理)	0	1	2	1	1	1	6
サービス業(その他)	1	2	2	5	0	4	14
教 育 機 関	0	1	0	0	0	0	1
清掃工場・廃棄物処理	0	0	1	0	0	2	3
公 務 機 関	0	2	0	0	0	2	4
合 計	97	176	182	222	35	78	790

2. 指定作業場

(1) 業種別·行政地域別指定作業場数

(令和4年4月1日現在)

指定作業場の種類	世田谷	JI. SH	 111			
	匹田石	北 沢	玉 川	砧	烏 山	合 計
レディミクストコンクリート製造業	0	0	0	0	1	1
自 動 車 駐 車 場	272	85	294	201	175	1,027
専用自動車ターミナル	0	0	4	0	2	6
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	19	7	30	14	12	82
自 動 車 洗 車 場	0	0	5	2	1	8
ウエスト・スクラップ処理場	0	1	1	7	2	11
セメントサイロ	1	0	0	0	0	1
材 料 置 場	13	9	28	27	19	96
畜 舎	0	0	2	0	1	3
青 写 真 施 設	1	0	0	1	0	2
めん類製造業	22	6	1	2	3	34
豆腐・煮豆製造業	36	23	17	8	8	92
洗 濯 施 設	100	73	62	38	32	305
し 尿 処 理 施 設	1	0	1	0	1	3
ボ イ ラ ー ・ 焼 却 炉 等	40	27	38	27	14	146
地下水揚水施設	0	0	2	2	0	4
廃棄物の積替・保管	3	0	2	4	1	10
定 置 型 内 燃 機 関	1	0	0	1	1	3
净 水 施 設	0	0	1	1	0	2
病院	2	0	2	0	2	6
試 験 研 究 機 関	4	2	4	1	1	12
合 計	515	233	494	336	276	1, 854

[※] 但し、指定作業場の種類として、①へい獣処理場、②と畜場、③工業用材料薬品小分け施設、④有毒ガス使用食物燻蒸場、⑤砂利採取場、⑥廃油処理施設、⑦汚泥処理施設、⑧汚水処理施設、⑨下水処理場、⑩暖房用熱風炉を除く

(2) 業種別·用途地域別指定作業場数

(令和4年4月1日現在)

指定作業場の種類	低 層	中高層	住 居	近隣商業	商業	準工業	合 計
レディミクストコンクリート製造業	0	1	0	0	0	0	1
自 動 車 駐 車 場	364	324	192	85	39	23	1, 027
専用自動車ターミナル	1	2	2	1	0	0	6
ガソリンスタンド・液化石油スタンド	3	17	32	22	4	4	82
自 動 車 洗 車 場	2	1	4	1	0	0	8
ウエスト・スクラップ処理場	3	4	4	0	0	0	11
セメントサイロ	0	1	0	0	0	0	1
材 料 置 場	43	29	15	6	1	2	96
畜 舎	1	2	0	0	0	0	3
青 写 真 施 設	0	0	1	1	0	0	2
めん類製造業	2	6	7	15	4	0	34
豆腐・煮豆製造業	6	16	16	48	6	0	92
洗 濯 施 設	55	61	46	124	16	3	305
し 尿 処 理 施 設	0	2	0	0	1	0	3
ボ イ ラ ー ・ 焼 却 炉 等	41	35	35	20	14	1	146
地下水揚水施設	1	1	1	1	0	0	4
廃棄物の積替・保管	2	5	3	0	0	0	10
定 置 型 内 燃 機 関	0	1	1	0	1	0	3
净 水 施 設	1	1	0	0	0	0	2
病院	0	5	1	0	0	0	6
試 験 研 究 機 関	1	6	2	1	1	1	12
合 計	526	520	362	325	87	34	1, 854

[※] 但し、指定作業場の種類として、①へい獣処理場、②と畜場、③工業用材料薬品小分け施設、④有害ガス使用 食物燻蒸場、⑤砂利採取場、⑥廃油処理施設、⑦汚泥処理施設、⑧汚水処理施設、⑨下水処理場、⑩暖房用熱風 炉を除く

3. 令和3年度 発生源別・現象別苦情受付件数

発生線 6 34 0 41 1 162 73 29 344 正 編 系 計 0 0 0 1 0 1 0 1 0 0 0 2 数 2 数 3 4 0 0 1 1 0 1 0 0 0 2 数 2 数 3 4 0 0 1 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		31733 -2		1117					1	ı
工 場 系 計 0 0 0 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_	ばい煙	粉じん	有毒ガス	悪 臭	汚 水		振 動		総数
製造業(食品・タバコ) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					41		162			346
製造業 (木材・木製品) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										2
 製造業(金属製品) (他学工業) (の) <					-	-				0
 化 学 工 業 0 0 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0										0
電気機械器具製造業 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		-	-		-	-	0			0
サービス業 (洗濯) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0										1
サービス業 (自動車整備業) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						-				1
その他製造業 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			-	-		-	-	-	-	0
指定作業場系計 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0	0	0	0	-	-	-	-	0
レディミクスト 0			-	0	0					0
専用自動車ターミナル 0 <t< td=""><td></td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></t<>		0	0	0	1	0	0	0	0	1
自動車駐車場 0<		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガソリンスタンド 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <t< td=""><td>専用自動車ターミナル</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></t<>	専用自動車ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車洗車場 0<		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ウエストスクラップ処理場 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
材 料 置 場 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
洗 濯 施 設 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ウエストスクラップ処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物の積替え場所又は保管場所 0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
ボイラー・焼却炉等 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	洗 濯 施 設	0	0	0	1	0	0	0	0	1
地下水揚水施設 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	廃棄物の積替え場所又は保管場所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設作業系計 0 30 0 1 0 98 65 19 21: 特定建設作業 0 6 0 0 0 18 14 2 44 指定建設作業 0 10 0 0 0 26 38 5 79 この他の建設作業 0 14 0 1 0 54 13 12 9 一般系計 6 4 0 38 1 63 8 10 130 木工作業場 0 1 0 0 0 1 0 0 1 その他の作業場 0 0 0 0 0 1 0 0 1 共行場・遊技場 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 製行場を 2 0 4 4 4 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0<	ボイラー・焼却炉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建設作業 0 6 0 0 0 18 14 2 44 15 定建設作業 0 10 0 0 0 26 38 5 75 その他の建設作業 0 14 0 1 0 54 13 12 94 13 12 94 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	地下水揚水施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定建設作業 0 10 0 0 0 26 38 5 75 その他の建設作業 0 14 0 1 0 54 13 12 94 一般系計 6 4 0 38 1 63 8 10 136 木工作業場 0 1 0 0 0 1 0 0 2 2 2 0 4 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	建設作業系計	0	30	0	1	0	98	65	19	213
その他の建設作業 0 14 0 1 0 54 13 12 9 一般系計 6 4 0 38 1 63 8 10 130 木工作業場 0 1 0 0 0 1 0 0 0 その他の作業場 0 0 0 0 1 0 0 1 0 0 2 興行場・遊技場 0 <t< td=""><td>特 定 建 設 作 業</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>18</td><td>14</td><td>2</td><td>40</td></t<>	特 定 建 設 作 業	0	6	0	0	0	18	14	2	40
一般系計 6 4 0 38 1 63 8 10 130 木工作業場 0 1 0 0 0 1 0 0 0 2 その他の作業場 0 0 0 1 0 16 4 1 2 興行場・遊技場 0 0 0 0 0 1 0 0 飲食店・喫茶店 1 0 0 19 0 22 0 4 4 商店・百貨店 0 0 0 0 1 1 3 0 2 2 学校・病院 0 0 0 0 0 0 0 0 0 正ル・事務所 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	指定建設作業	0	10	0	0	0	26	38	5	79
木 工 作業場 0 1 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0		0	14	0	1	0	54	13	12	94
その他の作業場 0 0 0 1 0 16 4 1 22 興行場・遊技場 0 0 0 0 0 1 0 0 飲食店・喫茶店 1 0 0 19 0 22 0 4 4 商店・百貨店 0 0 0 1 1 3 0 2 2 学校・病院 0<	一 般 系 計	6	4	0	38	1	63	8	10	130
興行場・遊技場 0 0 0 0 0 1 0 0 飲食店・喫茶店 1 0 0 19 0 22 0 4 44 商店・百貨店 0 0 0 1 1 3 0 2 2 学校・病院 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ビル・事務所 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 商業宣伝放送 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	木 工 作 業 場	0	1	0	0	0	1	0	0	2
飲食店・喫茶店 1 0 0 19 0 22 0 4 40 高店・百貨店 0 0 0 1 1 1 3 0 2 7 9 校・病院 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	その他の作業場	0	0	0	1	0	16	4	1	22
商店・百貨店 0 0 0 1 1 3 0 2 7 学校・病院 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ビル・事務所 0 0 0 0 0 4 0 0 商業宣伝放送 0 0 0 0 0 0 0 0	興 行 場 · 遊 技 場	0	0	0	0	0	1	0	0	1
学校・病院 0 <t< td=""><td>飲 食 店 · 喫 茶 店</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>19</td><td>0</td><td>22</td><td>0</td><td>4</td><td>46</td></t<>	飲 食 店 · 喫 茶 店	1	0	0	19	0	22	0	4	46
ビル・事務所 0 0 0 0 4 0 0 商業宣伝放送 0 0 0 0 0 0 0	商 店 ・ 百 貨 店	0	0	0	1	1	3	0	2	7
商業宣伝放送 0 0 0 0 0 0 0 0	学 校・病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ビル・事務所	0	0	0	0	0	4	0	0	4
交 通 機 関 0 0 0 0 0 0 0 0 0	商業宣伝放送	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交 通 機 関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般家庭300904001	一 般 家 庭	3	0	0	9	0	4	0	0	16
その他230801243	そ の 他	2	3	0	8	0	12	4	3	32

■ Ⅱ. 大 気

1. 大気汚染常時測定室の測定結果(東京都測定局含む経年変化)

	項目			_	酸化窒	₹ (NI	J-)						終之生	代物質(SDM)		
年度	単位					pb	\mathcal{I}_{2}					子近		(4の貝() g/m³	3F IVI)		
1 /2	測定室	砧	玉 川	北沢	烏山	世田谷	成城	上馬	八幡山	砧	玉 川	北沢	烏山	世田谷	成城	上 馬	八幡山
1974	S49	31	22	-	-	29	-	40	-	79	94	-	-	64	-	-	-
1975	S50	24	21	-	-	35	-	57	-	67	103	-	-	53	-	-	-
1976	S51	28	24	-	-	35	-	56	-	63	113	-	-	41	-	-	-
1977	S52	27	27	-	-	36	-	58	-	50	64	-	-	69	-	-	-
1978	S53	29	27	-	-	39	-	50	-	35	61	-	-	78	-	-	-
1979	S54	31 25	31 23	-	-	36 33	-	46	-	31	57	-	-	37 39	-	-	-
1980 1981	S55 S56	23	24	-	_	30	_	50 43	_	54 55	60 53	_	_	46	_	_	_
1982	S57	23	25	_	_	31	_	51	-	52	53	_	_	42	-	_	_
1983	S58	25	29	-	-	30	-	47	44	35	47	_	-	43	-	-	-
1984	S59	26	26	-	-	26	-	46	41	45	42	-	-	42	-	-	-
1985	S60	20	31	1	-	26	-	41	38	48	51	-	-	48	-	-	-
1986	S61	19	31	-	-	30	-	38	42	50	59	-	-	50	-	-	-
1987	S62	28	32	-	-	32	-	51	46	51	55	-	-	54	-	-	-
1988	S63	29	31	-	-	33	-	50	42	44	50	-	-	46	-	-	-
1989 1990	H1 H2	30 29	33 34	-	-	33 32	-	50 51	46 43	44 43	50 51	-	-	47 47	-	-	-
1990	н2 Н3	30	35	34	28	33	_	51	47	48	50	56	58	49	_	_	_
1992	H4	30	34	34	34	33	28	50	47	48	48	50	58	49	54	-	-
1993	H5	26	33	33	32	31	29	47	48	48	47	46	52	40	45	-	-
1994	Н6	29	33	33	34	33	28	49	47	51	49	49	53	53	50	67	69
1995	Н7	30	33	30	34	33	28	52	47	49	44	48	52	52	52	70	64
1996	H8	31	35	31	35	35	26	48	46	44	44	42	47	51	52	69	65
1997	H9	30	33	29	33	33	27	48	44	43	45	42	45	52	49	67	62
1998 1999	H10 H11	29 26	31 29	30 26	33 31	33 31	27 27	51 49	41	42 35	42 35	43 35	47 38	50 39	46	62 52	60 48
2000	H12	25	29	27	31	31	26	49	45	39	38	39	39	33	40	54	51
2001	H13	27	29	27	31	31	27	49	48	39	35	38	37	32	40	53	50
2002	H14	25	27	26	30	29	27	49	38	34	36	32	34	29	35	47	45
2003	H15	26	27	27	30	30	27	51	40	32	37	30	32	29	33	45	39
2004	H16	24	25	28	27	28	24	46	42	30	35	29	29	25	29	38	34
2005	H17	24	25	25	27	26	24	48	39	28	36	33	29	22	27	40	32
2006 2007	H18 H19	24 23	27 25	23 23	25 24	26 24	23 22	48 47	40 38	26 21	34 25	31 24	27 22	24 22	23 19	34 33	32 30
2007	H20	21	24	22	23	22	21	46	37	20	21	22	21	21	18	30	28
2009	H21	23	23	22	23	21	20	44	36	19	20	19	19	19	17	26	26
2010	H22	19	22	21	23	19	19	42	34	18	18	21	21	18	18	24	23
2011	H23	19	21	20	21	19	18	38	32	20	20	20	20	20	19	21	21
2012	H24	18	20	19	19	17	17	38	31	17	19	18	19	18	19	21	20
2013	H25	17	20	19	15	17	17	39	31	19	21	21	21	21	20	23	23
2014	H26	17	19	18	20	17	17	36	31	18	18	19	19	21	20	22	22
2015 2016	H27 H28	16 15	19 18	19 17	18 17	16 15	16 15	34 31	29 28	16 13	17 16	19 18	17 15	21 17	19 16	21 21	21 19
2017	H29	16	20	16	17	15	15	-	25	14	16	17	15	17	16	-	18
2018	H30	14	16	17	16	14	13	_	22	15	16	17	15	18	17	_	18
2019	R1	13	15	19	15	13	13	-	21	13	15	16	12	16	15	-	16
2020	R2	12	13	-	14	13	12	-	20	12	13	-	8	15	14	-	15
2021	R3	11	13	-	14	-	-	_	_	10	11	-	8	_	-	-	_
	4月	8	9	_	10	_	_	_	_	11	5	_	7	-	_	_	_
	5月 6月	9	10	_	10		_	_	-	12 11	6	_	7 5	_	_	_	_
	7月	9	10	_	10	_	_	_	_	11	16	_	8	_	_	_	_
	8月	7	7	_	8	_	_	_	_	12	19	_	12	_	_	_	_
	9月	8	10	_	10	_	_	_	_	10	13	_	10	_	_	_	_
	10月	10	12	_	12	-	-	_	_	9	10	-	9	_	-	-	_
	11月	16	18	-	19	-	_	_	_	9	10	_	10	_	-	_	-
	12月	11	20	_	22	_	_	_	_	8	10	-	8	_	-	-	_
	1月	16	17	-	19	-	-	-	_	6	8	-	7	_	-	-	_
	2月	16	17	_	19	_	_	-	_	7	7	-	7	-	_	_	_
	3月	13	13	_	15	_	_	-	_	10	11	_	10	_	_	_	-

^{*}オキシダントは、5時~20時の平均値(但、昭和49年~59年の砧・玉川総合測定室は24時間の平均値)。

^{*}昭和59年までは暦年値、61年以降は年度値。

^{*}玉川総合測定室の一酸化炭素、守山・給田測定室光化学オキシダントは平成9年2月以降、測定を中止。

^{*}緑丘測定室は平成11年11月より機器不調のため欠測。

^{*}緑丘・玉川測定室の光化学オキシダントは平成12年4月以降測定中止。

		٦	化学		シダン	ト(Oz	(X				二酸	化硫黄	ŧ(SO	2)	-	一酸化	比炭素	(CO)	微小粒			M2.5)
7 L	- III	ᆘ	白山	p løa. c.	pb	-7 TII	.ا. جار		шпи	<i>T</i> L	7 111	ppb	白山	ш.п.//	アト	III	ppm 典而必	L EE	11 11 11 11	ル 田 か	μg,		11. 4年11.
<u>砧</u> 25	玉川 24	北沢	<u> </u>	禄丘	桜丘		- 4 川	<u>給田</u> -	世田谷 29	<u>砧</u> 12	<u> </u>	北沢	<u> </u>	世田谷	砧 0.8	<u> </u>	世田谷 4. 2	上馬 9.0	八幡川	世田谷	成城	上馬	八幡山
27	22	-	-	-	-	-	-	-	33	13	15	-	-	21	0. 9	2. 0	2. 0	8. 1	-	-	_	-	-
26	22	-	-	-	-	-	-	-	30	11	17	-	-	18	1. 0	2. 6	1. 7	6.6	-	-	-	-	-
23	22	-	-	-	-	-	-	-	33	11	12	-	-	19	1.4	2. 3	1.4	6.6	-	-	-	-	-
17	15	-	-	-	-	-	-	-	21	11	9	-	-	17	0.7	1.8	1.3	5. 4	-	-	-	-	-
13	13	-	-	-	-	-	-	-	20	11	11	-	-	18	1.0	1.4	1. 1	5. 3	-	-	-	-	-
13 16	10	-	-	-	-	-	-	-	18 19	10 9	9	-	-	16 15	1.0	1.1	1.5	5. 7 5. 3	-	-	-	-	_
11	11 18	_	_	_	_	_	_		19	9	8	_		15	1. 0	1. 2 1. 2	1.4	4. 7	-	_	_	_	-
16	16	-	-	-	-	_	-	_	22	8	10	-	_	14	0. 9	1. 1	0.9	4. 6	1.8	-	-	-	-
21	20	-	-	-	-	-	-	-	24	9	11	-	-	14	0. 9	0. 9	0.8	4. 4	1.8	-	-	-	-
26	22	-	-	-	-	-	-	-	23	8	9	-	-	9	0.9	1.0	0.8	4. 2	1.7	-	-	-	-
22	21	-	1	21	21	18	19	23	19	8	9	-	-	8	1.0	1. 3	1.0	4. 3	1.7	-	-	-	-
25	21	-	-	25	25	21	24	28	21	9	10	-	-	8	1.0	1. 1	0.9	4. 5	1.8	-	-	-	-
24 23	20	-	-	22 19	22 20	17	21 18	20 19	20 17	8	9	-	-	8	0. 9	1.1	0.9	4. 1	1.9	-	-	-	_
23	14 19	-	-	21	21	14 19	21	23	22	8	9	-		8	0. 8	1.0	0. 9	4. 1 4. 2	2. 2	-	-	-	_
22	20	23	26	21	21	19	22	23	21	8	10	8	8	9	0. 9	1. 0	0. 9	4. 1	1.7	-	-	-	_
21	21	24	23	22	23	19	21	26	25	7	8	8	8	7	0. 9	0.8	0.8	3. 9	1.6	-	-	-	-
20	18	19	23	22	22	19	22	23	25	5	6	6	6	7	0.9	0.9	0.8	3. 7	1.5	-	-	-	-
21	24	20	21	23	25	19	21	25	26	6	6	6	6	7	0.7	0.8	0.8	3.6	1.5	-	ı	ı	-
21	23	22	20	26	24	23	26	26	30	6	6	6	7	6	0.7	0.8	0.8	3. 4	1.4	-	-	-	-
24	21	21	21	25	25	20	23	27	28	5	5	6	7	6	0.7	0.8	0.7	3. 1	1.3	-	-	-	-
21	19 18	22 21	22 18	21 18	21 17	15 14	-	-	29 26	$\frac{4}{4}$	5	5 5	5 4	5 4	0. 7	-	0.7	1. 6	_	-	_	-	_
21	20	23	22	-	23	-	_	_	26	3	4	4	$\frac{4}{4}$	3	0. 6	-	0. 6	1. 2	_	_	_	_	_
20	20	22	21	-	22	_	-	_	28	5	6	5	5	3	0. 6	-	0.6	1. 2	_	-	_	-	-
22	18	22	23	-	-	-	-	-	30	6	6	6	5	3	0.6	-	0.6	1. 2	-	-	-	-	-
22	23	16	17	-	-	-	-	-	28	4	4	5	5	2	0.6	-	0.6	1. 1	_	-	-	ı	-
29	23	20	19	-	-	-	-	-	28	4	3	4	4	2	0.5	-	0.6	1. 1	-	-	-	-	-
31	25	20	24	-	-	-	-	-	29	4	5	5	4	2	0.5	-	0.5	0.9	_	-	-	-	-
31	25 24	21 19	26 27	-	-	-	-	-	28 30	$\frac{4}{4}$	5 5	-	-	2	0. 4	-	0.5	0.9		-	-	-	-
32	30	26	31	_	_	_	_	_	31	3	3	_	_	1	0. 4	_	0. 5	0. 8	_	_	_	_	_
34	31	25	32	-	-	-	-	-	32	3	2	-	-	2	0. 4	-	0.5	0. 7	_	-	-	-	-
33	31	28	33	-	-	-	-	-	32	2	2	-	-	2	0. 4	-	0.5	0.6	_	-	-	-	-
32	32	32	34	-	-	-	-	-	34	1	1	-	-	2	0.3	-	0.4	0.6	-	-	-	-	-
30	29	29	30	-	-	-	-	-	29	1	1	-	-	1	0.3	-	0.4	0.6	_	15. 3	-	17. 7	
30	29	31	31	-	-	-	-	-	31	1	1	-	-	2	0.4	-	0.4	0.5	_	14. 0	14.0		15. 0
32	33	33 35	32 32	-	-	-	-	-	34	1	1	-	-	2	0. 3	-	0.3	0. 4	-	16.3	14.8 15.4		
33	33	34	33	-	_	_	_		33	1	1	-		2	0. 2	-	0. 2	0. 3	-	17. <u>4</u>		18. 3 15. 6	
32	33	34	32	-	-	_	-	_	33	1	1	-	_	1	0. 2	-	0. 2		-	13.6			
34	33	35	34	-	-	-	-	-	34	1	1	-	-	1	0.2	-	0.2	-	-	13.0	12. 1	-	14. 5
33	34	35	35	-	-	-	-	-	35	1	1	-	-	1	0.2		0.1	_	-	11.7	12.7	-	11.5
32	33	34	35	-	-	_	_	-	34	1	1	-	-	2	0. 2	-	0.2	-	-		11.3		10.3
32	30	_	33	_	_	_	_	_	31	1	1	_	_	1	0.3	_	0.3	_	_	10.0		_	10.5
34	35 46	1	38 50	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	0. 1	_	_		_	_			_
47	47	_	52	_	_	_			_	<u>1</u> 1	_	_	_	_	0. 2	_	_	_	_	_			_
45	46	_	50	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	0. 2	_	_		_	_	_	-	_
32	33	-	37	_	-	_	_	_	_	1	_	_	_	_	0. 1	_	_	_	-	-	-	-	-
31	32	_	35	_	_	_	_	-	_	1	_	_	-	_	0. 1	_	_	_	_	_	_	-	_
33	35	_	36	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	0.3	_	_	_	_	_	_	-	_
31	32	_	34	_	_	-	-	-	_	1	_	-	-	_	0. 2	-	-	_	_	-	_	-	_
26	27	_	30	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	0.3	_	_	_	_	_		_	_
21 27	21 28	_	23 30	_	_	_	_	_	_	<u>1</u> 1	_	_		_	0. 3	_	_	_	_	_	_	-	_
30	32	-	33	_	_	_	_	-	_	1		_	-	_	0. 3	_	_	_	_	_	_	-	_
40	41	_	42	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	0. 3	-	_	_	_	_	_	-	_
			_	1	1					_	1			1	_	1	1		1	1			

- *桜丘測定室の光化学オキシダントは平成13年12月以降測定中止。
- *玉川総合測定室における平成12年~17年度の二酸化窒素測定結果は参考値。
- *北沢・烏山総合測定室の二酸化硫黄は平成17年8月以降測定中止。
- *北沢総合測定室は令和2年4月以降測定中止。
- *玉川総合測定室の二酸化硫黄は令和4年4月以降測定中止。
- *世田谷、成城、上馬、八幡山測定室の測定結果は令和2年度分まで掲載。

浮遊粒子状物質の経年変化 (ハイボリュームエアーサンプラーによる) 砧総合測定室

通	目単位	浮遊粒子状物質	カドミウム	クロム	鉄	マンガン	ニッケル	鉛	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	亜鉛	銅	バナジウム
年度 \		$(\mu \text{ g/m}^3)$	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)
昭和	49	83	8. 1	9.7	960	42	36	37	_	_	-	_	98	
	50	83	20	6.7	680	43	21	190	_	_	_	_	81	1
	51	80	11	9.7	1200	54	13	250	_	_	_	_	200	7
	52	55. 7	14	4	480	35	16	130	_	_		l	133	21
	53	52. 4	13	7	841	35	9	118	9. 9	4. 7	-		186	21
	54	36	1.9	6.3	464	28	8	75	14.8	3. 7		l	71	5
	55	30. 2	2	7	247	23	10	65	7. 7	2.7	_	I	110	6
	56	36. 4	2	1	204	6	15	202	6.4	5. 9	_	I	60	8
	57	50. 3	3. 1	4.3	272	17.4	11.6	81	3. 4	5. 8	_	_	81	5
	58	43. 1	2. 6	5	467	28. 1	17. 1	100	4. 3	4. 2	_	_	97	9.8
	59	37. 6	2	1	206	24. 3	7	31	4. 9	4.8	_	_	52	5. 5
	60	36. 8	1.7	2	140	18	8	59	4. 9	5. 1	-	_	41	4
	61	41. 3	1	4.8	199	17.8	8.9	43	4.8	4. 5	-	_	35	3.6
	62	43. 3	1.6	2.4	183	20	2.6	56	3. 7	4	_	_	58	2.3
	63	43. 7	2.5	7.4	249	18. 7	4.2	55	4.6	3. 5	_	_	38	3. 7
平成	元	42	3	20	148	13	7	56	2. 9	3. 7	_	_	41	4
	2	49. 3	2	3	198	14	9	47	3. 5	4. 3	-	_	42	3
	3	34. 7	1	2	37	10	4	71	4. 3	4	-	_	53	3
	4	31. 3	2	1	155	8	3	58	4	3. 3	_		36	3
	5	38. 7	1	2	176	10	7	54	3.6	4	_	_	33	3
	6	48. 4	3	2	174	11	5	125	5. 7	5. 3	_	-	47	2
	7	36. 3	1.3	2	133	5	4	63	12. 2	2. 9	_	_	40	3
	8	39	1.6	2.6	206	6. 1	7	56	5. 3	3. 4	1.8	103	_	-
	9	32	1.6	1.2	184	7. 5	5. 6	40	2.8	2. 6	1. 3	91	_	_
	10	67	1. 2	1.9	162	9	9	44	3. 2	3. 4	1. 2	117	_	_
	11	74	0. 7	0.4	89	5. 6	3. 3	15	3.8	3. 4	1. 1	97	_	_
	12	95	0.4	1.7	134	5	3. 3	18	3. 4	2.9	0.7	49	_	_
	13	47	0.6	1	88	4.8	4.6	22	3. 3	2. 7	0.7	53	_	
	14	32. 8	0.4	0.3	194	7. 5	4.2	19.8	2.5	2.9	0.6	49. 2	_	_
	15	35. 8	0.3	0.7	111	6. 2	4.2	11. 2	3. 3	3. 5	0.5	40. 5	_	_
	16	41. 2	0.2	0.3	134	6	3	6.9	0.3	2.6	1.7	37. 7	_	_
	17	26. 8	0.3	1	142.6	6.8	3.4	11.3	3. 2	2. 2	0.2	38. 8	-	_
	18	25. 8	0.3	1	193. 3	9.8	3.6	14. 1	2.9	2.3	0.3	47. 1	_	
	19	34. 7	0. 2	0.3	157	7. 2	2. 2	10.1	3.6	1.6	0. 25	44. 7		
	20	16. 8 28	0.31	0.79	178 89	8. 1 6. 6	2. 9	11 6	4.4	1.5	0. 18 0. 6	53 22	_	
	21 22	13. 8	0. 13 0. 11	1. 1	132	5. 2	1.6	7.4	2.38	1. 3 1. 73	0.6	27	H	
	23	13. 8	0.11	0.6	163	6. 1	2.1	5. 4	2. 38	1. 73	0.06	27. 8	_	
	24	17. 2	0. 14	0.8	158	5. 6	2. 1	6. 7	3. 24	2. 21	0. 21	28. 4	_	
	25	13. 0	0. 16	0. 9	143	4.4	1.9	5. 3	2. 85	0.85	0. 19	23. 4	_	
	26	13. 0	0. 11	0. 4	119	5. 0	1. 9	5. 6	2. 51	1. 33	0. 14	28. 1		
	27	15. 1	0. 13	0. 4	106	4. 7	1. 4	8.3	2. 70	2. 76	0. 13	24. 6		
	28	14. 3	0.17	0. 5	182	6. 0	1. 4	6.6	2. 23	1. 67	0. 20	24. 0		
	29	18.6	0.11	0. 7	294	8. 7	1. 7	8. 4	2. 28	1. 99	0. 14	39. 0		
	30	29. 5	0. 14	1.1	650	16. 0	2. 1	9. 3	2. 71	2.06	0. 64	53. 1		
	元	23. 3	0.17	1. 1	630	14. 8	2. 1	4. 5	1. 94	2. 18	0. 64	42. 4	_	
	2	22.8	0. 12	0.5	494	12. 4	1. 3	4. 9	2. 30	2. 16	0. 70	43. 6	_	_
	3	19. 7	0. 14	0. 9	491	12. 4	1. 5	4. 1	1. 55	1. 71		37. 6	_	_
	ð	19. (U. 1U	0.9	491	14. 1	1. 0	4. 1	1. 55	1. /1	0.46	٥١.٥		_

玉川総合測定室

Ţ.	目単位	浮遊粒子状物質	カドミウム	クロム	鉄	マンガン	ニッケル	鉛	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	亜鉛	銅	バナジウム
宇度 `		$(\mu \text{ g/m}^3)$	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m^3)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	(ng/m^3)	(ng/m^3)	(ng/m³)
昭和	49	172	15	15	3200	69	35	540	_	_	_	Ι	170	-
	50	101	9	21	2300	79	25	260	_	_	_	Ι	220	8
	51	122	8	23	2500	86	18	420	12	8.9	_	Ι	270	11
	52	119	8	19	2460	94	24	330	12.3	8. 2	_		277	24
	53	74	11	11	1390	47	32	218	11.6	6. 3	-	-	182	20
	54	35	1.8	4.3	301	25	7	71	20.6	4. 1	-	-	23	5
	55	39	2	6	204	22	11	66	7.4	3. 2	-	-	44	5
	56	38	2	2	191	4	24	99	6	6. 2	-	_	31	8
	57	49	3. 1	3.5	232	18. 1	10.4	76	3	5.8	-	_	33	4.5
	58	41	2.8	2.2	204	31. 4	20.8	123	4	5. 2	-	_	72	9.7
	59	35	2	4	184	27. 9	6	43	6. 1	3.6	-	_	41	7.6
	60	34	1.4	1	150	21	8	52	4.8	5. 5	-	_	37	3
	61	39	1.6	2.4	192	16. 2	4. 9	51	4. 6	3. 9	-	_	38	4
	62	45	1	5	190	22	4	75	3. 4	2. 9	_	_	51	3
	63	44	2. 5	7	249	19	4	55	4. 6	3.6	_	_	38	4
平成	元	44	2	6	224	14	5	61	3. 1	3. 5	_	_	42	5
	2	42	2	4	194	17	6	42	3.8	4. 2	_	_	38	4
	3	43	2	3	209	15	3	52	5	4.6	_	_	35	3. 7
	4	34	1	2	177	10	4	41	3.8	3. 4	-	_	38	3
	5	43	1	2	165	9	6	47	3. 5	4. 2	-	-	30	2
	6	41	2	2	153	10	5	69	5. 3	4.8	-	-	33	2
	7	36	1	1	212	7	5	52	13.6	3. 3	-	-	30	2
	8	36	1.4	2	174	5. 1	5. 2	42	5. 3	3. 3	1.4	94.0	_	_
	9	33	1.3	1.3	121	6. 7	3.8	33	2. 7	2.6	1.9	92.0	_	_
	10	71	1.1	2.5	158	8.8	8.6	40	3.5	3. 7	1.3	104.0	_	_
	11	69	0. 7	0.7	111	5. 9	3. 7	25	4	3. 5	1.0	71.0	_	_
	12	107	0.5	1.8	147	5. 2	4	17	4	3	0.8	48.0	_	_
	13	52	0.5	1.7	90	4	5. 4	16	2.8	2. 3	0.6	59.0	_	_
	14	28. 5	0.4	1.5	297	12. 2	3.6	19. 5	2.5	2.8	0.6	51.1	_	_
	15	37. 9	0.3	1	222	8.6	4.8	13.7	3.8	3.6	1.1	52.5	_	_
	16	38.8	0.2	1.1	114.1	5.8	2.3	6.3	0.7	2.7	6. 1	32.9	_	_

^{*&}lt;の値は定量下限値を示す。

^{*}平均値の算出では、定量下限値未満の値は下限値の1/2とした。 *玉川総合測定室は、平成17年4月以降測定中止。

■■■■ Ⅲ. 水 質 ■■■■

1. 河川水質定期調査 測定結果(令和3年度)

(1) 野川

野川・	神明橋
-----	-----

日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	pН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$(\mu{\rm S/cm})$								
R3.4.8	9:40	0.062	晴	17.1	16.9	無色	無臭	>100	8.2	14.5	1.2	2.7	3	1.84	0.023	<0.02	0.02	0.013	330
R3.6.3	9:45	0.076	晴	24.2	22.3	無色	無臭	>100	8.0	10.0	1.1	2.3	2	0.98	0.030	0.03	<0.01	0.012	435
R3.9.9	9:45	0.873	雨	19.6	19.2	淡灰黄色	微川藻臭	86	7.5	8.6	2.7	2.5	7	4.36	0.060	0.05	0.16	0.030	237
R3.11.4	9:40	0.350	晴	17.8	15.9	無色	微川藻臭	>100	7.9	10.6	0.6	1.5	2	4.86	0.022	0.02	0.04	0.014	228
R4.2.3	9:50	0.184	晴	5.9	8.3	無色	無臭	91	7.8	13.7	1.4	2.5	14	3.86	0.027	0.03	0.03	0.027	297
平均値	-	0.309	-	16.9	16.5	-	-	-	7.9	11.5	1.4	2.3	6	3.18	0.032	0.03	0.05	0.019	305

野川•天神森橋

2,7.1	4 1 1 444	11-3																	
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	9:30	0.084	晴	14.9	15.5	無色	無臭	>100	8.6	15.4	1.2	2.5	3	1.03	0.019	<0.02	<0.01	0.008	320
R3.6.3	9:35	0.090	晴	23.7	22.6	無色	無臭	>100	8.3	11.4	1.2	2.4	2	0.64	0.041	0.02	0.03	0.021	358
R3.9.9	9:50	1.786	雨	20.2	19.5	淡茶色	微川藻臭	62	7.6	8.3	1.6	3.7	18	4.01	0.086	0.04	0.06	0.041	233
R3.11.4	9:55	0.490	晴	18.1	15.9	無色	無臭	>100	8.0	11.0	<0.5	1.4	1	4.67	0.020	0.02	<0.01	0.013	232
R4.2.3	9:35	0.220	晴	4.9	6.1	無色	無臭	>100	8.1	14.8	8.0	1.3	<1	3.61	0.007	0.03	<0.01	0.005	298
平均値	-	0.534	-	16.4	15.9	-	-	-	8.1	12.2	1.1	2.3	5	2.79	0.035	0.03	0.02	0.018	288

野川·兵庫橋

T17.1 7	~/— II⊡																		
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	pН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	9:00	0.417	晴	15.3	15.6	無色	無臭	>100	8.0	11.0	1.5	4.2	5	7.37	0.048	0.04	0.25	0.022	325
R3.6.3	9:30	0.491	晴	24.9	22.7	無色	無臭	>100	8.0	8.8	1.5	3.8	3	7.60	0.093	0.05	0.13	0.065	364
R3.9.9	9:10	2.507	雨	19.7	20.1	無色	無臭	>100	7.7	7.9	1.2	2.9	5	5.55	0.083	0.04	0.12	0.062	282
R3.11.4	9:30	0.854	晴	17.8	16.8	無色	微川藻臭	>100	8.0	10.1	1.3	2.9	2	7.40	0.042	0.04	0.44	0.028	292
R4.2.3	9:05	0.599	晴	4.8	7.9	無色	微川藻臭	>100	7.8	11.2	2.4	4.1	3	7.91	0.061	0.05	0.37	0.033	351
平均值	-	0.974	-	16.5	16.6	-	-	-	7.9	9.8	1.6	3.6	4	7.17	0.065	0.04	0.26	0.042	323

(2) 仙 川

仙川·大川橋

1H1/11 /	() ((((((((((
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	9:00	0.440	晴	15.7	19.1	淡黄色	微川藻臭	>100	7.5	9.0	1.6	5.5	2	9.79	0.117	0.04	2.35	0.050	352
R3.6.3	9:05	0.296	晴	24.8	24.0	淡黄色	微下水臭	>100	7.6	7.2	3.9	6.2	1	9.93	0.133	0.04	3.08	0.079	398
R3.9.9	9:00	0.673	雨	19.8	21.3	淡灰黄色	微川藻臭	66	7.3	7.6	2.3	5.5	10	6.65	0.099	0.06	0.75	0.053	269
R3.11.4	9:10	0.231	晴	17.5	19.9	無色	微川藻臭	>100	7.8	7.2	10.0	6.1	2	10.20	0.103	0.03	3.16	0.055	372
R4.2.3	9:05	0.288	晴	4.8	15.2	無色	微下水臭	>100	7.4	9.1	9.4	8.4	3	9.04	0.162	0.05	1.98	0.065	392
平均値	-	0.386	-	16.5	19.9	-	-	-	7.5	8.0	5.4	6.3	4	9.12	0.123	0.04	2.26	0.060	357

仙川•清水橋

Ш/11 /	コンコンコロ																		
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	PO4-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$(\mu{\rm S/cm})$								
R3.4.8	10:40	0.214	晴	17.5	17.1	無色	無臭	>100	8.0	10.9	2.4	5.4	4	9.93	0.079	0.04	1.08	0.036	339
R3.6.3	10:50	0.338	晴	25.8	22.9	無色	無臭	>100	8.0	9.0	3.5	5.4	2	9.30	0.111	0.05	1.27	0.073	376
R3.9.9	10:50	0.861	画	21.3	20.6	淡灰黄色	微川藻臭	52	7.6	8.9	2.7	4.2	10	4.50	0.104	0.05	0.16	0.091	196
R3.11.4	10:55	0.282	晴	19.7	18.6	淡黄色	微川藻臭	>100	8.0	10.2	2.8	4.7	1	9.81	0.072	0.07	1.02	0.045	345
R4.2.3	10:55	0.309	晴	7.2	10.9	無色	微川藻臭	>100	7.8	11.5	5.9	5.9	4	9.82	0.097	0.08	1.12	0.049	383
平均値	-	0.401	-	18.3	18.0	-	-	-	7.9	10.1	3.5	5.1	4	8.67	0.093	0.06	0.93	0.059	328

仙川·鎌田橋

日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рΗ	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	PO4-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$({\rm mg}/{\rm L})$	(mg/L)	$(\mu{\rm S/cm})$						
R3.4.8	10:10	0.397	晴	17.6	18.1	無色	無臭	>100	8.0	11.0	2.7	5.1	5	9.63	0.069	0.05	0.80	0.032	331
R3.6.3	10:30	0.356	晴	25.7	22.9	無色	無臭	>100	8.0	9.2	2.8	5.1	2	9.30	0.107	0.07	0.93	0.075	372
R3.9.9	10:20	0.896	雨	20.4	20.4	淡灰黄色	微川藻臭	56	7.7	8.9	2.7	4.4	11	6.38	0.117	0.06	0.20	0.091	262
R3.11.4	10:30	0.314	晴	18.7	18.3	無色	微川藻臭	>100	8.1	10.7	2.1	4.5	1	9.54	0.071	0.08	0.92	0.048	343
R4.2.3	10:25	0.348	晴	7.3	10.6	無色	微川藻臭	>100	7.8	11.9	4.9	5.6	3	10.70	0.083	0.08	0.85	0.047	379
平均值	-	0.462	-	17.9	18.1	-	-	-	7.9	10.3	3.0	4.9	4	9.11	0.089	0.07	0.74	0.059	337

(3) 丸子川

丸子川·根河原橋

, , , , ,	124, 3																		
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	pН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$({\sf mg/L})$	(mg/L)	(μS/cm)						
R3.4.8	9:45	0.009	晴	17.5	17.7	無色	無臭	>100	7.8	9.6	<0.5	2.0	4	4.29	0.014	<0.02	0.02	0.014	234
R3.6.3	10:00	0.011	晴	25.5	21.6	無色	無臭	>100	7.8	8.2	0.7	1.8	7	4.15	0.017	0.03	0.03	0.007	271
R3.9.9	10:20	0.031	雨	19.9	20.5	淡茶色	無臭	58.0	7.5	8.2	1.1	3.8	11	2.99	0.072	0.04	0.01	0.056	147
R3.11.4	10:25	0.016	晴	18.9	18.6	無色	無臭	>100	8.0	8.6	<0.5	1.5	2	4.45	0.013	0.02	<0.01	0.005	237
R4.2.3	10:00	0.007	晴	5.8	8.5	無色	無臭	>100	7.9	12.0	0.8	1.5	3	4.61	0.013	0.03	0.02	0.010	258
平均值	-	0.015	-	17.5	17.4	-	-	-	7.8	9.3	0.7	2.1	5	4.10	0.026	0.03	0.02	0.018	229

丸子川•天神橋

日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	10:55	0.035	晴	15.1	16.4	無色	無臭	>100	8.7	13.1	8.0	1.7	2	3.38	0.012	0.02	<0.01	0.009	233
R3.6.3	12:20	0.041	晴	27.2	24.1	無色	無臭	>100	9.1	15.2	1.0	1.9	<1	3.31	0.017	0.04	<0.01	0.007	259
R3.9.9	11:15	0.436	靈	20.5	20.4	淡茶色	無臭	25	7.6	8.8	2.1	7.1	31	3.12	0.081	0.05	0.04	0.028	195
R3.11.4	12:30	0.052	晴	19.5	17.2	無色	微川藻臭	>100	8.3	12.6	<0.5	1.4	<1	3.59	0.020	<0.02	<0.01	0.016	237
R4.2.3	11:20	0.027	晴	8.3	7.7	無色	無臭	>100	9.0	20.0	1.7	1.8	<1	3.77	0.011	0.03	0.01	0.007	254
平均值	-	0.118	-	18.1	17.2	-	-	-	8.5	13.9	1.2	2.8	7	3.43	0.028	0.03	0.02	0.013	236

丸子川・尾山橋

70 3 7.1		11-9																	
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$({\sf mg/L})$	$(\mu\mathrm{S/cm})$							
R3.4.8	10:40	0.014	晴	16.3	16.5	無色	無臭	>100	7.9	11.3	1.0	2.4	3	2.82	0.029	0.02	0.05	0.022	281
R3.6.3	12:00	0.019	晴	26.9	22.8	淡黄色	微川藻臭	55	8.0	8.6	2.1	3.2	5	2.95	0.112	0.13	0.10	0.081	297
R3.9.9	10:55	0.056	雨	20.2	20.3	淡灰黄色	無臭	55	7.4	8.1	1.7	4.0	9	1.88	0.047	0.03	0.06	0.024	182
R3.11.4	12:10	0.008	晴	21.3	18.3	無色	微川藻臭	>100	8.0	9.2	0.9	2.2	2	3.06	0.020	<0.02	<0.01	0.011	283
R4.2.3	11:00	0.017	晴	8.7	8.6	無色	微川藻臭	>100	7.9	12.9	1.8	3.9	5	5.33	0.040	0.04	0.04	0.016	329
平均值	-	0.023	-	18.7	17.3	-	-	-	7.8	10.0	1.5	3.1	5	3.21	0.050	0.05	0.05	0.031	274

(4) 谷戸川

谷戸川·山野小学校脇

н / /:	1	, , , , ,	נענעני																
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рΗ	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	PO4-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$(\mu{\rm S/cm})$								
R3.4.8	11:20	0.035	晴	16.6	18.0	淡黄色	微下水臭	18	7.4	7.4	2.4	4.0	30	5.03	0.138	0.03	0.35	0.096	223
R3.6.3	12:20	0.013	晴	26.9	20.7	中茶色	微土臭	5	7.5	6.3	3.1	17.0	75	5.03	0.375	0.06	0.14	0.047	263
R3.9.9	11:15	0.013	雨	21.2	21.0	淡灰黄色	微川藻臭	55	7.8	8.3	1.0	2.8	6	0.95	0.048	0.03	0.07	0.037	90
R3.11.4	11:40	0.001	晴	19.0	18.8	淡黄色	微下水臭	57	7.7	6.6	2.3	3.0	11	3.97	0.109	0.03	0.22	0.057	233
R4.2.3	11:35	0.001	晴	9.7	9.2	淡茶色	無臭	35	7.3	6.6	5.1	5.3	19	3.53	0.212	0.12	0.55	0.114	244
平均值	-	0.013	-	18.7	17.5	-	-	-	7.5	7.0	2.8	6.4	28	3.70	0.176	0.05	0.27	0.070	211

谷戸川·浄化施設出口

日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рΗ	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$({\sf mg/L})$	(mg/L)	(μS/cm)						
R3.4.8	9:00	0.012	晴	15.9	14.3	無色	無臭	>100	7.5	9.5	0.6	1.3	1	3.75	0.021	<0.02	<0.01	0.015	237
R3.6.3	9:00	0.012	晴	22.4	20.2	淡黄色	無臭	>100	7.4	8.4	0.6	1.9	4	3.63	0.059	<0.02	<0.01	0.039	267
R3.9.9	9:00	0.495	靈	19.7	19.5	中茶色	微土臭	13	8.7	8.7	4.1	9.8	53	1.56	0.155	0.05	0.13	0.062	86
R3.11.4	9:00	0.006	晴	17.5	16.8	無色	無臭	>100	7.6	8.9	0.6	2.6	7	3.65	0.042	<0.02	<0.01	0.013	250
R4.2.3	9:00	0.001	晴	4.8	6.8	無色	無臭	>100	7.1	9.8	1.2	1.6	<1	2.53	0.019	0.07	0.02	0.019	282
平均值	-	0.105	-	16.1	15.5	1	-	-	7.7	9.1	1.4	3.4	13	3.02	0.059	0.04	0.04	0.030	224

谷戸川·紅葉橋

日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	pН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	10:00	0.050	晴	18.1	16.4	無色	無臭	>100	8.0	10.7	0.6	1.2	<1	3.09	0.011	<0.02	0.02	800.0	230
R3.6.3	10:15	0.030	晴	25.2	20.8	無色	無臭	>100	7.9	8.5	0.6	1.4	2	2.90	0.017	<0.02	0.01	0.010	263
R3.9.9	10:40	0.407	雨	19.7	20.4	淡茶色	無臭	26	7.6	9.7	1.8	4.6	20	1.40	0.080	0.03	0.06	0.044	97
R3.11.4	10:40	0.030	晴	18.7	16.6	無色	無臭	>100	8.0	11.2	<0.5	1.3	<1	3.34	0.015	<0.02	0.02	0.009	236
R4.2.3	10:20	0.015	晴	6.1	8.3	無色	無臭	>100	7.8	12.8	<0.5	1.4	<1	2.80	0.012	0.02	0.03	800.0	263
平均值	-	0.106	-	17.6	16.5	-	-	-	7.9	10.6	0.8	2.0	5	2.71	0.027	0.02	0.03	0.016	218

(5) 谷沢川

谷沢川•櫻橋

日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рΗ	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	$({\sf mg/L})$	(mg/L)	(μS/cm)						
R3.4.8	10:35	0.112	晴	17.5	16.5	無色	微下水臭	>100	7.6	10.5	2.5	4.6	5	10.30	0.082	0.03	0.50	0.043	328
R3.6.3	10:45	0.137	晴	25.8	21.8	淡黄色	無臭	>100	7.5	9.0	2.8	3.5	5	9.08	0.111	0.04	0.45	0.082	371
R3.9.9	11:15	0.115	雨	20.4	21.3	淡黄色	微川藻臭	45	7.5	8.6	1.3	3.1	7	0.76	0.048	0.05	0.05	0.042	99
R3.11.4	11:15	0.004	晴	19.2	18.8	無色	微下水臭	>100	8.4	12.6	1.4	2.6	1	2.50	0.048	0.02	<0.01	0.034	377
R4.2.3	10:50	0.144	晴	7.2	10.9	淡黄色	微下水臭	>100	7.5	11.6	4.4	5.6	4	9.74	0.097	0.05	0.69	0.051	393
平均値	ı	0.102	-	18.0	17.9	1	-	-	7.7	10.5	2.5	3.9	4	6.48	0.077	0.04	0.34	0.050	314

谷沢川·等々力渓谷内

日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рН	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	11:15	0.012	晴	14.7	13.9	無色	無臭	>100	8.2	12.1	0.7	2.1	2	2.21	0.016	0.02	<0.01	0.012	273
R3.6.3	12:40	0.202	晴	27.2	20.8	淡黄色	無臭	58	8.1	9.4	1.3	3.5	10	1.62	0.134	0.03	0.02	0.083	286
R3.9.9	11:30	0.402	画	20.5	20.9	淡灰黄色	無臭	31	7.8	9.9	1.7	4.1	15	1.21	0.073	0.04	0.06	0.048	107
R3.11.4	12:50	0.026	晴	21.3	16.9	無色	微川藻臭	>100	8.2	10.2	<0.5	1.9	<1	2.28	0.017	<0.02	<0.01	0.011	284
R4.2.3	11:50	0.017	晴	9.3	8.3	無色	無臭	>100	8.1	12.8	1.1	3.0	1	2.98	0.016	0.04	<0.01	0.009	320
平均値	-	0.132	-	18.6	16.2	1	1	-	8.1	10.9	1.1	2.9	6	2.06	0.051	0.03	0.02	0.033	254

谷沢川·多摩川合流点前

H // \/ /		, · i — //·	***** 13 3																
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рΗ	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	9:40	0.060	晴	16.2	15.2	無色	無臭	>100	8.4	12.2	0.9	1.7	2	3.29	0.014	0.02	<0.01	0.011	238
R3.6.3	11:00	0.036	晴	25.8	24.8	無色	無臭	>100	9.1	13.0	1.1	2.1	1	3.10	0.024	0.02	0.01	0.013	262
R3.9.9	9:50	1.695	雨	20.1	20.6	淡黄色	無臭	23	7.6	8.8	3.0	6.6	38	2.06	0.094	0.05	0.06	0.030	133
R3.11.4	11:00	0.069	晴	19.7	17.7	無色	微川藻臭	>100	8.3	11.9	<0.5	1.4	<1	3.46	0.016	<0.02	<0.01	0.010	241
R4.2.3	9:45	0.052	晴	6.8	7.0	無色	無臭	>100	8.8	16.0	0.6	1.8	<1	3.12	0.009	0.03	<0.01	0.008	275
平均值	-	0.382	-	17.7	17.1	-	-	-	8.4	12.4	1.2	2.7	9	3.01	0.031	0.03	0.02	0.014	230

(6) 多摩川

多摩川·丸子橋

21-11	7.0 1	TIPI																	
日時	時刻	流量	天気	気温	水温	色相	臭気	透視度	рΗ	DO	BOD	COD	SS	T-N	T-P	MBAS	NH4-N	P04-P	EC
		(m3/s)		(°C)	(°C)			(cm)		(mg/L)	(μS/cm)								
R3.4.8	10:20		晴	15.2	17.4	無色	無臭	>100	7.8	11.5	1.8	4.2	6	5.65	0.569	0.04	0.80	0.514	358
R3.6.3	11:30	-	晴	26.3	23.8	無色	無臭	>100	8.2	10.0	1.2	3.4	5	4.64	0.362	0.05	0.02	0.348	374
R3.9.9	10:30	-	雨	20.3	20.3	無色	微川藻臭	70	7.8	8.8	0.9	2.5	8	2.80	0.207	0.03	0.02	0.180	224
R3.11.4	11:30	-	晴	19.8	18.8	淡黄色	微川藻臭	>100	8.1	10.9	0.8	5.8	3	4.16	0.308	0.04	0.02	0.284	320
R4.2.3	10:25	-	晴	7.3	9.8	無色	微川藻臭	>100	7.8	11.1	1.3	3.4	6	5.25	0.720	0.05	0.03	0.403	392
平均值	-	-	-	17.8	18.0	-	-	-	7.9	10.5	1.2	3.9	6	4.50	0.433	0.04	0.18	0.346	334

○河川水質調査の調査項目

● p H: 水素イオン濃度

水の酸性、アルカリ性を示す指標。 pH7が中性。7を超えるものはアルカリ性。7未満は酸性。6~8が望ましい。

●DO:溶存酸素

水中に溶けている酸素の量。水生生物にとっては生存にかかわる重要な要素。魚類は最低 $5\,\mathrm{mg}/\mathrm{L}$ 以上あることが望ましい。

●BOD: 生物化学的酸素要求量

水中の汚れを分解して無害のものにするために好気性微生物が必要とする酸素の量。川の汚れを表す代表的な指標。この値が高いほど川は汚れている。 $5\,\mathrm{mg}/\mathrm{L}$ 以下が望ましい。

●COD: 化学的酸素要求量

水中の汚れを化学的に酸化して無害なものにするために必要な酸素量。5mg/L以下が望ましい。

●SS:浮遊物質量

水中に浮遊している不溶性の物質。水の濁りの原因となる。川底に堆積すると生物に悪い影響を及ぼす。

● T-N:全窒素

無機態窒素と有機態窒素の総量。無機態窒素にはアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素など

があり、有機態窒素にはアミノ酸、蛋白質、核酸等がある。有機態窒素は生物の作用を受けてアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素へと変化する。

●T-P:全りん

りん酸、ポリりん酸、生物中のりん等、様々な形態で水中に存在するりん化合物に含まれるりんの総量。 りんと窒素は富栄養化の原因となる。

●MBAS:メチレンブルー活性物質

水中に溶けこんだ合成洗剤(陰イオン界面活性剤)の量。洗濯排水が混入していることを示す。

●NH4-N:アンモニア性窒素

アンモニウムイオンとして水に溶けている窒素量。生活排水、し尿処理水、下水処理水に多量に含まれる。

●PO4-P: りん酸性りん

水中にりん酸イオンとして溶けているりんの量。水生生物の増殖が進む富栄養化の原因のひとつ。生活排水などが主な供給源。

●EC:電気伝導率

水に溶けているイオンの量を示す。この値が低いほど溶存イオンが少なく、水がきれいだという指標 になる。

2. 河川生物調査

(1) 魚類調査結果の概要(経年変化)

① 仙川・谷沢川

	河川名						仙川												谷沢川						
	地点名						大川橋	i										等な	7力渓	谷内					
	地点番号						No.3												No.5						
種	名 調査年月	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1 ニホンウナ	ギ																						<u> </u>	<u> </u>	—
2コイ	_		1		20	5	3	5	5			2	4										<u> </u>	<u> </u>	—
3 ゲンゴロウ	ブナ																		<u> </u>				L	<u> </u>	
4 ギンブナ			2		3														<u> </u>				L	<u> </u>	
5 キンギョ																									
6 フナ属																								<u></u>	<u></u>
7 タイリクバ	ラタナゴ																							<u></u>	<u></u>
8 オイカワ																									<u> </u>
9 カワムツ																				1					
10 アブラハヤ																									
11 マルタ																									
12 ウグイ																									
13 ウグイ属																									1
14 モツゴ		16	75	5	4	6	5	1	14	8	2					2					2				
15 タモロコ		4	20	2	14	1		2	15	15			2			- 1	- 1			1					
16 カマツカ																									
17 ニゴイ																									
18 スゴモロコ	類																								
19 ドジョウ		3				2	1							1		4	3	4	2	4	. 7	1	3	12	2 7
20 ヒガシシマ	ドジョウ																								
21 ナマズ																									1
22 アユ																									1
23 ミナミメダ	t)	25	10	38	11	12	8	10	44		106	9	15												1 -
24 スズキ	,,																								T
25 コクチバス																							1	1	1
26 ボラ																							1	1	1
27 スミウキゴ	IJ													3	2	9	5	1	1	10	16	6	49	28	3 14
28 ウキゴリ	,													_ ĭ		Ť	ľ	<u> </u>	'	1	1	<u> </u>	40		†
29 マハゼ															1	1		1	1	1	1	1	1	 	
30 トウヨシノ	ボリ															1			1	- 1	1	1	† 	1	_
31 ヨシノボリ														-	-	 	-	-	 	- '	+-'	 	-		+
32 ヌマチチブ																 			 	_	 	 	-	├	+
32 メ <u>マテテフ</u> 33 カムルチー																 			 	_	 	 	-	├	+
<u>331カムルナー</u> 種 類	*#	4	5	3	5	5	4	4	4	2	2	2	3	2	1	4	3	2	2	5	4	2	2	3	,—
性 規 合計個		48	108	45		26	17	18	78		108	11	21		2								_		

調査方法:投網・手網 単 位:個体/地点

2 野川 調査方法:投網・手網 単 位:個体/地点

		河川名	·					野川							г -					M3 111			単	1五:旧	体/地	ᅫ
		<u>冲川名</u> 地点名	+				-	<u>野川</u> 神明橋	k .						-					野川兵庫橋	k					
		地点番号	+					<u>作明情</u> No.1	1											共庫信 No.2	á					-
	種	名 調査年月	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1	ニホンウ		1122	1123	1124	1123	1120	1127	1120	1129	1130	IX I	I\Z	NO.	1122	1123	1124	IIZJ	1120	1127	1120	1129	1130	IX I	IVZ	KS
	コイ	7 7	25	10	5	8	15	18	2	11		3	6	5	2	5	23	18	9	8	2	4		1	1	18
	ゲンゴロ	ウブナ	- 20	- 10	Ŭ		- 10	- 10		- ''				_				- 10	1					-		
	ギンブナ		17	20	15	24	18	10	15	21			4	4	14	20	34	20	6	4	8	5			2	
	キンギョ														1											
	フナ属		1													4										
7	タイリク	バラタナゴ																		3						
8	オイカワ	1	22	30	31	44	66	42	5	22	10	16	59	48	30	45	24	125	104	88	27	46	31	18	21	71
	カワムツ																									4
	ヌマムツ											2														
	アブラハ	ヤ																							2	
	マルタ										2	16	- 11	2	15	10	12	15	7			44	10	85	46	
	ウグイ														2											25
	ウグイ属						8													3					لـــــا	
	モツゴ		36							9		11	7	3			21	48	52	16					2	1
	タモロコ		8	- 11		16	9		5	28	34	2	7	12		30		22	18	9		8		1	1	-
	カマツカ												2	7	6	12	2	4	3	2		2			-	\vdash
	ニゴイ		4—		1								1		3		/		1			<u> </u>			-	\vdash
	スゴモロ									1			17	20	4	6		16	9			6	1			—
	ドジョウ		-	_		1	1	1	_		_	_	_	1		1		2	5	3			1	1	للحسر	- 1
		マドジョウ	-						2	1	2	5	7	18 5						2		9		1	4	- 2
	ナマズ アユ						8				1	-		5		4	2	28	20	12	6	8	2	3	3	\vdash
	ボラ		_				8									4		28	20	12	0	8	3	6	3	
	小フ ミナミメ	H +	12	15	21	16	5	14	19	10			9	-	20	10		4	7	7		6		1	15	-
	スズキ	7 //	12	13	- 21	10	J	14	19	10			9	-	20	4		6	,		- 1	U	2		13	
	オオクチ	パフ	1	-		-										4		- 0			-	-			-	
	コクチバ		1										1		12	6	3	9		1	1	5	1	1	- 1	
	ボラ		1												1	- 0	- 0	1					-			
	スミウキ	ゴリ	2	1	23	6	3	1	- 1	9	2	9	9	5	 		21	10	10		8	8	2	35	11	4
	ウキゴリ		1 -		- 20	Ť	Ť			Ť		Ť		1	3	2		2	4	2	_	_		- 00	5	9
	マハゼ		1											<u> </u>	2	_		1	2		Ť		Ė		1	
	トウヨシ	ノボリ	2	1		2	2	2							2	1			7			1				5
	カワヨシ		1	<u> </u>									1									1				
	ヨシノボ																		3	1						
	ヌマチチ																	3			3	1			1	
	カムルチ				1														1							
	種		9		8					10		9	15	14		16		18	19					11	16	
	合計	個体数	125	147	123	144	174	98	51	113	51	65	142	135	203	280	152	334	269	162	82	159	52	153	120	143

注1)太字は今回調査結果を示す。 注2)ヒメダカはミナミメダカに含めた。

③ 丸子川・谷戸川

調査方法:投網・手網 単 位:個体/地点

	河川名					4 7	111/403	= 1115											ナフロ	_		¥ ′	14. [四	11本/ 10	5 MK
	地点名					ᄴ	川(谷) 川合)	ᅔᆂ										-	<u>丸子川</u> 西根橋						
	地点番号 地点番号					台上	<u>/川合)</u> No.4	元只											四代信 No.6	á					
種	名 調査年月	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1 ニホンウナ		1122	1123	1124	1123	1120	1127	1120	1123	1130	IV.I	I\Z	K3	1122	1123	1124	1123	1120	1127	1120	1129	1130	IX I	IVZ	K3
2コイ			2																		2		1	3	10
3 ゲンゴロウ	カブナ		_																		<u> </u>			Ť	- · ·
4 ギンブナ	, , ,																2							3	1
5 キンギョ																								Ť	
6 フナ属																							8		
7 タイリク/	ヾ ラタナゴ																								
8 オイカワ																									
9 カワムツ					5	3	14	25	41	4	42	23	111									1			
10 アブラハヤ	P											4	4												
11 マルタ																									
12 ウグイ																									
13 ウグイ属																									
14 モツゴ															1		1								
15 タモロコ								2	1			2		5	3		3	5	3	9	7	5	12	48	11
16 カマツカ																									
17 ニゴイ																									
18 スゴモロコ	1類																								
19 ドジョウ		1	1	4	1	1	1		2		2	1	3			1	1		1						1
20 ヒガシシマ	7ドジョウ																								
21 ナマズ																								<u> </u>	L
22 アユ																								<u> </u>	L
23 ミナミメタ	ダカ	2	3		14	3	2				1			14	2	47	8	7	5	8	42	9	3	33	20
24 スズキ																								1	<u> </u>
25 コクチバス	ζ																							<u> </u>	<u> </u>
26 ボラ																								<u> </u>	Ь
27 スミウキコ	ゴリ	5	5	14	8	6	5	13	49	2	4	5	17	24	5	11	10	2	10	3	36	2	2	5	7
28 ウキゴリ													1											Ь—	Ь—
種 類		3	4	2		4	4	3		2		5				3							5		
合計個	体数	8	11	18	28	13	22	40	93	6	49	35	136	43	11	59	25	14	19	20	87	17	26	93	50

(2) 底生動物調査結果の概要(令和3年度)

令和3年度底生動物調査結果の概要

						調査時	期:令和3年7月1	3、14、15日
地点	瓦番号		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
河川			野	JII	仙川	丸子川	谷沢川	丸子川
地点	京名		神明橋	兵庫橋	大川橋	谷戸川合流点	等々力渓谷内	西根橋
種类	頁数		35	29	10	21	17	23
		4(ps)	2	2	1	0	2	1
		3 (αm)	2	2	3	2	4	0
汚濯	闘階級指数ごとの種類数	2 (βm)	5	6	1	3	3	4
		1(os)	3	3	0	1	1	0
		指数なし	23	16	5	15	7	18
汚濯	間指数(サプロビ指数)		2. 1	2	3.5	2.6	3.3	2.9
個位	体数合計		367	333	3, 321	219	78	89
	アメリカツノウズムシ			0		Δ		
	カワニナ							0
	マメシジミ属							A
	ユリミミズ属	4			0		0	
	イシビル科				Δ			
	シマイシビル	3					0	
	ミズムシ	3			0	•	•	
	サホコカゲロウ	2	•	0	A			
主要	フタモンコカゲロウ							A
女	ウデマガリコカゲロウ	3	0	•		0		
132	コガタシマトビケラ	2				0		
	セスジユスリカ				•			
	ウスバガガンボ属						A	
	ニセケバネエリユスリカ属					A		
	ツヤユスリカ属		A					
	ハモンユスリカ属		0	A				0
	ナガレユスリカ属		Δ	Δ				•
	ヒゲユスリカ属						Δ	
	•			•		•	•	

注1) 主要種は調査地点ごとの上位5種とした。

●:第1位 ◎:第2位 ○:第3位 ▲:第4位 △:第5位

注 1)太字は今回調査結果を示す。 注 2)ヒメダカはミナミメダカに含めた。

(3) 付着藻類調査結果の概要(令和3年度)

地点	番号		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
河川名			野	Ш	仙川	丸子川	谷沢川	丸子川
地点	各	神明橋	兵庫橋	大川橋	谷戸川合流点	等々力渓谷内	西根橋	
種類			41	43	5	28	33	41
		4(ps)	8	6	1	1	4	5
		$3(\alpha m)$	3	3	0	2	1	2
汚濁	皆級指数ごとの種類数	$2(\beta m)$	4	4	0	4	4	4
		1(os)	4	5	1	3	3	3
		指数なし	22	25	3	18	21	27
汚濁扌	旨数(サプロビ指数)		3.1	2. 9	3.8	2	1.6	2.9
細胞	效合計 (細胞∕c㎡)		487, 040	336, 640	72	1, 242	2,870	1,512
沈殿	量(mL/75c㎡、珪藻以外も含む))	2. 60	2.50	0.20	0.40	2.00	0.30
	Melosira varians	1		A	\triangle	•	•	
	Fragilaria sp.				0			
	Ulnaria ulna var. ulna	2	Δ				A	
	Eunotia minor				0			
	Gomphonema lagenula			0				
	Gomphonema parvulum	4	0		•	Δ		
	Navicula confervacea				0		0	
	Navicula cryptotenella					•		0
→	Navicula gregaria	2						
土	Navicula seminulum	4						
主要種	Navicula veneta	4						
111	Achnanthidium minutissimum	2						
	Achnanthidium saplophilum	4	A					
	Achnanthidium subhudsonis						0	
	Cocconeis placentula	1				0		\triangle
	Planothidium lanceolatum	2						
	Nitzschia paleacea		0					
	Nitzschia palea	4		0				0
	Nitzschia frustulum	1		Δ				A
	Nitzschia amphibia	3	•	•		0	A	•

努める。

- 注1) 珪藻類以外の藻類も含む。 注2) 主要種は調査地点ごとの上位5種とした。 ●:第1位 ◎:第2位 ○:第3位 ▲:第4位 △:第5位

3. 多摩川水域における類型指定状況

(世田谷区内を流れる河川を網掛け表示)

	河 川 名	類型	達成期間		河 川 名	類型	達成期間
本	和田橋から上流	AA	1		日原川、秋川	AA	7
'	和田橋~拝島橋	A	ハ		平井川	AA	7
JII	拝島橋より下流	В	イ	1	北秋川、養沢川	AA	イ
(平月	成13年3月 環境省告	示第 17	7号)	支	谷地川、南浅川	A	イ
(注)					残堀川	A	7
	 類型とは河川に係る環境基準指定類型をいう。 (1)「イ」は直ちに達成。 				浅川上流(さいかち堰から上流)、城山川、湯殿川	A	イ
					浅川下流(さいかち堰から下流)、程久保川	A	イ
2. (1) 「1」は直りに達成。 (2) 「ロ」は5年以内で可及的速やかに達					案内川	A	イ
成。					ЛПП	A	イ
(3)「ハ」は5年を越える期間で可及的速 やかに達成。 (4)「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつ				ЛП	大栗川	A	イ
					三沢川 (神奈川県境から上流)	С	イ
(2					野川	D	1
	つ、環境基準の可及的速やかな達成に				ZI, tel	_	,

仙川

(平成 30 年 東京都告示第 463 号)

■■■■ IV. 参考資料■■■

1. 騒音•振動

(1) 工場・指定作業場に関する主な規制基準

① 騒音(敷地境界)の規制基準(単位:dB)[都環境確保条例第68条、別表第7-5]

区域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特別基準
A:第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	8時~19時	45	
区域	田園住居地域	19 時~翌8時	40	
B:第2種	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 ※第1特別地域	8時~19時	50	B・C区域内の学校・保 育所・病院・図書館等の
区域		19 時~翌 8 時	45	周囲 50m以内の地域
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 ※第1特別地域を除く	6時~8時	55	各欄から5dB減じた値
C:第3種		8 時~20 時	60	
区域		20 時~23 時	55	
		23 時~翌 6 時	50	

(※第1特別地域とはAに接するCのうち周囲30m以内の地域)

② 振動(敷地境界)の規制基準(単位:dB)[都環境確保条例第68条、別表第7-6]

区域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特別基準
第 1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	8時~19時	60	学校,伊本武、学校, 园事
区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	19 時~翌 8 時	55	学校・保育所・病院・図書 館等の周囲 50m以内の地 域
第 2 種	商業地域	8 時~20 時	65	各欄から5dB減じた値
区域		20 時~翌 8 時	60	

(2) 特定建設作業に関する主な規制基準

騒音規制法第2条 振動規制法第2条

① 騒音 (敷地境界) の規制基準 (単位:dB) 85 ② 振動 (敷地境界) の規制基準 (単位:dB) 75

(3) 日常生活に関する主な規制基準

① 騒音 (敷地境界)の規制基準 (単位:dB) [都環境確保条例第136条、別表第13-1]

区域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特別基準
A:第1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	8 時~19 時	45	
区域	田園住居地域 都第1種文教地区	19 時~翌8時	40	
B:第2種 区 域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域	8時~19時	50	B・C区域内の学校・保 育所・病院・図書館等の 周囲 50m以内の地域
	第2種住居地域 準住居地域	19 時~翌 8 時	45	
		6時~8時	55	各欄から5dB減じた値
C:第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	8 時~20 時	60	
区域		20 時~23 時	55	
		23 時~翌 6 時	50	

② 振動(敷地境界)の規制基準(単位:dB)[都環境確保条例第136条、別表第13-2]

<u> </u>		- , CHI	71.7	
区域	該 当 地 域	時間の区分	基準値	特 別 基 準
第 1 種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	8時~19時	60	学校,伊李丽,荣陀, 阿妻
区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	19 時~翌 8 時	55	学校・保育所・病院・図書 館等の周囲 50m以内の地 域
第 2 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	8時~20時	65	各欄から5dB減じた値
区域		20 時~翌 8 時	60	

(4) 自動車騒音に係る環境基準

平成 10. 9.30 環境庁告示第 64 号

平成 12. 3.31 都告示第 420 号

平成 24. 3.30 世田谷区告示第 307 号

(単位:dB)

				(季位.40		
地域			時間の区分			
地域類型	当てはめ地域	地域の区分	昼間	夜間		
<u> </u>			(6時~22時)	(22 時~6時)		
A A	世田谷区該	世田谷区該当せず				
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下		
Λ	第2種中高層住居専用地域 用園住居地域	2 車線以上の車線を有 する道路に面する地域	60 以下	55 以下		
В	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55 以下	45 以下		
D		2車線以上の車線を有 する道路に面する地域	65 以下	60 以下		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 以下	50 以下		
		車線を有する道路に面 する地域	65 以下	60 以下		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の とおりとする。

昼間	夜 間
70dB 以下	65dB 以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

注:「幹線交通を担う道路」(H10. 9.30 環大企第256号大気保全局長通知)

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

(5) 騒音規制法による自動車騒音の要請限度

昭 46. 6.23 総・厚令第 3 号 改正:平12.12.15 総理府令第 150 号 昭 47. 5.1 都告示第 518 号 改正:平12.3.15 都告示第 279 号

平 15. 4. 1 区告示第 214 号

(単位:dB)

区域の			時間の区分		
区分	該当用途地域	車線等	昼 間 (6時~22時)	夜 間 (22 時~6 時)	
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1 車 線	65	55	
a 区域	第1種內層住居專用地域 第1種中高層住居專用地域 第2種中高層住居專用地域 田園住居地域	2 車線以上	70	65	
		近接区域	75	70	
	第1種住居地域	1 車 線	65	55	
b 区域	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上近接区域	75	70	
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	1 車 線 2車線以上 近接区域	75	70	

注:近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道 府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車 線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

(6) 振動規制法による道路交通振動の要請限度

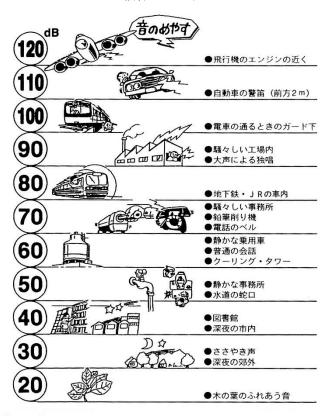
昭 51.11.10 総理府令第 58 号 昭 52.3.30 都告示第 242 号 平 15.4.1 区告示第 218 号

(単位:dB)

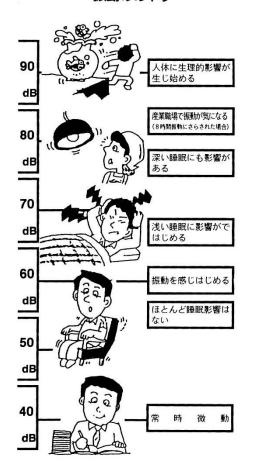
区域の区分	該当用途地域	時	限度値	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	昼間	8時~19時	65
分 Ⅰ 程△数	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	夜間	19 時~翌 8 時	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域	昼間	8 時~20 時	70
第 2 年 区	準工業地域 工業地域	夜間	20 時~翌 8 時	65

(7) 騒音のめやす・振動のめやす

騒音のめやす



振動のめやす



2. 大気汚染

(1) 環境基準

環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて定められていましたが、平成9年以降ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、平成21年に微小粒子状物質についても定められました。

物	J	質		環境上の条件
二酸	化	硫	黄	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm以下であること。
一酸	化	炭	素	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒	7. 子	状 物	質	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値 が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸	化	窒	素	1時間値の1日平均値が、0.04ppm から0.06ppm のゾーン内、又は それ以下であること。
光化学:	ナキ	シダン	\ 	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒	7. 子	状 物	質	1 年平均値が $15\mu\mathrm{g/m}$ 以下であり、かつ、 1 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m}$

■ppm (parts per million)

容積比等を表す単位で、100万分の1を1ppmといいます。1ppmとは、空気中1立方メートルに1立方センチメートル含まれることをいいます。

(2) 評価方法

環境基準の評価方法は、短期的評価と長期的評価があります。

二酸化硫黄(%1)、一酸化炭素(%1)、浮遊粒子状物質(%1)、微小粒子状物質(%3)については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素(%2)については長期的評価、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

① 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

② 長期的評価

ア. 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価します。

イ. 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と 比較して評価します。

ウ. 微小粒子状物質の場合

年間平均値の環境基準と比較して評価します。

(ア、イとも年間の測定時間が 6,000 時間未満のものは評価することができない。ウは、年間の測定 日が 250 日未満のものは評価することはできない。)

- ※1 昭和48年6月12日付環大企143号「大気汚染に係る環境基準について」
- ※2 昭和53年7月17日付環大企262号「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」
- ※3 平成21年9月9日付環水大総発第09090901号「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準につい

て」

3. 土壌汚染

(1) 土壌溶出量基準 (単位: mg/L)

地下水等の汚染を経由して生じる健康影響の観点から定められた基準

〔都環境確保条例施行規則第56条、別表第12〕

番号	項目	基 準 値	番号	項目	基 準 値
1	カドミウム及びその化合物	0.003	13	1,2ージクロロエタン	0.004
2	シアン化合物	検出されないこと	14	1,1ージクロロエチレン	0.1
3	有機りん化合物	検出されないこと	15	1,2ージクロロエチレン	0.04
4	鉛及びその化合物	0.01	16	1,1,1ートリクロロエタン	1
5	六価クロム化合物	0.05	17	1,1,2ートリクロロエタン	0.006
6	砒素及びその化合物	0.01	18	1,3ージクロロプロペン	0.002
7	水銀及びアルキル水銀その他	0.0005 かつ検液中	19	チウラム	0.006
	の水銀化合物	にアルキル水銀が	20	シマジン	0.003
		検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01
9	トリクロロエチレン	0.01	23	セレン及びその化合物	0.01
10	テトラクロロエチレン	0.01	24	ほう素及びその化合物	1
11	ジクロロメタン	0.02	25	ふっ素及びその化合物	0.8
12	四塩化炭素	0.002	26	塩化ビニルモノマー	0.002

(2) 土壌含有量基準 (単位: mg/kg)

汚染された土壌の直接摂取による健康影響の観点から定められた基準

〔都環境確保条例施行規則第56条、別表第12〕

番号	項目	基 準 値	番号	項目	基 準 値
1	カドミウム及びその化合物	150	6	水銀及びアルキル水銀その	15
2	シアン化合物	50(遊離シアン)		他の水銀化合物	
3	鉛及びその化合物	150	7	セレン及びその化合物	150
4	六価クロム化合物	250	8	ほう素及びその化合物	4,000
5	砒素及びその化合物	150	9	ふっ素及びその化合物	4,000

4. 水質汚濁

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
基準値	0.003mg/L 以下	検出されない こと	0.01mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下

項目	アルキル水銀	РСВ	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエ タン	1,1-ジクロロエ チレン
基準値	検出されない	検出されない	0.02mg/L	0.002mg/L	0.004mg/L	0.1mg/L
	こと	こと	以下	以下	以下	以下

項目	シスー1,2ージク ロロエチレン	1,1,1ートリクロ ロエタン	1,1,2-トリクロ ロエタン	トリクロロエチ レン	テトラクロロエ チレン	1,3-ジクロロプロペン
基準値	0.04mg/L	1 mg/L	0.006mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L	0.002mg/L
	以下	以下	以下	以下	以下	以下

項目	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
基準値	0.006mg/L	0.003mg/L	0.02mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L	10mg/L
坐平胆	以下	以下	以下	以下	以下	以下

項目	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	0.8mg/L	1 mg/L	0.05mg/L
	以下	以下	以下

(2) 要監視項目(公共用水域)

	項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06 mg/L以下
2	トランスー1,2ージクロロエチレン	0.04 mg/L以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
4	p - ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/L以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/L以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
9	オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
11	プロピザミド	0.008 mg/L以下
12	EPN	0.006 mg/L以下
13	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下

	項目名	指針値
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
15	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
16	クロルニトロフェン (CNP)	_
17	トルエン	0.6 mg/L以下
18	キシレン	0.4 mg/L以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
20	ニッケル	_
21	モリブデン	0.07 mg/L以下
22	アンチモン	0.02 mg/L以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
25	全マンガン	0.2 mg/L以下
26	ウラン	0.002 mg/L以下

(3) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目			基	進 準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 p H	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL以下
В	水道3級、水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL以下
С	水産3級、工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水2級、農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
Е	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	

(注)

1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2. 水道1級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級:ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

5. 地下水汚染

地下水環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
基準値	0.003mg/L 以下	検出されない こと	0.01mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
項目	アルキル水銀	РСВ	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニル モノマー	1,2ージクロロエ タン
基準値	検出されない こと	検出されない こと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下

項目	1,1ージクロロエ チレン	1,2ージクロロエ チレン	1,1,1ートリクロロ エタン	1,1,2ートリクロロ エタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチ レン
基準値	0.1mg/L	0.04mg/L	1 mg/L	0.006mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
	以下	以下	以下	以下	以下	以下

項目	1,3ージクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
基準値	0.002mg / L	0.006mg / L	0.003mg / L	0.02mg / L	0.01mg / L	0.01mg / L
	以下	以下	以下	以下	以下	以下

項目	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素			1,4-ジオキサン
基準値	10mg/L	0.8mg/L	1 mg/L	0.05mg/L
	以下	以下	以下	以下

^{※1,2-}ジクロロエチレンの基準値については、シス体の濃度とトランス体の濃度の和に対するものである。

平成6年9月21日 条 例 第 35 号

改正 平成7年11月15日条例第62号 平成11年12月10日条例第52号 平成12年10月2日条例第94号 平成15年6月24日条例第45号

目次 -

前文

第1章 総則(第1条~第6条)

第2章 環境の保全等に関する施策の推進(第7条~第10条)

第3章 開発事業等に係る環境への配慮(第11条~第15条)

第4章 環境の保全等に関する施策等(第16条~第20条)

第5章 雑則(第21条)

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更 に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を 守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動 に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将 来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「保全等」という。)について、基本となる理念を 定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を 定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民 の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の 保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代 に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

(区の青務)

- 第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な 施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - (1) 公害の防止
 - (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
 - (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
 - (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
 - (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
 - (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
 - (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等
- 2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

(区民の責務)

- 第5条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つよう 努めるものとする。
- 2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び 回復に努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の 保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に 伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な 措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるととも に、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する施策の推進

(世田谷区環境基本計画)

- 第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画 (以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する目標
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(世田谷区環境行動指針)

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者 が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

- 2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

- 第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画 及び環境行動指針との整合を図るものとする。
- 2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(世田谷区環境審議会)

- 第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項
- 3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内を もって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
 - 一部改正 [平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号]

第3章 開発事業等に係る環境への配慮

(開発事業者等に対する要請)

- 第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの(以下「開発事業等」という。)については、当該開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。
- 2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。
- 3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。
- 第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に 対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。
- 2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に 関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告及び公表)

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、 当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続きを経た上で、その旨及び勧告の 内容を公表することができる。

(委任)

第15条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全等に関する施策等

(施策の評価)

- 第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。 2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう 必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(調査及び研究の充実)

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者による自発的 な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(区民等の活動の促進)

第19条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国、東京都等との協力)

第20条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の 地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分(審議会の設置に係る部分を含む。)は、同年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月15日条例第62号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月10日条例第52号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成12年10月2日条例第94号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月24日条例第45号) この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区環境美化等に関する条例

平成9年10月3日 条 例 第 49 号

改正 平成11年10月1日条例第39号 平成12年3月13日条例第34号 平成16年3月12日条例第11号 平成30年3月6日条例第24号

世田谷区環境美化等に関する条例 題名改正〔平成30年条例24号〕

(目的)

第1条 この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止(以下「環境美化等」という。)について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殼等の散乱並びに喫煙による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 区民等 区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
 - (2) 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
 - (3)公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。
 - (4) 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は 指定する場所をいう。
 - (5) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
 - (6) 吸い殼等 たばこの吸い殼、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
 - (7) 喫煙 たばこに火をつけ、その煙を発生させることをいう。
 - (8) 喫煙による迷惑行為 喫煙をすることによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。
 - (9) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥(以下「野鳥」という。) に継続して 餌を与える行為をいう。
 - (10) 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害 (複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。)を生じさせる行為をいう。
 - ア 鳴き声その他の音
 - イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気
 - ウ 羽毛の飛散
 - エ 攻撃、威嚇及び破壊行為
 - (11) 空き地 現に人の使用していない土地をいう。
 - (12) 危険な状態 雑草 (かん木を含む。以下同じ。) が繁茂したまま放置されているため、住民の健康 を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。

(区の責務)

第3条 区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化等に関する施策を行わなければならない。

2 区は、区民等、事業者等がまちの環境美化等について理解を深め、まちの環境美化等に係る行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。

(区民等の責務)

- **第4条** 区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。
 - (1)屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納する。
 - (2) 自己の所有し、又は管理する犬(以下「飼い犬」という。)を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。
- 2 区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化の推進について連帯して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。
- 3 区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。
- 4 区民等は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- **第5条** 事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等(立看板、はり紙その他これらに 類するものをいう。)の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うと きは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、事業者の 所有し、又は占有する敷地(指定喫煙場所を除く。)内において、灰皿の撤去又は移設その他の環境の整 備に努めなければならない。
- 3 空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者(以下「販売事業者等」という。) は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。
- 4 事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。 (空き地の所有者等の責務)
- 第6条 空き地の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空き地の環境美化の推進に努めなければならない。
- 2 空き地の所有者等は、当該空き地を危険な状態にならないよう常に適正に管理しなければならない。 (喫煙者の責務)
- 第6条の2 何人も、屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為 を行わないよう配慮しなければならない。
- 2 何人も、屋外の公共の場所及び公開空地(日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。)において、歩行中(自転車乗車中を含む。)に喫煙をしないよう努めなければならない。

(指定喫煙場所の設置等)

- 第6条の3 区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に対し喫煙による迷惑 行為が行われることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置 が講じられていると認める場合は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。 (禁止行為)
- 第7条 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。
- 2 何人も、道路及び公園(指定喫煙場所を除く。)においては、喫煙をしてはならない。
- 3 何人も、落書き(公共の場所等に設置される工作物等をみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。)をしてはならない。

(環境美化推進地区)

- 第8条 区は、まちの環境美化の推進に関する施策を重点的に実施する必要があり、かつ、区民等及び事業者がまちの環境美化を推進するための活動に積極的に取り組んでいると認める地区を、環境美化推進地区(以下「推進地区」という。)として定めるものとする。
- 2 推進地区は、別に条例で定めるものとする。

(環境美化推進地区協力員)

- 第9条 区長は、まちの環境美化を推進するため、それぞれの推進地区について、その推進地区内の住民 その他の区民等のうちから適当と認める者を環境美化推進地区協力員(以下「推進地区協力員」という。)として選定することができる。
- 2 推進地区協力員は、それぞれの推進地区内において、区と協力し、率先して啓発活動その他のまちの環境美化を推進するための活動を実施するものとする。

一部改正〔平成 12 年条例 34 号〕

(自主的な活動への支援)

第10条 区長は、啓発活動、清掃活動その他のまちの環境美化を推進するための自主的な活動を行う区民 等又は事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

- 第11条 区長は、まちの環境美化の推進に貢献したと認める者に対し、表彰を行うことができる。 (指導及び勧告)
- 第12条 区長は、販売事業者等が空き缶等の散乱を防止するための消費者への意識啓発及び回収容器の設置をしていない場合において必要があると認めるときは、当該販売事業者等に対し、当該措置を講ずるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 区長は、空き地が危険な状態にあると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導し、及び期限を定めて、雑草を除去するよう勧告することができる。

(公表)

- 第13条 区長は、前条第1項の規定により回収容器の設置に係る勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。
- 2 区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置命令)

第14条 区長は、第12条第2項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草を除去することを命ずることができる。

(代執行)

第15条 区長は、前条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定により、自ら当該空き地の雑草を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

(立入調査等)

- 第16条 区長は、第12条の規定による指導若しくは勧告、第14条の規定による措置命令又は前条の規定 による代執行を行うため必要があると認めるときは、職員をして事業所又は空き地に立ち入って調査さ せ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(雑草の除去の委託)

第17条 空き地の所有者等は、自ら雑草を除去することができないときは、区長にこれを委託することができる。

(罰則)

第18条 推進地区内において、第7条第1項の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。 (適用上の注意)

- 第19条 この条例は、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、区民の生活環境の向上 を図るために適用されるべきものであって、これを拡張して解釈してはならない。
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は第8条第2項に規定する推進地区を定める条例(以下「推進地区条例」という。)の施行の日から、第18条の規定は推進地区条例の施行の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(あき地の管理の適正化に関する条例の廃止)

- 2 あき地の管理の適正化に関する条例(昭和 45 年 10 月世田谷区条例第 40 号)は、廃止する。 (罰則の適用)
- 3 推進地区条例の施行の日後に新たに定められたそれぞれの推進地区内においては、第18条の規定は、 当該推進地区の指定に係る推進地区条例を改正する条例の規定の施行の日から起算して6月を経過した 日以後にした第7条第1項の規定に違反する行為について適用する。

追加〔平成 11 年条例 39 号〕

附 則(平成11年10月1日条例第39号)

この条例は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成12年3月13日条例第34号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 12 日条例第 11 号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行する

(世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例の一部改正)

2 世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例(平成11年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」を「世田谷区環境美化等に関する条例」に改める。

平成11年3月11日 条 例 第 8 号

改正 平成11年10月1日条例第40号 平成12年3月13日条例第35号 平成12年7月10日条例第84号

世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例(平成9年10月世田谷区条例第49号)第8条第2項の規定に基づき、環境美化推進地区を次のとおり定める。

名 称	区 域					
下北沢駅周辺地区	 1 北沢二丁目 2 代沢五丁目30番から32番まで 3 前2号に掲げる区域に接する道路 					
二子玉川駅周辺地区	1 玉川一丁目1番から13番まで 2 玉川二丁目15番から28番まで 3 玉川三丁目1番から17番まで、19番、20番及び24番から27番まで 4 玉川四丁目1番から9番まで 5 瀬田一丁目30番及び31番 6 瀬田二丁目32番 7 前各号に掲げる区域に接する道路 8 第2号に掲げる区域に接する鉄道用地 9 第7号に規定する道路(玉川二丁目26番及び28番に接するものに限る。)に接する丸子川に係る河川区域(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域をいう。以下同じ。) 10 玉川一丁目及び玉川三丁目の多摩川に係る河川区域(一般国道246号新二子橋から東側の区域に限る。)					
三軒茶屋駅周辺地区	1 太子堂二丁目15番から19番まで、23番及び24番 2 太子堂四丁目1番、3番及び22番から28番まで 3 三軒茶屋一丁目35番から41番まで 4 三軒茶屋二丁目12番から16番まで 5 前各号に掲げる区域に接する道路	別図第3 のとおり				
喜多見駅周辺地区	1 喜多見八丁目7番から19番まで、21番及び22番 2 喜多見九丁目1番から8番まで	別図第4 のとおり				

	3 前2号に掲げる区域に接する道路(世田谷区の区域に限る。)				
千歳烏山駅周辺地区	1 上祖師谷一丁目36番から38番まで 2 南烏山四丁目10番から12番まで 3 南烏山五丁目10番、12番から17番まで、19番、20番、22番及び32番 から36番まで	別図第5			
	4 南烏山六丁目1番から8番まで及び26番から31番まで 5 前各号に掲げる区域に接する道路(南烏山六丁目26番に接する一般 国道20号を除く。) 6 次に掲げる道路				
	道 路 名 起 点 終 点 特別区道 42-B005 南烏山四丁目 13 番先 南烏山六丁目 38 番先 特別区道42-130 南烏山六丁目 12 番先 南烏山六丁目 13 番先				
	7 南烏山四丁目10番先から上祖師谷一丁目38番先までの鉄道地内				

一部改正 [平成 11 年条例 40 号・12 年 35 号・84 号]

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成 11 年 10 月 1 日条例第 40 号)

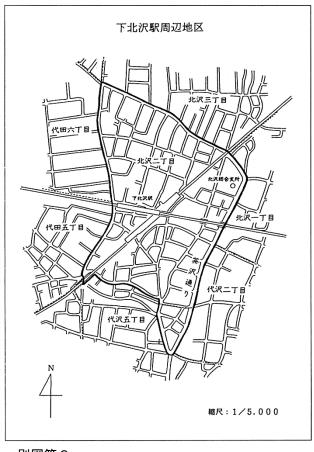
この条例は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 13 日条例第 35 号)

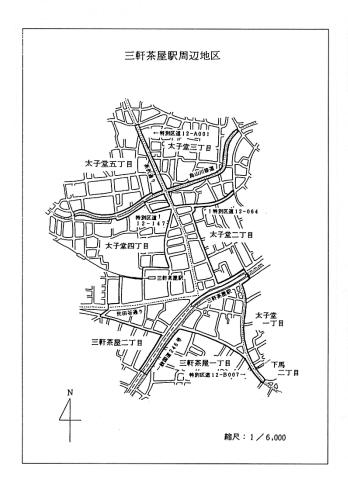
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

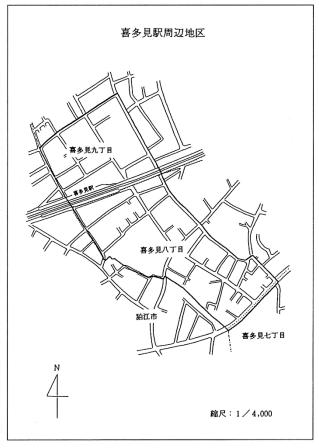
附 則(平成12年7月10日条例第84号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (平成12年8月規則第123号で、同12年8月6日から施行) 別図第1 別図第2

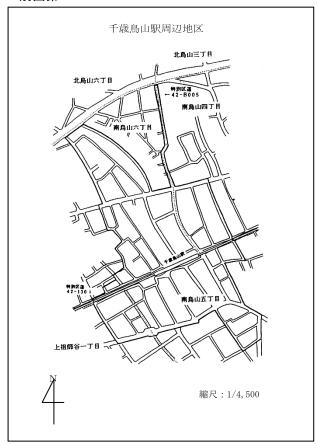


別図第3 別図第4





別図第5



世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例

平成28年3月8日 条 例 第 8 号

(目的)

第1条 この条例は、管理不全な状態にある住居等がその居住者及び地域住民の生活環境に様々な影響を及ぼすことに鑑み、管理不全な状態にある住居等の発生を予防するための支援、住居等の管理不全な状態を解消するための支援及び措置等について必要な事項を定め、住居等の居住者及び地域住民の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 住居等 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物 (現に居住の用に供されているものに限る。)及びその敷地をいう。
 - (2) 管理不全な状態 物品が堆積し、又は散乱した状態であって、当該物品が崩落し、若しくは流出し、 当該物品から悪臭が漏れ、又は当該物品にごきぶり、はえ、ねずみその他これらに類する動物が群生し ている状態その他の住居等の居住者及び地域住民の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
 - (3) 居住者等 住居等の居住者、所有者又は管理者をいう。

(居住者等の責務)

第3条 居住者等は、住居等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該住 居等が管理不全な状態にならないようにするための適正な管理に努めなければならない。

(区の青務)

第4条 区は、住居等が管理不全な状態にならないようにするための適正な管理を居住者等が自らすることができるよう必要な施策を総合的に推進し、並びに住居等が管理不全な状態になることを予防するための対策及び管理不全な状態を解消するための必要な措置を講じるものとする。

(関係機関等との連携)

第5条 区長は、第1条の目的を達成するため、保健医療福祉関係機関その他の関係機関及び地域活動団体 と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

(調査等)

- 第6条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、管理不全な状態にあり、又はそのおそれがあると 思われる住居等について、その指定する職員又はその委任をした者に立入調査をさせ、又は居住者等その 他の関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により調査をし、又は質問する職員又は委任を受けた者は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(住居等又は居住者等に関する情報の利用等)

- 第7条 区長は、住民登録事務その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の住居等又は居住者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、当該目的以外の目的のために利用し、又は第5条の関係機関に提供することができる。
- 2 区長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、 住居等又は居住者等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(判断)

第8条 区長は、第13条第1項の世田谷区生活環境保全審査会に諮問し、その意見を聴いて住居等が管理不 全な状態にあるか否かを判断するものとする。

(指導及び勧告)

- 第9条 区長は、管理不全な状態にある住居等について、その居住者等に対し、堆積し、若しくは散乱した 物品の撤去、整理整頓その他の必要な措置を講じるよう指導するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による指導をした場合において当該居住者等が当該指導に係る必要な措置を講じないときは、相当の期間内に当該必要な措置を講じるよう勧告するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定による指導又は前項の規定による勧告をする場合は、第13条第1項の世田谷区生活環境保全審査会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(必要な措置)

- 第10条 区長は、前条第2項の規定による勧告を受けた居住者等が相当の期間内に同項の必要な措置を講じないとき又は居住者等にやむを得ない事情があるときは、その者に代わり、民法(明治29年法律第89号) その他の法令に照らして適切な範囲内において必要な措置を講じるものとする。
- 2 区長は、当該居住者等に対して前項の規定により講じた措置に要した費用の負担を求めるものとする。 ただし、区長は、当該居住者等が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認めるときは、当該費用の負担を免除することができる。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定により必要な措置を講じる場合に準用する。
- 第11条 区長は、管理不全な状態にある住居等が及ぼす地域住民の生活環境への悪影響を看過することができないときは、当該悪影響を除去するための必要な措置を講じることができる。
- 2 第9条第3項の規定は、前項の規定により必要な措置を講じる場合に準用する。

(支援)

- 第12条 区長は、管理不全な状態にあり、又はそのおそれがある住居等について、その居住者等が自ら当該 状態を解消することができるよう、当該状態の解消に資する情報の提供、助言その他の必要な支援を行う ことができる。
- 2 区長は、管理不全な状態にある住居等により生活環境を著しく損なわれている地域住民に対し、その生活環境を改善するための必要な支援を行うことができる。
- 3 区長は、前2項の規定により必要な支援を行うときは、次条第1項の世田谷区生活環境保全審査会に諮問し、その意見を聴くことができる。

(世田谷区生活環境保全審査会)

- 第13条 第8条、第9条第3項(第10条第3項及び第11条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第3項の規定による区長の諮問に応じて答申する附属機関として世田谷区生活環境保全審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、管理不全な状態にある住居等に係る対応その他施策に関する事項 について、専門的な見地から区長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第14条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、保健医療福祉、法律等に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他必要と認める 者のうちから、区長が委嘱する。

(任期)

第15条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第17条 審査会は、区長が招集する。

(会議)

第18条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第19条 審査会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明 を聴き、又はその者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
1975 (昭50)	●区長公選	六価クロム鉱滓による土壌汚染問題発生 る土壌汚染問題発生 園 P C B 環境基準・ 排出基準設定 ●世田谷環七対策会 議設置(野沢地区)	●生産緑地の指定●烏山寺町環境協定 締結●多摩川水系合同調 査開始	●資源再利用活動団 体支援事業開始		
1976 (昭51)		国振動規制法 国硫黄酸化物総量規 制実施	●緑化協定区域指定 ●上野毛自然公園開 設		中央自動車道開通 ●既成市街地再整備 基本調査	
1977 (昭52)		■環境保全長期計画 策定	●自然的環境の保護 及び回復に関する 条例制定 ●保存樹木・樹林地 指定制度開始 ●開発緑化指導制度 開始		●集合住宅等建設指 導要綱新玉川線 開通	
1978 (昭53) 1979 (昭54)	●基本構想●基本計画		●神明の森みつ池を 緑地保全地区、特 別保護区に指定 ●みどりの課発足 ●みどりのモデル地		●中高層建築物条例 ●都市環境部発足東京の自動車300万	
1980 (昭55)		国幹線道路沿道整備法(沿道法)働公害局を環境保全局に改組	区協定		台突破 ●小規模宅地開発指導要綱 ●財都市整備公社設立	
1981 (昭56)		電環境影響評価条例	●緑化相談所開設 ●地域緑化地区指定		●都市美委員会発足 ●公共施設の改善に 関する提言	
1982 (昭57)		審室素酸化物総量規制実施	●多摩川にサケの稚 魚放流 ・ 電栄養化対策指導 指針策定 ・ 次大夫堀公園開設		●街づくり条例 ●福祉のまちづくり 施設整備要綱 ●都市デザイン室発 足	
1983 (昭58)		御地域公害防止計画 策定環七を沿道整備道 路として指定小規模し尿浄化槽 排出水指導要綱	●みどりとみずの軸 整備基本構想策定 国野川浄化施設開設		●街づくり推進課発 足 ●ワンルームマンション建築指導要綱 ●街づくり推進地区 指定(北沢3·4丁目)	
1984 (昭59)		●環七沿道整備協議 会設置 国「環境影響評価の 実施について」閣 議決定	動湖沼水質保全特別 措置法制定動緑の倍増計画策定自然環境保護計画 策定一総合治水対策計画 策定多摩川水系水質監 視連絡協議会発足		●自転車等放置防止 条例 ●せたがや界隈賞・ 百景選定	
1985 (昭60)	●平和都市宣言		●兵庫島公園開設		●都市整備方針 ●生活道路整備計画	オゾン層の保護! 関する条約(ウ ーン条約)
1986 (昭61)		●オキシダント測定 室設置(小・中学 校 5 校)	●名木百選選定 ●フラワーランド開設 玉川上水に清流復活 (立川市〜杉並区) ●多摩川サミット開催			
1987 (昭62)	区の人口80万人突破(1月1日現在803,037人) *外国人登録人口8,398人を含む ●新基本計画 ●実施計画	電環境管理計画策定	●ナショナル・トラスト全国大会世田 谷区で開催 ●生垣助成開始		●魅力ある景観づく りに関する提言 東京の自動車400万 台を突破 ●環七沿道整備計画 策定	オゾン層を破壊 る物質に関する- ントリオール議が 書
1988 (昭 63)	●情報公開 条例施行	国オゾン層保護法 (フロン規制法) ●ファミリー環境モ ニター制度	●雨水浸透施設設置 助成事業開始		●まちづくりリレー イベント開始	気候変動に関する 政府間パネル(PCC)設置
1989 (平元)		国エコマーク事業発 足	●側せたがやトラスト協会設立 ●野川流域環境保全協議会設立		●住宅条例	有害物質の越境和動及びその処分の規制に関する条約(バーゼル条約)

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ(その2)

●太字:世田谷区の取り組み

		しに環児以来	(0) (0) (90)	0) 2)		台区の取り組み
年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
1990 (平2)		●環境監視センター開設 ●電気自動車使用開始 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●花のあるまちづく り運動事業開始 働水辺環境ガイドラ イン策定		●道路整備方針 ●都市デザインモニ ター制度	モントリオール議 定書修正、フロン 全廃を決定
1991 (平3)	●地域行政制度 開始 ●個人情報 保護条例制定	●環境配慮指針策定 ●公害対策課を環境 公害課に改組 ●総合支所での公害 苦情相談等開始 ●大気汚染測定網整備 電土壌環境基準設定	国生産緑地法改正	●リサイクル推進課 発足 ⑤再生資源利用促進 法(リサイクル法) ⑤ごみ減量化行動計 画策定 ⑤廃棄物処理法改正	●街づくり推進課を 総合支所街づくり 課に改組 ●住宅整備方針	
1992 (平4)		国室素酸化物総量削 減特別措置法 郵地球環境保全行動 計画策定	●湧水保全事業開始 ●生産緑地地区指定 ●都市農家育成制度 実施	●廃棄物の処理及び再利用に関する条例●資源分別回収開始	●まちづくりセンタ 一設立	気候変動枠組条約 生物多様性条約環境と開発に関する 国連会議(地球サ ミット)「環境と開 発に関するリナンジェンダ 21」
1993 (平5)		□環境基本法 ⑤地球環境基金設置 ⑥地域冷暖房推進長 期計画策定 ⑥環境学習事業計画 策定	圖水辺環境保全計画 策定●緑域環境維持農地 制度実施	 電ごみ収集袋の半透明化実施 ●都区リサイクル推進計画策定 ●資源拠点回収開始 ●生ごみコンポスト化容器あっ旋制度開始 	●駐車場整備方針 ●レンタサイクルシ ステム導入	
1994 (平6)	●基本構想 ●交通安全都市 宣言 ●第2次地域行政 推進計画策定	●環境基本条例●環境基本条例⑥指定低公害車制度 発足●環境基本計画策定●環境学習センター 開設	園水道水源水域水質保全特別措置法御仙川浄化施設開設●谷戸川浄化施設開設●区民農園条例●砧クラインガルテン開設	●大蔵リサイクル施設開設 受世田谷ブランド再生品販売開始 働砧リサイクルセンター開設	●都市景観マスタープラン策定●水・熱エネルギー有効活用型施設の整備基準●新街づくり条例制定	砂漠化防止条約
1995 (平7)	●基本計画 ●実施計画 (7~11年) ●行政手続条例 制定	●環境審議会設置 ●開発事業等に係る 環境配慮制度発足 郵地球温暖化防止対 策地域推進計画策 定	 ■区部の下水道普及 概成 100%達成 ●流域治水対策推進 計画策定 ●城南三河川(渋谷川・古川、目黒川、 呑川) 清流復活	画容器包装リサイク ル法●リサイクル条例●廃食用油リサイク ル事業開始	●新都市整備方針・ 地域整備方針策定 ●福祉のいえ・まち 推進条例	気候変動枠組条約 第 1 回国際会議 COP1 (ベルリン)
1996 (平8)	●行財政改善推進 方針・行動計画 策定	쮛「環境白書」公表 グリーン購入ネットワーク発足 七都県市指定低公害 車制度発足●環境基本計画策定	●土と農の交流園開設 設 ●市民緑地第1号契約	●ごみ減量のための 「東京ルール」提言●事業系ごみの全面 有料化実施		環境マネジメント システムISO 14000シリーズ発 効
1997 (平9)	●実施計画 「調整プラン」 策定	●環境行動指針策定 ・ 環境基本計画策定 ・ 環境公書課を環境 ・ 課に改組 ・ 環境情報システム 稼働 ・ 電大気汚染防止法、 ・ 廃棄物処理法改正 (ダイオキシン類 対策)	●トラスト協会、理機 構指定 ・北沢川緑道せせら ぎ復活(ふれあいの水辺整備あの水辺をはあいの水辺をはあいの水辺をはあいの水辺をはあいの水辺をはあいる。 ・場開設(はおりません)	●リサイクル推進計 画策定	●環境共生住宅開設 国環境影響評価法	COP3(地球温暖化防止京都会議)京都議定書
		●ダイオキシン類対策取組方針策定●ポイ捨て防止条例「エコライフ実践活動in代沢中町会」を実施	●ぽかぽか広場開設 (玉川給水所上部 利用)	御都一般廃棄物処理基本計画(東京スリムプラン 21)策定		
1998 (平10)	●行政改革 推進条例施行	●「環境基本計画・ 環境行動指針第一 次評価・点検報告 書」公表 ®地球環境保全東京 アクションプラン ®環境ホルモン取組 方針	圖水環境保全計画策定	●地球温暖化防止リサイクルプラン策定 電家電リサイクル法 ●三軒茶屋リサイクル ル情報コーナー開設 ●喜多見資源化セン	●防災街づくり基本 方針 ●風景づくり条例制 定	

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ(その3) ●太字:世田谷区の取り組み

			(C)			すらり取り組み
年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
		園地球温暖化対策の 推進に関する法律●ダイオキシン問題 等に係る取り組み 方針		ター開設		
1999	●基本計画(調整 計画)、実施計 画、行財政改善 推進計画策定	●環境美化推進地区 指定(下北沢駅周 辺) ●環境配慮ガイドラ イン編) ®東京エネルギービ ジョン 電化学物質管理法	●みどりの基本計画 策定	●清掃・リサイクル 条例制定		
(平11)		■ダイオキシン類対策特別措置法 郷ディーゼル車NO 作戦 郷 I S O14001 認証 取得 ●環境美化推進地区 指定(二子玉川周 辺)				
2000	●特別区制度改革 ●介護保険開始	●環境美化推進地区 指定(三軒茶屋/喜 多見/千歳烏山駅 周辺) ●環境基本計画(調 整計画) ⑤循環型社会形成推 進基本法 ⑤環境物品等の調達		●資源分別回収事業 区内全域で実施 ●一般廃棄物処理基本計画 ●清掃事業区移管 東京都二十三区清 掃一部事務組合設 画清掃・リサイクル 審議会設置	国大規模小売店舗立 地法	
(平 12)		の推進に関する法律	●区民80万本植樹運動の推進	国廃棄物処理法改正国資源有効利用促進 法改正国建設リサイクル法国食品リサイクル法		
2001	●せたがや21ー未来への展望策定	国PCB廃棄物の適 正な処理の推進に 関する特別措置法 電フロン回収破壊法 郷地球を守る都庁プ ラン 大田区環境基準の 570倍のダイオキシ ン類による土壌汚染 圏PCB適正管理指 道理網	國都市緑地保全法改正圖雨水浸透指針策定	動世田谷清掃工場 建替え計画策定動循環型社会白書●リサイクル千歳台 開設	園・圏外環道沿線7 区市に提示 ●風景づくり計画公 表	01 米国温暖化防止 京都議定書の離脱 表明
2001 (平13)		導要網 郵粒子状物質減少装 置指定要網 郵ロードプランシン が検討委員会報告 書 郵環境確保条例の化 学物質の適正管理 に関する規定施行 ●ISO14001 認証 取得				

※ 🗐 : 東京都二十三区清掃一部事務組合

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ(その4) ●太字:世田谷区の取り組み

			とりめずみ(て			台区の取り組み
年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
2002 (平 14)	●安全 安全 安全 安ク 学の 学の の の の で で で の に で の に に に に に に に に に に に に に	● 第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		●廃棄物処理計画策定●粗大ごみ受付センター開設国自動車リサイクル法	●住環境整備条例制 定 動計画段階環境影響 評価制度の開始 ●第1回地域風景資 ●交通まちづくり基 本計画策定	
2003 (平 15)		●グリーン購入推進 方針策定 国土壌汚染対策法 ●エコライフ実証実 験の実施 郵ディーゼル車規制 を開始 電環境教育推進法	●公園緑地整備方針 策定 ●屋上・壁面緑化助 成開始	●清掃・リサイクル 条例改正(資源持 ち去りの禁止)		
2004 (平16)	●基本計画、実施 計画、行政経営 改革計画策定	●ポイ捨て防止条例 改正(歩きたばこ) ●環境施策評価報告 書 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	●国分寺崖線保全整 備方針策定		●みんなで考えた地域整備方針(区民提案) 御用途地域見直し ●斜面地建築物制限 条例制定 国景観法制定	ISO14000シリ ーズ改訂
2005 (平 17)		●環境基本計画策定 ●地域省エネルギー ビジョン策定	●みどりの基本条例 制定 ●国分寺崖線保全整 備条例制定	●一般廃棄物処理基 本計画策定	■国体の (国本の) 国 (国本の)	京都議定書発効 京都議定書第1回 締約国会合COP /MOP1(モン トリオール)
2006 (平 18)		●環境行動指針改定 ●地域省エネルギー 重点テーマビジョ ン策定 国大気汚染防止法改 正(アスベスト対策)		●エコプラザ用賀開 設	●風景づくり計画改正 ●福祉のいえ・まち 推進条例・施行規 則改正	
2007 (平 19)	区制 75 周年 ●実施計画、行財 政政策推進年次 計画策定	●エネルギー消費量 報告書制度実施 ●公共施設省エネ指 針策定	●みどりとみずの基本計画策定 ●花壇造成助成開始 ●雨水タンク設置助 成開始	●分別収集計画策定	●景観宗 ●景観景 一風正 一風正 一面正 一面正 一面正 一面正 一面正 一面正 一面正 一面	

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ(その5) ●太字:世田谷区の取り組み

			いめがみ(て	0,5,	● 瓜于 . 匝田7	6区の取り組み
年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
2008 (平 20)		●世田谷区役所地球 温暖化対策実行計 画策定	●みどりの基本条例 改正	●分別区分変更 ●資源循環センター リセタ開設	●交通まちづくり基本計画改定	G8北海道洞爺湖 サミット京都議定 書第1約束期間 (2012年まで))
2009 (平 21)		国土壤汚染対策法改 正	●農地保全方針策定 ●みどりの基本条例 改正	●一般廃棄物処理基 本計画の見直し	●ユニバーサルデザ イン推進条例改正	
2010 (平 22)		●世田谷区環境基本 計画(調整計画) 策定 國改正省エネ法施行 国「温暖化対策基本 法案」閣議決定 東日本大震災	●緑化地域指定		●街づくり条例改正	COP16 COP/MOP6 (カンクン合意)
2011 (平23)	●実施計画、行財 政政策推進年次 計画策定	●世田谷区地球温暖 化対策地域推進計 画策定	●シンボルツリーの 植栽助成開始		●風景づくり条例改 正	COP17 (ダーバン合意)
2012 (平 24)	区制 80 周年	●新環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」開始 ●世田谷区地球温暖化対策地域推進計画アクションプラン策定				
2013 (平 25)	●基本構想 ●基本計画、新実 施計画策定	●新環境マネジメントシステップせたがや」本にでは、 ・システップせたがや」本のでは、 ・・システップせたがや」をでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	●みどりの基本条例 改正	■小型家電リサイク ル法	●第3回地域風景資産選定 ●都市整備方針(都市整備の基本方針)改定	
2014 (平 26)		●世田谷区環境基本 計画策定		●一般廃棄物処理基 本計画改定	●風景づくり計画改定 定 ●都市整備方針(地域整備方針)改定	
2015 (平 27)		● 業化・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・		●資源・ごみの収集 カレンダーの発行、 全戸配布の開始		COP21 (パリ協定)
2016 (平 28)		国地球温暖化対策計 画策定	●生きものつながる 世田谷プラン策定	●分別収集計画策定		
2017 (平 29)	区制 85 周年 ●新実施計画(後 期)策定	●ポイ捨て防止条例	●みどりの基本計画 策定		●風景づくり条例改 正	
2018 (平 30)		●弘前市と世田谷区 における自然エネ ルギー活用を通じ た連携・協力協定 締結				

世田谷区を中心とした環境政策のあゆみ(その6) ●太字:世田谷区の取り組み

年度	区政のうごき	地球環境・公害対策	みどり	ごみ・リサイクル	都市整備・街づくり	国際関係
2019 (平31· 令和元)		●世計では、 ・ は、 ・ に、 ・ は、 ・	●名木百選選定(再 選定)	●分別収集計画策定 ●食品ロスの削減の 推進に関する法律 施行 ●一般廃棄物処理基本計画中間見直し	●ユニバーサルデザイン推進条例施行規則改正 ●バリアフリー建築条例改正	国連気候行動サミット 2019
2020 (令和 2)	●新型コロナウイ ルス感染症拡大 防止対策実施	●世田谷宮の表世明田 「事態日町はお子道・ 「本記では、 「本記		●資源・ごみ集積所 で紙パックの回収 開始		国連気候適応サミット
2021 (令和3)		●津南町と世田谷 区にネルギーの を通じた連携・協 力協定締結			●ユニバーサルデザイン推進条例施行規則改正 ●バリアフリー建築条例改正	COP26 (グラスゴー気候 合意)

刊行物一覧

名 称	判型	頁数	発行年月	内 容
せたがやの環境(令和3年度)	A 4	112頁	令和 3年12月	区の環境行政の概要
世田谷区環境基本計画(後期)(令和2年度~令和6年度)	A 4	193頁	令和 2年3月	区の環境保全等に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために策定 した計画
世田谷区地球温暖化対策地域推進計画(平成30年度~令和12年度)	A 4	118頁	30年3月	区内で排出される温室効果ガス (特に二酸化炭素) の削減に努めていく ために策定した計画
自動車公害実態調査報告書 (令和3年度)	A 4	166頁	令和 4年2月	区内の幹線道路等における騒音・振 動等の自動車公害実態調査の報告
自動車騒音常時監視調査報告書 (令和3年度)	A 4	57頁	令和 4年2月	区内の主要道路における騒音等の現 状調査の報告
せたがやの水辺	A 5	16頁 (A2判八つ折)	29年4月	区内河川の水質環境啓発リーフレッ ト
河川調査(水質)報告書(令和3年度)	A 4	152頁	令和 4年3月	区内河川の水質状況調査結果の報告
令和3年度河川調査(生物)報告書	A 4	68頁	令和 3年12月	区内河川の水生生物生息状況調査結 果の報告
大気汚染常時測定室測定結果 (令和2年度)	A 4	256頁	令和 3年11月	区が設置している大気汚染常時測定 室の各汚染物質の経年変化及び年別 測定結果、月別測定結果の報告

せたがやの環境

令和4年度(令和4年9月)

編集・発行 世田谷区環境政策部

環境計画課 ☎(03)6432-7128

環境・エネルギー施策推進課

☎(03)6432-7133

環境保全課 ☎(03)6432-7137

FAX (03)6432-7981 (3課共通)

ホームページ https://www.city.setagaya.lg.jp

〒158-0094

東京都世田谷区玉川1-20-1二子玉川分庁舎